

参議院経済産業委員会会議録 第七号

第一百五十五回
国 会

平成十四年十一月二十一日(木曜日)
午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

田浦直君

委員

小林温君

近藤汎英君

木俣加納君

平田健二君

松田時男君

岩夫君

佳丈君

健二君

木俣時男君

木俣佳丈君

木俣健二君

斎藤汎英君

高谷時男君

保坂時男君

直嶋時男君

藤原正司君

築瀬進君

若林秀樹君

西山登紀子君

広野ただじ君

高市早苗君

西川太一郎君

渡辺具能君

平沼赳夫君

西川公也君

事務局側
常任委員会専門員
政府参考人

塙入武三君

内閣官房内閣審議官平井敏文君
司法制度改革推進本部事務局次長
内閣府政策統括官

平井敏文君

松川忠晴君

大熊健司君

坂野雅敏君

経済産業省産業技術環境局長中村薰君

及川利秋君

原田晃治君

樋渡利秋君

藤原啓司君

桑田始君

山元孝一君

石川眞美君

錢谷雅敏君

坂野雅敏君

桑田始君

中村薰君

太田信一郎君

文化庁次長

農林水産大臣官房審議官

経済産業大臣官房審議官

技術環境局長

特許庁長官

振興局長

文部科学省研究

技術・学術政策

局長

文化庁次長

農林水産大臣官房審議官

経済産業大臣官房審議官

技術環境局長

特許庁長官

委員長(田浦直君)

参考人の出席要求に関する件

○委員長(田浦直君)

会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお詣りをします。

○委員長(田浦直君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。
○委員長(田浦直君) 知的財産基本法案を議題とし、質疑を行います。
○委員長(田浦直君) 知的財産基本法案を議題とし、質疑を行います。
○委員長(田浦直君) おはようございます。自由民主党の近藤剛でございます。

知的財産基本法案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官平井敏文君、司法制度改革推進本部事務局次長松川忠晴君、内閣府政策統括官

官大熊健司君、法務大臣官房審議官原田晃治君、文化庁次長錢谷眞美君、農林水産大臣官房審議官坂野雅敏君、経済産業大臣官房審議官桑田始君、長官太田信一郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり ○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 参考人の出席要求に関する件についてお詣りします。
○委員長(田浦直君) 知的財産基本法案の審査のため、来る二十六日午前十時、本委員会に東京大学名誉教授小柴昌俊君、三菱電機株式会社代表取締役社長野間口有君及び弁護士・弁理士、知的財産戦略会議委員松尾和子君を参考人として出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(田浦直君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(田浦直君) 知的財産基本法案を議題とし、質疑を行います。

○委員長(田浦直君) そのためには、過去の成功を支えた従来型の生産システムから脱却をして、創造的な人材を育成をする、そして付加価値の高い独創的な知的財産を生み出す、そしてそれを社会全体で活用して国民の富を増大をさせる、そのような知的財産立国を実現する必要があるうかと思います。これは言うまでもありませんが、これまでの物づくりだけではなくて情報つくりをも重視する経済体制へと我が国を変革することを意味すると思います。

ここ十年間、世界のパラダイムは大きく変化をしてまいりました。その一方で、日本経済は長期低迷にあえいでいるわけあります。日本は、民もそして官もかつての成功体験を払拭できないでいるということが言えようかと思います。かつての制度はもう古い、そして十分に機能をしていないと、そのように考えております。

その結果として、日本経済の不振があるわけであります。要するにその根本原因是、民間需要だけでは経済をフル稼働できない、そしてGDP比で8%を超える公共投資なくしては景気が崩壊をする。そのような経済構造、そして一方で、その規模の公共投資をもはや維持できない財政危機にあるということが言えようかと思います。公的債務の残高は、GDPの一四〇%に達しております。これは、先進国中最悪の状況であります。

したがって、構造改革の目的は、民間需要を創出しながら公的支出を削減するということによりまして、経済自律成長と財政再建の双方を達成をすることであろうかと考えております。構造改革の基本が官から民へと言われる眞の意味はそこにあるわけであります。民間需要創出の条件は企業の経済活動の場としての我が国の競争力回復であろうかと思ひます。強靭な国際競争力を持った新たな産業構造を構築していくことが我が国にとりまして不可欠であります。

そのためには、過去の成功を支えた従来型の生産システムから脱却をして、創造的な人材を育成

本年は我が国から小柴博士、そして田中耕一さんというお二人がノーベル賞を受賞されるという快挙がございました。誠に知財立国元年にふさわしい年となつたと思ひます。

我が国にとりまして、知的財産立国を実現するための知的財産政策に國を挙げて取り組むことは喫緊の課題であります。世界に通用するような知的財産を創造をして、それをしっかりと保護、活用して、世界の進歩と繁栄に貢献することが重要であると確信をいたします。このような考え方を実現をするためには知的財産政策はこのための大きななかでありますかと思ひます。知的財産基本法の策定を契機といたしましてこの認識を国民広く共有をして、官民を挙げて知的財産を取り巻く諸課題に取り組んでいくことが不可欠であろうかと思います。

一方で、知的財産制度の改革にはスピードが最も重要でございます。我が自由民主党の、私も参加しております経済産業部会の知的財産小委員会においても重要なところでございます。また、政府においても本年三月に知的財産戦略大綱をまとめて、それから三ヶ月余りの今次国会に知的財産基本法案を提出をするという極めてスピード一派な対応を取られたわけでありまして、これは非常に高く評価すべきだと思っております。知的財産法案は、こうした政府、そして我が自由民主党の知的財産への積極的な取組の中で生まれてきたものであると認識をいたしております。

そこで、本日はそのような認識と問題意識を踏まえながら、知的財産基本法案及び知的財産政策に関連して、経済産業大臣及び関連する政府機関の皆様方の見解を伺つてまいりたいと思ひます。

まず初めに、本法案に関する大臣の基本認識、経済産業大臣の認識をお伺いをしたいと思ひます。

十一月十五日の参議院本会議の席上におきましても、福田官房長官から、小泉総理が所信表明演

説で知的財産戦略を我が国の国家戦略とすることを表明したことにつきまして、その真意及び決意に関連して、知的財産を戦略的に保護、活用する、我が国産業の国際競争力を強化することを我が国の国家目標とすることは小泉総理の一貫した意思であると力強く答弁をされました。法案の担当大臣でございます平沼経済産業大臣の決意を改めてここで伺いをいたしたいと思います。

そしてあわせて、政府が知的財産政策に取り組むために制定をいたしました知的財産基本法の意義につきまして、大臣のお考えをお尋ねいたしたいと思います。

○国務大臣(平沼赳氏君) おはようございます。近藤先生にお答えをさせていただきます。

近藤先生が知的財産の重要性に関してお述べになられたとおりだと私は思つております。近年、アジア諸国を中心とした急速な追い上げを受けていた日本は実績を持つております。

しかし、今置かれた社会の中では非常に知的な効率を上げて世界が瞠目するような急成長を遂げられるのが、アメリカの過去の経験から照らしても非常に重要なことに相なつてきておりました。そして、知的財産をいかに創造をして、そしてそれをいかに保護して、それをいかにうまく活用するか、こういうことが二十一世紀の日本の戦略にとって、小泉総理も言われておりますけれども、非常に喫緊の課題として重要なことでございま

す。

そういう中で、今お話の中にもございましたように、今年の三月に、知的財産、これが大切だと、こういうことで知的財産の戦略会議が各界各層の、そして有識者にも入つていただきまして、私どもも参考をさせていただいて、そしてその中でいろいろかんがくがく議論をして、七月にその大綱が取りまとめられました。そして、その大綱の中のイの一番に、やはり基本法を一日も早く制定することだと、こういうことで、今この国

会にこの基本法をそういう観点からお願ひをしております。したがいまして、この基本法の意義とは非常に私は大きいものがあると思っておりまして、この国会で議員各位の御賛同を得て成立をさせていただきますと、直ちにこの知的戦略の本部が本部長内閣総理大臣の下に立ち上がりま

す。そしていよいよ始動をするわけでございま

す。そういう中で、私も担当の大臣として非常に大きな責任を感じておりますし、また日本の国のためにとつてもこのことは是非やり上げていかな

ればいけない、そういう形で、私、これからも全力を尽くして頑張つていただきたいと存じますし、その戦略本部の中では関係省庁はもとより、国の関係する方々の総力を結集して、そして知的財産、この確立に邁進をしていかなければならぬ、このように思つておるところでござります。

○近藤剛君 次に、特許庁長官にお伺いをしたいと思います。

知的財産戦略を国家戦略と位置付けて、我が国産業の国際競争力強化の観点から知的財産基本法を策定することとしているわけありますが、我が国と同様に、諸外国において知的財産に関する基本法あるいは憲法などの法形式を有している国はどのくらいあるんでしょうか。もしもあるのであれば、それぞれそのねらいと効果につきましてどのように評価をされておられるのか、また我が国としてそのような経験から学ぶことがあるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(太田信一郎君) お答えいたしま

す。

知的財産に関する諸外国の基本法あるいは憲法等に関しましては、私ども知る限りにおきまして、ロシア、韓国、アメリカ、ドイツ、中国など、幾つかの国において知的財産の保護等を定めた憲法があると承知しております。これらの憲法に基づき、知的財産に関する国際条約の枠組みの中、各國においてそれぞれ知的財産に関する基本の方針が採用されているところでございます。

一方、我が国での知的財産基本法でございますが、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念、責務、基本的施策、さらには推進計画、さらには戦略本部の設置について定めています。このような立法は主要国において例がなく、我が国独自のものと考えております。

私も九月にジュネーブのWIPPOの会議に参加いたしました。我が国ではこういう基本法案を存じますが、本年七月にまとめられた知的財産戦略大綱のうちで、多くの項目について特許庁に対して宿題が与えられているわけであります。中でも、具体的行動計画のうちに、保護強化の第一に、迅速、的確な特許審査の実現がうたわれております。そのためには審査官の大幅な増員あるいは審査に関連する業務の合理化あるいは民間人材の積極的な活用など、抜本的な対策が必要であると思います。また同時に、出願人の経済的負担を増大させない努力も必要ではないかと思います。

特許庁としては今申し上げたこれらの点につきましてどのような対策を講じるのか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(太田信一郎君) お答え申し上げます。

知的財産立国、国の目標に、国家目標になつているわけでございますが、その実現には、優れた技術を事業化のタイミングを、これは逃してはなりません、逃さずには適正に権利化して、これを保護、活用する、いわゆるプロパテント政策が不可欠だと思つております。このため、御審議いただいている法案第十四条におきましても、「所要の手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずるもの」と明確に規定しておるところでございます。

実情、現状を申し上げますと、今後、出願内容

がますます高度化、複雑化していくと思います。あわせて、審査請求期間、これまで七年だったのを三年にした、そういう短縮に伴う審査請求件数の急増が予想されております。そういう中で、私ども、特許審査期間、現在二十二か月ですが、この長期化を懸念しているところでございます。

こうした状況の下、国際的に遜色のない迅速かつ的確な審査の実現に向けて、正に制度の中核を担う審査官を確保するとともに、審査における特許性判断のための先行技術調査のアウトソーシング、さらには、私ども、O.B.を、動員というのはちょっと失礼な言い方ですが、審査補助職員として活用する等々、審査体制の整備等に全力を挙げ取り組んでいきたいと思います。

その中で、審査請求構造、そういうものの改革のために、料金体系の見直し等も併せて現在議論しているところでございます。

○近藤剛君 その検討の過程に当たりましては、出願人の経済的な負担を増大させない努力という点も重要な点ですので、引き続き、御検討を賜りたいと、そのように思います。

続ぎまして、経済産業副大臣へお伺いをさせていただきます。

知的財産戦略を国家戦略として位置付けて、我が国産業の国際的競争力を強化するために知財基本法を制定するからには、我が国の知的財産を侵害する国及び地域に対しても政府の毅然とした外交的な対応が必要だろうと思っております。この点に関しまして、具体的にどのような対応を取られようとしておられるのか、経済産業副大臣の答弁を求めます。

○副大臣(高市早苗君) 非常に大きな被害が出ているのが模造品、海賊版の流通でございますが、模造品の製造国、断トツが中国で、中国が三・三%、韓国一八%、台湾一七%ということで、この三国で七割弱でございます。

こういった問題に対応すべく、知的財産基本法案におきましては、国が講すべき基本施策の中にこの模造品、海賊版対策を位置付けております。

政府としては、これまでWTOですか、それから二国間の通商交渉の場で、中国を始めとするのを三年にした、そういう短縮に伴う審査請求件数の急増が予想されております。そういう中で、私ども、特許審査期間、現在二十二か月ですが、この長期化を懸念しているところでございます。

こうした状況の下、国際的に遜色のない迅速かつ的確な審査の実現に向けて、正に制度の中核を担う審査官を確保するとともに、審査における特

政府としては、これまでWTOですか、それから二国間の通商交渉の場で、中国を始めとするのを三年にした、そういう短縮に伴う審査請求件数の急増が予想されております。そういう中で、私ども、特許審査期間、現在二十二か月ですが、この長期化を懸念しているところでございます。

こうした状況の下、国際的に遜色のない迅速かつ的確な審査の実現に向けて、正に制度の中核を担う審査官を確保するとともに、審査における特

政府としては、これまでWTOですか、それから二国間の通商交渉の場で、中国を始めとするのを三年にした、そういう短縮に伴う審査請求件数の急増が予想されております。そういう中で、私ども、特許審査期間、現在二十二か月ですが、この長期化を懸念しているところでございます。

こうした状況の下、国際的に遜色のない迅速かつ的確な審査の実現に向けて、正に制度の中核を担う審査官を確保するとともに、審査における特

具体的には、九月のWTOのレビューの場で、中国の知的財産制度、そして運用の問題点を指摘しております。それから、先月、十月は、中国の石広生对外貿易経済合作部長の来日がございましたが、このときには、平沼大臣の方から知的財産権保護強化を要請いたしております。また、同じ十月ですが、APECの閣僚会合がメキシコございました。これは、私が参加をしたんですが、これも閣僚会合全体の席の中でこの問題を取り上げ、日本からの改善案を提案いたしておりますし、また先週のWTOのシドニーでも、場外で大臣にさんざん文句を申し上げたところでございます。

十二月一日から七日までの予定で、これは民間の反模倣品団体であります国際知的財産保護フォーラムが、中国の中央政府とそれから特に日本企業の被害が大きい地方の政府にミッションを派遣いたしまして、この模倣品問題の解決に向けた制度面、それから運用上の改善を要請する予定となつております。このミッションのフォーラムの座長であります森下松下電器産業株式会社の代表取締役会長を中心、本田技研、資生堂、マイクロソフトなど、幅広い業種の役員が参加すると承知いたしておりますし、経済産業省といたしましても、もしも国会など関係方面の御理解が得られればですが、ハイレベルの者が参加いたしまして、模倣品、海賊版問題の解決に向けて、政府、産業界一体となつた対応を、断固たる姿勢を示してまいりたいと考えているところでございます。

○近藤剛君 今の御答弁に関連をいたしまして、

具体的には、九月のWTOのレビューの場で、中国の知的財産制度、そして運用の問題点を指摘しております。それから、先月、十月は、中国の石広生对外貿易経済合作部長の来日がございましたが、このときには、平沼大臣の方から知的財産権保護強化を要請いたしております。また、同じ十月ですが、APECの閣僚会合がメキシコございました。これは、私が参加をしたんですが、これも閣僚会合全体の席の中でこの問題を取り上げ、日本からの改善案を提案いたしておりますし、また先週のWTOのシドニーでも、場外で大臣にさんざん文句を申し上げたところでございます。

十二月一日から七日までの予定で、これは民間の反模倣品団体であります国際知的財産保護フォーラムが、中国の中央政府とそれから特に日本企業の被害が大きい地方の政府にミッションを派遣いたしまして、この模倣品問題の解決に向けた制度面、それから運用上の改善を要請する予定となつております。このミッションのフォーラムの座長であります森下松下電器産業株式会社の代表取締役会長を中心、本田技研、資生堂、マイクロソフトなど、幅広い業種の役員が参加すると承知いたしておりますし、経済産業省といたしましても、もしも国会など関係方面の御理解が得られればですが、ハイレベルの者が参加いたしまして、模倣品、海賊版問題の解決に向けて、政府、産業界一体となつた対応を、断固たる姿勢を示してまいりたいと考えているところでございます。

○近藤剛君 今の御答弁に関連をいたしまして、

具体的には、九月のWTOのレビューの場で、中国の知的財産制度、そして運用の問題点を指摘しております。それから、先月、十月は、中国の石広生对外貿易経済合作部長の来日がございましたが、このときには、平沼大臣の方から知的財産権保護強化を要請いたしております。また、同じ十月ですが、APECの閣僚会合がメキシコございました。これは、私が参加をしたんですが、これも閣僚会合全体の席の中でこの問題を取り上げ、日本からの改善案を提案いたしておりますし、また先週のWTOのシドニーでも、場外で大臣にさんざん文句を申し上げたところでございます。

具体的には、九月のWTOのレビューの場で、中国の知的財産制度、そして運用の問題点を指摘しております。それから、先月、十月は、中国の石広生对外貿易経済合作部長の来日がございましたが、このときには、平沼大臣の方から知的財産権保護強化を要請いたしております。また、同じ十月ですが、APECの閣僚会合がメキシコございました。これは、私が参加をしたんですが、これも閣僚会合全体の席の中でこの問題を取り上げ、日本からの改善案を提案いたしておりますし、また先週のWTOのシドニーでも、場外で大臣にさんざん文句を申し上げたところでございます。

具体的には、九月のWTOのレビューの場で、中国の知的財産制度、そして運用の問題点を指摘しております。それから、先月、十月は、中国の石広生对外貿易経済合作部長の来日がございましたが、このときには、平沼大臣の方から知的財産権保護強化を要請いたしております。また、同じ十月ですが、APECの閣僚会合がメキシコございました。これは、私が参加をしたんですが、これも閣僚会合全体の席の中でこの問題を取り上げ、日本からの改善案を提案いたしておりますし、また先週のWTOのシドニーでも、場外で大臣にさんざん文句を申し上げたところでございます。

護制度の普及啓発を行うということを実施しておりまして、関係省とも連携しまして、所要の措置を講じてまいりたいと考えております。また、民間におきまして、育成者権などのいろんな関係者が協力しまして権利侵害の対策を行なうことで、植物品種保護戦略フォーラムといも、フォーラムと連携して官民一体となつた育成者権の侵害対策を推進したいというふうに考えております。

○近藤剛君 さてここで、再度恐縮でございますが、経済産業副大臣にお伺いをいたしたいと思います。

知的財産立国実現を図るためには、あらゆる場面での官民挙げての取組が必要となると思ひます。また、先ほど副大臣御答弁されたとおりであります。言うまでもなく、知的財産の活用はその一つ、重要な一つであります。企業による特許の取得、管理の戦略的対応をそのためには更に促していくことが必要であります。

また、人材の流動化や事業のグローバル化を背景といたしまして、営業秘密が競合他社に漏えいをしたり、技術が海外に意図せずに流出をしております。それらを活用した事業展開の妨げとなつてゐるという事実があるわけであります。企業による営業秘密や技術の管理強化を促す必要があると思いますが、このため参考とすべき指針あるいは他の施策が必要と考えておりますが、その点につきまして、経済産業省としての考え方をお答えいただきたいと思ひます。

○副大臣(高市早苗君) 七月に出ました知的財産戦略大綱におきまして、企業が営業秘密に関する管理強化のための戦略的なプログラムを策定できますように、参考となるべき指針を二〇〇二年度中に策定することとされております。近藤先生は国際的な、本当に国際的なビジネスの第一線で御活躍でいらっしゃいましたので、今御指摘ありましたが、意図せずして営業秘密が外に出てしまふことがあります。

まことに、このようなトラブル、これが企業の競争力を損ねてしまうというところは実態であろうと考えます。このような現状に対応するため、先生がおっしゃいました営業秘密の管理指針、これを作成すべく、今、産業構造審議会の中の知的財産政策部会経営・市場整備小委員会で検討しているところです。この営業秘密の具体的な内容としましては、自社の営業秘密だけではなくて、他人から受領した営業秘密の取扱い方、それから過去の営業秘密関連の判例を踏まえた最低限の管理水平だけじゃなくて、国際的な秘密管理の動向を踏まえた望ましい管理水準といったものを提示すべく検討しているところと聞いております。また、人材流動化に対する影響、御指摘がございましたが、これについても考慮することとしております。

ですから、この当該指針ができましたら、これを企業が活用することで各企業が明確な営業秘密管理体制を作つていける、秘密の漏えいの防止に努めるようになるものということを期待しておりますし、この指針に基づく自主的な取組を促進していくための方策についても検討中というところでございます。

○近藤剛君 それでは、同じ観点から法務省における伺いをしたいと思います。

情報窃盗に関しましても適切な刑事罰を科する立法の必要があると私は思つておりますが、この点に関しまして法務省の現在の考え方、またこの点について今後どのように立法措置を図っていくと考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

○政府参考人(樋渡利秋君) お答え申し上げます。

情報窃盗に関しましても適切な刑事罰を科する立法の必要があると私は思つておりますが、この点に関しまして法務省の現在の考え方、またこの点について今後どのように立法措置を図っていくと考えておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(松川忠晴君) お答え申し上げます。

そのためには、自由民主党といたしましても、TLO等の大学の知的財産事務処理体制の整備あるいは特許流通アドバイザーや产学研連携コーディネーター等の活用を引き続き推進をするとともに、知的財産管理体制の強化を図る必要があるということです。本年度より予算化された知的財産管理制度アドバイザーリー制度の効果的な運用を目指すべきであると訴えてまいりましたところであります。

これらの政策の実施の現状に関しまして、経済産業省の答弁を求めたいと思います。

○政府参考人(太田信一郎君) お答え申し上げます。

我が国経済の活性化を図るために、先生言われましたように、大学で生まれた技術シーズをできる限り民間へ円滑に移転して、新しい産業の創出に

つなげることが重要だと思っております。そのためには、大学が戦略的に特許を取得して活用することが何よりも重要なふうに考えております。

このために、特許庁といたしましては、大学が組織的に特許出願あるいはその知的財産管理がで

きる体制を整備することを支援するため、おっしゃられたように、本年度から企業の知的財産部

OBなど知的財産管理の専門家、私ども知的財産管理アドバイザーというふうに呼んでおりま

が、を大学へ派遣する事業を開始したところであ

り、全国五大学へこれまで派遣しております。

また、大学からの技術移転を支援するため、T

L.O.へ特許流通アドバイザー、現在十月末で三十

六名おりますが、を派遣する等々の特許流通促進

事業を展開しております。現在の成果でござ

いますが、累計約二千件を超える移転が、流通が

行なわれているというふうに思っております。

特許庁といたしましては、こうした支援策を通じまして、大学における戦略的な特許取得、活用

のための体制の整備に今後とも努めていきたいと

いうふうに考へておるところでございます。

○近藤剛君　さて、もう最後になりますが、平沼

大臣に幾つかお伺いをさせていただきたいと思

ます。

平成十四年の弁理士法の改正で、弁理士に付与

されました限定付きの訴訟代理権は、その範囲に

おいて著作権や発明者の権利等には及ばない、し

かも弁護士が受任をする事件に限られているわけ

であります。したがいまして、その訴訟代理権は

実質的に従来の訴訟補佐の看板の書換えにとど

まっていると言えようかと思ひます。弁理士の訴

訟代理権の限定は、国際的整合性及び何よりも我

が国の国際競争力の観点から、至急見直す必要があ

るうかと私は考へております。

例えば、アメリカのパテントアトーニーとは我

が国の弁理士は国際的に必ずしも平等に取り扱わ

れない制度になつてゐるわけであります。弁理士

制度の更なる改革を目指しました平成十四年度弁

理士改正法に付けられました附帯決議がございま

す。その趣旨を実現をする観点からも、そしてま

た先ほど申し上げましたように、国際的整合性の

意思を尊重してしっかりとやつていかなきやいか

れど、こういうふうに思つてゐます。

○近藤剛君　統きました、訴訟手続の充実と迅速

化につきまして、大臣のお考へを伺いたいと思

います。

○國務大臣(平沼赳夫君)　知的財産を戦略的に創

造いたしまして、それを保護して活用することで

富を生み出す知的財産立国となることが非常に求

められているところでございます。

このための方策といたしましては、知的財産の

事業化や取引活動、さらには紛争解決を支援する

知的財産専門サービスの質的、量的な拡充を図る

ことが必要であると認識しているところでござい

ますけれども、その中核的な担い手として、御指

摘の知的財産に関する専門的、技術的な知見を有

する弁理士の更なる育成、活用を図る必要が私は

あると、このよう考へております。

平成十四年の改正弁理士法成立時の附帯決議に

おきまして、御指摘のように、今後の弁理士制度

の在り方について、多様化、複雑化及び総合化す

る知的財産権をめぐる内外の動向及び利用者から

の要請等を踏まえて、訴訟受任の在り方や訴訟代

理業務の範囲などについて引き続き検討する、こ

のう決議がなされているわけでございまして、

經濟産業省といたしましては、この本決議の趣旨

を踏まえまして、平成十六年度以降、弁理士が特

許権侵害訴訟業務を開始した後に弁理士の侵害訴

訟への関与の実績を見極めつつ、知的財産関連訴

訟をめぐる環境及び利用者からの要請等も勘案を

して、必要に応じまして各省庁ともこの制度の在

り方に私どもは前向きにきちっとやつていかなけ

りやいけない、そういうやっぱり体制を整えてい

かなければなりません。

そういう形で、私どもは、この点は附帯決議の

意味を尊重してしっかりとやつていかなきやいか

れど、こういうふうに思つてゐます。

○近藤剛君　統きました、訴訟手続の充実と迅速

化につきまして、大臣のお考へを伺いたいと思

います。

○國務大臣(平沼赳夫君)　附帯決議ではございま

す。論点いろいろございました

が、知的財産を取り巻く様々な課題にこれから取

れど、こういうふうに思つてゐます。

○近藤剛君　統きました、訴訟手続の充実と迅速

化につきまして、大臣のお考へを伺いたいと思

います。

○國務大臣(平沼赳夫君)　附帯決議ではございま

す。論点いろいろございました

が、知的財産を取り巻く様々な課題にこれから取

れど、こういうふうに思つてゐます。

○近藤剛君　統きました、訴訟手続の充実と迅速

化につきまして、大臣のお考へを伺いたいと思

います。

○國務大臣(平沼赳夫君)　御指摘の平成十二年法

おきまして、御指摘のように、今後の弁理士制度

の在り方について、多様化、複雑化及び総合化す

る知的財産権をめぐる内外の動向及び利用者から

の要請等を踏まえて、訴訟受任の在り方や訴訟代

理業務の範囲などについて引き続き検討する、こ

のう決議がなされているわけでございまして、

經濟産業省といたしましては、この本決議の趣旨

を踏まえまして、平成十六年度以降、弁理士が特

許権侵害訴訟業務を開始した後に弁理士の侵害訴

訟への関与の実績を見極めつつ、知的財産関連訴

訟をめぐる環境及び利用者からの要請等も勘案を

して、必要に応じまして各省庁ともこの制度の在

り方に私どもは前向きにきちっとやつていかなけ

りやいけない、そういうやっぱり体制を整えてい

つ、知的財産権関連の事件をめぐる環境及び利用

者からの要請等も勘案をいたしまして、必要に応

じて関係省庁とも制度の在り方も含めて検討を進

めていかなければならぬ、このように思つてい

るところでござります。

○近藤剛君　次に、これから設置されます知的財

産戦略本部につきまして、大臣のお考へをお示し

いただきたいと思います。

以上、今までの、論点いろいろございました

が、知的財産を取り巻く様々な課題にこれから取

れど、こういうふうに思つてゐます。

○近藤剛君　統きました、訴訟手続の充実と迅速

化につきまして、大臣のお考へを伺いたいと思

います。

○國務大臣(平沼赳夫君)　附帯決議ではございま

す。論点いろいろございました

が、知的財産を取り巻く様々な課題にこれから取

れど、こういうふうに思つてゐます。

○近藤剛君　統きました、訴訟手續の充実と迅速

化につきまして、大臣のお考へを伺いたいと思

います。

○國務大臣(平沼赳夫君)　御指摘の平成十二年法

おきまして、御指摘のように、今後の弁理士制度

の在り方について、多様化、複雑化及び総合化す

る知的財産権をめぐる内外の動向及び利用者から

の要請等を踏まえて、訴訟受任の在り方や訴訟代

理業務の範囲などについて引き続き検討する、こ

のう決議がなされているわけでございまして、

經濟産業省といたしましては、この本決議の趣旨

を踏まえまして、平成十六年度以降、弁理士が特

許権侵害訴訟業務を開始した後に弁理士の侵害訴

訟への関与の実績を見極めつつ、知的財産関連訴

訟をめぐる環境及び利用者からの要請等も勘案を

して、必要に応じまして各省庁ともこの制度の在

り方に私どもは前向きにきちっとやつていかなけ

りやいけない、そういうやっぱり体制を整えてい

御指摘のようすに、しっかりとした本部とそれをボートする事務局体制、これを万全にすることを一番重要だと思つております。

そこで、この法案におきましては、本部を総理大臣を含むすべての国務大臣が責任を持つて就任することと同時に、知的財産に優れた識見、経験を持つ有識の方々に御参画をいただくと、こういうことで強力な陣営を構成をする。そして、御指摘の事務局体制についても、これは民間からもしかるべき方々に積極的に参画をしていただきたいことで、内閣官房に所要の人員を配置をしてしっかりととした体制を整備することとしております。

なお、本部というのは、本法の第二十五条の規定に基づきまして、重要な知的財産政策に関する調査審議、その施策の実施の推進及びそのための総合調整を行うこととしておりまして、この点につても事務局体制の能力の充実により、十分に実効性を確保しながら知的財産戦略を進めていかなければならぬと思っておりますし、さらに、御指摘がございましたやつぱりスピードというものが非常に必要でございますので、そのこともこの事務局体制の中でしっかりと意識を持つて迅速化に図ると。

それから、民間にできることはもう民間に極力やつて、そこから活力を生み出すということは当然のこととござりますから、事務局も迅速化とそして民の活力をいかに引き出しかど、こういうことに力点を置いて、本部、事務局が一体となつてこの知的財産の戦略を推進をしていかなければならぬと、こういうふうに思つております。

○近藤剛君 大臣、大変ありがとうございました。

繰り返しになりますが、知的財産政策は我が国の産業競争力を強化するための大きなかぎであります。本基本法の策定を契機といたしまして、この認識を広く国民で共有をして、今後設置される知的財産戦略本部のリーダーシップの下で強力に政府各省の施策を推進をする、そしてまた官民を挙げて知的財産を取り巻く諸課題に取り組んでい

くことができるのを強く希望をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○篠瀬進君 おはようございます。篠瀬進でござります。

この問題については既に先日の本会議でも質問をさせていただきました。振り返ってみますと、随分平沼大臣とのやり取りも思い出されてくるところでございまして、一番先には、小渕総理に予算委員会でこの問題について知財の必要性、重要性について質問をさせていただき、また、たしかに森総理のときの通産大臣でございましたですね。

そのときにも、たまたま民主党、ここに持つてまいましたけれど、「はばたけ 知的冒険者たち」というものを一年間掛けて二〇〇〇年の六月にまとめさせていただきまして、これを大臣に手渡しをさせていただいた。そして、知財についての国家戦略を早急に立ち上げていただきたい、こういうふうに申し上げました。

既にこの私どもの二〇〇〇年六月にまとめた「知的冒険者たち」の中には、行政あるいは立法、司法すべてを巻き込んで取り組む、そういう大きな取組をしていかなければならないというようなことも提言させていただきました、その中

心にまず法律的には知財基本法、さらにそれを実施するものとして知財戦略会議、さらにそれを具体的な手足としてやる具体的な役所として知財庁と、こういうようなものを体系的に提案をさせていただいたと記憶をいたしております。

その中で、今回、知財基本法がこうして与党提案ということではありますけれども、私どもの先生が、どうもこれは我が國の、いつもよく指摘されるところでありまして、戦略なき國家というようなことを言われるわけでござります。この点の認識が不十分であるならば、また再びかつての誤り

を犯してしまはうんではないのかなということを感じるわけでございまして、冒頭にそんな質問を若干させていただければと思つております。

まず、この知財戦略というようなものが、ここに本院の調査室が作りました資料の中で、アメリカの取組として紹介をされているのがございます。この資料の二十三ページに「米国の知的財産政策の流れ」ということで、一九八五年にいわゆるヤング・レポートというようなものが頂点としてよく取り上げられるわけありますけれども、どうもこの分だけ取り上げられて、知財戦略といふようなものは正に産業政策であると、というようある意味での一種矮小化したと見え方がされてしまう。私は、その辺にまず最初の懸念を覚えましたけれども、大臣は、まずその点、どうお

うようなものが頂点とし、たしかに森総理のときの通産大臣でございましたですね。そのときに、たまたま民主党、ここに持つてまとめていたけれども、「はばたけ 知的冒険者たち」というものを一年間掛けて二〇〇〇年の六月にまとめさせていただきまして、これを大臣に手渡しをさせていただいた。そして、知財についての国家戦略を早急に立ち上げていただきたい、こういうふうに申し上げました。

既にこの私どもの二〇〇〇年六月にまとめた「はばたけ 知的冒険者たち」の中には、行政あるいは立法、司法すべてを巻き込んで取り組む、そういう大きな取組をしていかなければならないというふうなことを、どうも調べてみるとそうではないような感じもいたします。たまたま当たったのかなというところもあります。しかし、それは、アメリカの英知をこういうふうに集めて、コンピューターが作り出す新しい経済や新しい社会の在り方、新しい文化の在り方あるいは科学技術に対する大変な影響、こういうようなものを一本こちらで置き、そして、それで生まれてくる様々な知的成果物があるわけあります。これらは学術においても、学術の世界においてもしかり、また経済の世界においてもしかりと。こういふう、言うならばコンピューターの作り出す新しい革命的な社会、それを経済に置いたときには、コンピューターが作り出す成果物というようなものが飛躍的に、今まで考えも付かなかつたようなことがどんどん出てくる、これを戦略的に押さええて

いこうという。

こういう二つの、言うならば、コンピューター

の作り出す新しい経済社会と、それを経済戦略と

してまとめる知財戦略と、こういう一つの大きな車の両輪のごとくこれが絡まっているということ

で私が通産大臣を拝命し、そして、もうその時点から大変なこの問題に対する造詣が深いし、そしてまた「はばたけ 知的冒険者たち」、これは二〇〇〇年におまとめになった。今御指摘になられましたように、正にこの知的戦略会議から知的戦略本部をこれから作る、その中に大綱を作つて基本法を作るというのは、ここで正に問題点として御指摘になつたとおりのことが進んでいると、こうい

うことで、私どもとしてはその先見性に改めて敬意を表さなければなりません。この中には知財庁

と、こういうようなものを体系的に提案をさせていただいたと記憶をいたしております。

その中で、今回、知財基本法がこうして与党提案ということではありますけれども、私どもの先生が、どうもこれは我が國の、いつもよく指摘され

ることに關しても私は認識を一つにしておりまし

て、やつぱり七〇年代から八〇年代にかけては日

本が独り勝ちでございまして、あのときジャバ

ン・アズ・ナンバーワンだと、あるいは二十一世紀は日本の世紀なんということでお日本人は少し

有頂天になつていて。しかし、そのアメリカ人

は、自分たちは戦争に負かした日本の後塵をなせ

拝しているのか、そしてアポロ計画で月にまでロケットを飛ばして月の石を持ってきた、そういう

形の、先生やつぱりそういう、ある意味じゃ危機

感とおっしゃいましたけれども、そういう危機感

が非常にばねとなつて、そして一連のそういう、

いかに経済を回復させるか、また力を取り戻すか

と。こういうことが、その表現の中にも多少僥幸もあつたというような御認識もあつたと思いますが、私もそういう面もあつたと思うんですけれども、しかし一貫してそういうことを追求してきたということは、今回の非常に大きな成果、九〇年代の繁栄に結び付いていたと思っているわけであります。私どもとしてはやはり、冒頭篠瀬先生が、日本というものは戦略性が欠けていると、こういうことで、特にコンピューターと、そしていわゆるそういう新しい一つの仕組みを作っています。そういうことに関しての御指摘もありましたけれども、そういう面で日本は若干、この八〇年代から九〇年代、そして現在において戦略的な後れを取っているということは私は事実だと、こういう認識でございまして、その辺は篠瀬先生と認識を軸を一にさせていただいているところだと、このような感想を持っております。

○篠瀬進君 戰略の意味を矮小化するということになってしまふと、パワーはその時点から私は失われてくるんではないのかなと思うんです。知財基本法、これは所管は事実上は経産省的な取扱いで出てきていますけれども、私はもつとそれを幅広にとらえていかないと、これもまたいわゆる政策的な失敗、気が付いたら、ああ、あのころ、はやりであれ言つていたなみたいなことになってしまいます。その辺を非常に恐れるんです。

例えば、具体的に例を挙げさせていただきますと、森総理のときにIT政策というようなものが大変華々しく打ち上げられました。所信表明でも予算委員会でもIT、ITという言葉がもう耳にたこができるぐらいた連發をされた。しかし、あつという間にそれはITバブルということで、今、むしろ反省の対象のように思われている。正にそれは、ある意味で政策の本質的な意味というようなものを分からずにIT政策を推進をしたということの一つの反省点なのではないのかなと思います。

それともう、ITというようなものはやつ

ぱりインフラクティプなコミュニケーションなんですよ。だから情報の送り手と受け手が必ず存在をするはずでありまして、送り手の側、すなわち経済的に言えば情報の発信側という位置付けになると、例えば情報機器を製造しているところとか情報のコンテンツを作り出しているところとか。そまいまして、情報が更に受け手の側でどれだけ有用性を持つのかという取組が後追いで付いてくる。そういう一種バランスを欠いた取組をしたので、あつという間にIT政策は何となくもう後れた政策のようないメージになってしまいます。

正にそれは、情報の本質が先ほど申し上げたインターネットタイプなコミュニケーション、送り手もあれば受け手もあるんだというふうな本質をきちんとやっぱり踏まえた形での政策展開をしていかなかつた、その結果なんではないのかなと思うんですけども、この点についての御認識はどうでしょうか。

○国務大臣(平沼赳氏) 私も、森内閣のときにIT戦略本部というのができまして、そこのメンバーとして、そして戦略会議というのは、篠瀬先生も御承知のように非常にインターネットタイプな発想を持つていてソニーの出井会長が議長になつてずっと進めてきたわけであります。

確かに最初の目標に掲げたところの幾つかは、例えば二〇〇五年までにアメリカを追い越すようなIT社会を実現しよう、そしてその具体的なあれとしては、一つの目標としては、いわゆるブロードバンド、いわゆる高速のインターネット網を、例えば日本でADSLで三千万世帯、そして光ファイバーで一千万世帯、そういうインフラのところに目標の重点が非常にあつたことは事実だと思います。

それからさらに、当時、たしか接続料というのが一万二千円もしていたわけでありますけれども、それをとにかく低廉化しようと、こういう形で非常に官民一体となつてそれに取り組んで、実際としては、今ADSLというのも、昨年の一月

ぐらいには一万八千であつたものが、現時点は五百になんなんとする形で整備されてきました。しかし、その中で、やはり双方向でございます。ですから、そちらの方も努力していただくことは事実ですけれども、例えばの例としては、インターネットによる行政手続の二十四時間受付ですと、あつという間にIT政策は何となくもう後れた政策のようないメージになってしまった。それ

いうところまでなりました。しかし、その中で、やはり双方でございます。ですから、そちらの方も努力していただくことは事実ですけれども、例えばの例としては、インターネットによる行政手続の二十四時間受付ですと、あつという間にIT政策は何となくもう後れた政策のようないメージになってしまった。それ

ぐらいには一万八千であつたものが、現時点は五百になんなんとする形で整備されてきました。いたりますと、日本の法律やらあるいは政策に一般的に見られるような供給者優位の発想というようなものが背景にあるのかなと。それで我々は最近随分痛い思いをさせられていると思います。例えば、狂牛病の問題。狂牛病の問題をとらえるときには、あれは畜産というようなものを、やっぱり供給者の畜産業者あるいは畜産業界というふうな立場の中でいろいろと政策を開拓をしてきた。一方で、牛肉を消費している消費者の側の論理というようなものが欠けていたんではないのかな、あるいは欠けていないにしてもその辺の取組が非常に弱かったのかなと。

どうもやっぱり、例えば経産省にしても、日本のすべての行政庁が関連業界を抱えています。その関連業界を抱えているものの中でいろいろなニーズが寄せられて、そしてそれが法律化をしてくるということになる。そうすると、それぞれの役所が出てくる法律というようなものは、言うならばまずその業界のためというようなものが第一義として出てきてしまう。だから、日本の政策というのは一般的に供給者サイドに立つた、いろいろな取組を法案化したもののが非常に多いような感じがいたします。

私は、知財基本法についてもそういうことになつたらちょっと大変なことになるぞという、そういう懸念を実は今持つております。この法律が縦割り行政と、それから、それぞれの役所が後ろに控えている業界というようなものにシフトした形で知財の取組をしてくるというふうな形になると、例えば簡単に知財基本法という名前なんだけれども、これはもう経産省のやつている業界法の一つなんだよというようなことに、もし、矮小化といいますか、そういうものに墮してしまいますと、本当の意味での国家戦略にはなり得ないで終わってしまうのではないのかなというふうな感じがいたします。

そこで、ちょっと前提が長くなつてしまつたんですけども、正にその供給者優位の発想が、こ

の知財に置き換えて見てみますと、権利の創造、それから保護、活用、こういうふうになつてくるんですけれども、保護、活用というふうな部分についてはかなり業界的な取組もばつと出てくるだろうと思うんですよ。私のある同僚が、知財がもつともうかるということを分かつてもらわなくちやねど、こういうふうな言い方をしました。確かにそういう側面はあると思います。

しかし、もっともっと重要なのは、一番スターにあるのは、我が国の持つてゐる知的創造力といふようなものを学校教育においても企業においても社会においてもいろいろな形で活性化をさせていくという、そのサイクルがあるとして、一番スタートに立つてゐる創造のメカニズムといいますか創造のサイクルというようなものに相当力点を掛けないと、あつていう間に業界法で終わってしまうということになりかねないんですね。これはもうある意味で学校やら企業やらあるいは社会全体と絡む話になつてくるんで、経済産業省といふものを更に超えた取組、発想がないと、あつていう間にこの知財基本法のパワーというようなものなくなつてしまふんではないのかなという懸念を持つります。

○國務大臣(平沼赳太君) 大変重要な私御指摘だ

と思つております。

知財の戦略会議の中でも各界各層の方々でいろいろ議論をし、御指摘の点もその議論の中に十分出てまいりました。したがつて、今御指摘の、そういう何といいますか供給者サイドのものであつては、これは御指摘のように仮作つて魂入れずに相なると思ひます。

ですから、経済産業省としましても、やつぱりこういう発明だとか創意工夫というのは非常に大切だという形で、私どももそういう視点の中でこれまで、例えは文部科学省と協力をして、そして、こういう発明だとかそういうものの大きさというようなパンフレットを作つてそれを配布させていただくとか、それから文部科学省いろいろ聞くところによりますと、広く告知をしておこりますと、特許審査料あるいは審査請求料という

協力をしながら、その創造の部分という根っこの部分をやっぱりしっかりと育てていつて、そして、単なる業界法で終わるというようなことじゃなくて、総合的にこれを伸ばして、そして日本が、私はさつきの御答弁で申し上げたように、日本の場合にはこれから知的財産というものを一つの中心に据えて、そして競争力のある豊かな社会を作つて、こう、こういうことでござりますから、そこの一一番大切な視点というのは、根つこの部分をしっかりとさせないと幾らやつてもこれは絵にかいたものになりますので、その御指摘といふのは私どもは十分踏まえてやつていかなきゃいけない、そういうふうに思つてはいるところでございます。

○篠瀬進君 そういうことで、創造の活力をどんどんどんどん増進をしていくことが非常に大切だというふうな御答弁もいたわけありますが、私は、そういう意味では、今、特許審査料の改定についての議論が出てるようありますけれども、その点はちょっとやつぱり今の御答弁と違うんじゃないのかなという感じがするわけでございます。

若干質問の予告してある順番が異なつてまいりますけれども、お許しいただいた上で、特許審査料の、今、改定方針、どうも結論からいえば、私が見ますと、それは創造力を高めていくということではむしろ逆行してしまふんではないのかな

という懸念を持つんですね。

既に報道でも出ておりますけれども、特許の場合は若干手続が何段階かに分かれておりますので若干御説明をいたしますと、出願から登録までの現行料金をちょっと紹介をさせていただきますと、出願手数料、一番最初出願する、二万一千円。それから、それが三年以内に審査請求しないと取下げとみなされてしまふわけありますけれども、三年以内に審査請求をするという段階になりますと、特許審査料あるいは審査請求料という

一千二百円に特許の請求項目というようなものがあるわけでありまして、その請求項目をNといたしますと、請求項目ごとに二千二百円掛けられまして、大体、特許庁が出されている資料だと、このなかで、大体、特許審査料約十万円になると。請求項目平均八項ということで計算をなさつておられますと八万四千三百円足す二万円弱というようになりますと、大体、特許審査料約十万円になると。それで、審査が始まりまして、いわゆるファーストアクションと、第一次審査というようなものにかかるものになりますので、その御指摘といふのは私どもは十分踏まえてやつていかなきゃいけない、そういうふうに思つてはいるところでございます。

○篠瀬進君 そういうことで、創造の活力を高めることでござりますから、そこの一一番大切な視点というのは、根つこの部分をしっかりとさせないと幾らやつてもこれは絵にかいたものになりますので、その御指摘といふのは私どもは十分踏まえてやつていかなきゃいけない、そういうふうに思つてはいるところでございます。

既に報道でも出ておりますけれども、特許の場合は若干手續が何段階かに分かれておりますので若干御説明をいたしますと、出願から登録までの現行料金をちょっと紹介をさせていただきますと、出願手数料、一番最初出願する、二万一千円。それから、それが三年以内に審査請求しないと取下げとみなされてしまふわけありますけれども、三年以内に審査請求をするという段階になりますと、特許審査料あるいは審査請求料という

一千二百円に特許の請求項目というようなものがあるわけでありまして、その請求項目をNといたしますと、請求項目ごとに二千二百円掛けられまして、大体、特許庁が出されている資料だと、このなかで、大体、特許審査料約十万円になると。請求項目平均八項ということで計算をなさつておられますと八万四千三百円足す二万円弱というようになりますと、大体、特許審査料約十万円になると。それで、審査が始まりまして、いわゆるファーストアクションと、第一次審査というようなものにかかるものになりますので、その御指摘といふのは私どもは十分踏まえてやつていかなきゃいけない、そういうふうに思つてはいるところでございます。

既に報道でも出ておりますけれども、特許の場合は若干手續が何段階かに分かれておりますので若干御説明をいたしますと、出願から登録までの現行料金をちょっと紹介をさせていただきますと、出願手数料、一番最初出願する、二万一千円。それから、それが三年以内に審査請求しないと取下げとみなされてしまふわけありますけれども、三年以内に審査請求をするという段階になりますと、特許審査料あるいは審査請求料という

一千二百円に特許の請求項目というようなものがあるわけでありまして、その請求項目をNといたしますと、請求項目ごとに二千二百円掛けられまして、大体、特許庁が出されている資料だと、このなかで、大体、特許審査料約十万円になると。請求項目平均八項ということで計算をなさつておられますと八万四千三百円足す二万円弱というようになりますと、大体、特許審査料約十万円になると。それで、審査が始まりまして、いわゆるファーストアクションと、第一次審査というようなものにかかるものになりますので、その御指摘といふのは私どもは十分踏まえてやつていかなきゃいけない、そういうふうに思つてはいるところでございます。

○政府参考人(太田信一郎君) お答え申し上げます。

まず、知財立国、私ども正にプロパテントの基本的な考え方で進めなくてはいかぬと思っております。そのためには、優れた技術を事業化のタイミングを逃さず権利化して、これを保護、活用する、正にそういう政策が不可欠だというふうに考えております。基本法案第十四条でもその趣旨が規定されております。

それから、七月の三日に取りまとめられた知的

財産戦略大綱におきまして、特許審査の迅速化等のための具体的な行動計画として、審査官の確保、アウトソーシングの積極的な活用、さらには

我が国の出願請求構造の改革、さらには早期審査制度の活用等々総合的な施策を講ずることが必要だというふうに指摘されているところでございま

す。これらを踏まえまして、経済産業省、特許庁といたしましては、今も述べました諸施策につきまして、今年の九月から産業構造審議会の知的財産政策部会特許制度小委員会において総合的な視点に立つて鋭意検討を進めているところでございま

す。築瀬先生御指摘の特許関連料金の見直しにつきましても、我が国の出願・審査請求構造の改革のための施策の一環として議論をしていただいているところでございます。具体的に検討状況を御説明させていただきたいと思います。

まだ決まつたわけではございませんけれども、検討しておりますところでございますが、まず私どもがいただいてる料金は三つございます。先生言われましたように、出願のときの出願料、それから審査請求をされるときの審査請求料、それから特許を査定されたときの年金といいますか維持料をいたしております。

願料につきましては、出願奨励の観点から引下げを行うことを検討しております。現在、出願は年間大体四十四万件ございます。このうち、五割強の二十五万件ぐらいが審査請求をされます。私も特許庁の審査官、約千人おりります。それで毎年一人当たり百八十八件の審査をしております。アメリカの二倍、ヨーロッパの三倍以上の審査件数をこなしております。もちろん、アウトソーシングも徹底的に活用して大車輪で仕事をしているところでございます。ただ、それだけ頑張つても約二十万件の件数をこなしているところでござります。そういう意味で、二十五万件の請求があるところを二十万件でございますので、それが滞貨

として積み重なっていくという状況に現在のところはあるわけでございます。

そういうものをどうするかということで、先ほど申しましたように、総合的な対策を検討しているところでございますが、その二十万件の審査請求のうち、私ども、やや問題があると思つておりますのは、請求される出願のうち約二割、これに

ついては審査官が同じ手間暇が掛かるわけでございますが、審査をいたしますと先行事例がある、同じような発明がもう既に前にあると、あるいは

なくとも、全く進歩性がないということで拒絶の通知を出させていただきます。そうすると、全く応答がないという状況にあります。もちろん、拒絶通知を出したものの中では、ほかのものについていろいろと補正等をやるものもあるわけでございますが、二十万件の二割でございますので、四万件については何らの応答もない。これはやっぱり特許性が大変低いものを審査請求されていると言わざるを得ないと思つております。

現在の審査請求料、平均的なケースで先生言われましたのは約十万円でございます。私ども、監査法人に特許庁のすべてのデータを出して調査をさせまして、コストは約二十五万円前後掛かっておると。そうすると、特許を取得する率の高い出願の方とその他の出願人の間でコスト負担の不均衡も出しているという問題もあるかと思います。

こういうことで、私ども、審査請求料につきましては、審査請求を行った際により慎重な検討を促すことができ、かつ、先生言われましたように、特許性の見込まれる出願、高いものまでも抑制されることはあつてはならないと思います。角を矯めて牛を殺すようなことがあつてはならないと思つております。そういう水準にまで引上げを行つて、最後の維持費、特許料についてはその分下げる方向で検討をしたいと思っておりまして、正に審議会でそういう議論を行つてあるところでございます。

こうした審査請求料と特許料のバランスの見直しによりまして、特許性の低い出願の審査請求が

出願人の判断により回避されるとともに、出願人のコスト負担の不公平を是正することができ、

ほかの施策もいろいろやらなければなりません、そういうものと相まって、我が国全体として最適な出願・審査請求構造への改革につながることが期待できると考えております。

いずれにいたしましても、私ども、我が国の知識財産の創造、保護、活用を更に推進するプロパテント是非とも推進したいと思っております。そういう観点から、今申しましたような特許関連料金の在り方を含めた総合的な施策を講ずるべく、更に十分な議論を深めて、なるべく早く結論を得たいというふうに考えているところでござい

ます。

○築瀬進君 ちょっと大臣の答弁の前に。

大臣の答弁、これから求めさせていただきますが、その前に、大臣の答弁の前提として一つ説明付け加えさせていただきたいと思うんですけれども、アメリカの状況でございます。

現行でいいますと、日本の場合は、登録した後の権利維持のための年金の部分はちょっと一応の割合で、登録前の手数料で比較いたしますと、先ほど言つたように、出願のときに二万一千円、それから特許審査料として約十万円、合わせて十二万円というような状況です。平均です、これは八項目として。アメリカの状況を見てみます

と、アメリカは一律、これ間違ついたら御指摘しては、審査請求を行う際により慎重な検討を促すことができ、かつ、先生言われましたように、特許性の見込まれる出願、高いものまでも抑制さ

れるることはあつてはならないと思います。角を矯めて牛を殺すようなことがあつてはならないと思つております。そういう水準にまで引上げを行つて、最後の維持費、特許料についてはその分下げる方向で検討をしたいと思っておりまして、正に審議会でそういう議論を行つてあるところでございます。

それともう一つ、アメリカもそういう意味で、

今年の七月に、ごめんなさい、アメリカは、アメリカの手数料七百四十ドルというようなものの値上げの動きが今年ありました。アメリカの特許庁が法案を提出してまいりまして、この出願の料金

が、今年の七月にアメリカの下院で公聴会をやりまして、圧倒的に反対の声が強かつたということでおかの運動もいろいろやらなければなりません、そういうものと相まって、我が国全体として最適な出願・審査請求構造への改革につながることがアメリカの議会で提案をされたんですよ。ところは、ほんの動きが今年ありました。アメリカの特許庁が法案を提出してまいりまして、この出願の料金と特許性の見込まれる出願、高いものまでも抑制されることは、一方で日本は更に、これもし特許の権利維持のための年金の部分はちょっと一応の割合で、登録前の手数料で比較いたしますと、先ほど言つたように、出願のときに二万一千円、それから特許審査料として約十万円、合わせて十二万円というような状況です。平均です、これは八項目として。アメリカの状況を見てみます

と、アメリカは一律、これ間違ついたら御指摘しては、審査請求を行う際により慎重な検討を促すことができ、かつ、先生言われましたように、特許性の見込まれる出願、高いものまでも抑制されることはあつてはならないと思います。角を矯めて牛を殺すようなことがあつてはならないと思つております。そういう水準にまで引上げを行つて、最後の維持費、特許料についてはその分下げる方向で検討をしたいと思っておりまして、正に審議会でそういう議論を行つてあるところでございます。

そこから辺で、やっぱり私は大臣の、せつかく知財基本法ができるんだから、その御祝儀に今年は値上げはしないと、こういうふうな方向を出されないんですよ。

そこから辺で、やっぱり私は大臣の、せつかく知財基本法ができるんだから、その御祝儀に今年は値上げはしないと、こういうふうな方向を出されないんですよ。やつぱりそれだけアメリカの方が敷居は高いということでしょう。

それともう一つ、アメリカもそういう意味で、

を私は聞きたいので、大臣に御答弁いただければと思います。

○委員長(田浦直君)

まず特許庁長官に、今の説明について、質問について何か御意見あつたら述べて。

○政府参考人(太田信一郎君) アメリカのお話出ました。アメリカでも、いろんな諸問題に対応するため、審査請求制度を設ける、あるいは料金を値上げする等々いろんな案が出されておりまして、議会等で議論をされております。確かに一とんざした感じもありますが、私、ちょっと衆議院の審議のために出られなかつたわけですが、先々週、三極の、アメリカと日本とヨーロッパの特許長官会合があつて、私が出られませんでしたので私の下の技監が出来まして、アメリカも引き続き料金改定について努力したいというお話をあつたということは御紹介をさせていただきたいと思います。

それで、先ほども申しましたように、私ども、角を矯めて牛を殺すようなことは全くするつもりはありません。ただ、やはり、審査官が本当に粉骨碎身仕事をしているときに、やはり四万件ものについて先行事例もある、あるいは先行事例がなくとも全く進歩性がないという案件について四万件あると。この部分について、仮にその半分でも特許になり得る可能性のあるものについて労力を回すことができれば、その部分について権利化が早くなつて、それこそ日本の競争力の強化にながつっていくと。

そういう意味で、私ども特許庁の審査システムというのは正に公的なシステムだと思っておりまます。それを効率的に利用していくために、企業のもちろん御理解、御協力もいただきたいと思ひますが、料金についてもそういう形で変更させいただいて、維持費等については下げる。それから、大学とか一部中小企業についてはディスカウントの制度が今でもございます。(長いと呼ぶ者あり)はい。そういうものを含めてきちんとやつていきたい

と思つておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○國務大臣(平沼赳夫君)

私がちょっと答弁申し上げようと思ったのを特許庁長官が言つてしまつて、私は、築瀬先生の言われている、本当にインセンティブを与えて、基本法を作つて、そういう形で門戸を開くことは、私はおっしゃる意味はよく分かるわけです。しかし、るる御説明させていただいた、日本の二割もそういう実効性のない、そういうものが混じつていてそれが現在の審査というものを非常に大きく阻害をしているという面があります。

その中で、今、特許庁長官の答弁にもありますけれども、やはり例えば企業の中でもそういうものに対して、いいものがどんどんやればそこにインセンティブを与えるように制度的に料金も、実績主義みたいな形を盛り込むということもいいことだと思いますし、また、いわゆる特許料が高いという形でなかなか払えないような零細あるいは中小企業に対してはこれもう既にやってますけれども、そういうところを強化するとますけれども、そういうところをしっかりとやりながら、今現状の問題点、これもいわゆる知的財産の戦略会議の中でもここは非常に議論があつたというふうに承知しております。

そして、そういう中で、今こういう形でお願いをしているわけでございまして、築瀬先生の言わることも我々今後の検討の中にしつかり入れて、そして総合的に私はやつていかなきやいけないと、こういうふうに思います。

○築瀬進君 大臣から、記念の年だからと、お祝いにというふうな前向きな答弁があると期待をいたしておつたんですけれども、どうもかなり固いようでござりますけれども。

私は、どうもお二人のお話、理解できないんですね。二割、ある意味でははしにも棒にも掛けられたおつたんですけれども、どうもかなり固いようでござりますけれども。

私は、築瀬先生の言わっている技術があるかどうかの調査なんですよ。

これは、特許でいう新規性のものかどうかという

ことをチェックするんですね。今は随分科学技術あるいはコンピューターも進んでいますから、検索システムは簡単なんですよ。

ければ、簡単に先行技術があるかどうか、逆から

いえば、新規があるかどうかということはるい

に掛けられるはずなんです。その上で、ふるいに掛けた上で、その実体これは進歩性の審査とい

うのをよく言われるんですけども、新しいんだ

う。しかし、知的創造に取り組もうという人間にとつてみれば、特許の専門家から見ればそうかも

しらぬけれども、私は一生懸命取り組んでいると

セスの中に入つていくんですよ。それを金を上げることによってカットしていこうという基本的な

発想は私は間違いだと思います。もしやられるん

だつたら、先ほど言つたように二割の無駄、これ

をどういうふうに省いたらしいのかという制度的

な工夫をすればいいじゃないですか、料金的な値

上げじゃなくて。

私は、そういう意味では、いろいろな意見も承つております。ヨーロッパの流れというようなものも違うというふうなお話を聞いておりますけれども、弁理士会の皆さん提案をしている言

うならばいわゆる調査前置制度、これはある意味で制度的な努力を示したものとしてもう一回真剣に検討なさつた方がいいんではないのかな、私はこう思うんです。

先ほど特許庁長官、二割ぐらいは簡単に無駄が

分かるようなものがあるというふうにおっしゃつた。その二割というのは一体何だというと、これ

はかなり専門的なお話を恐縮でありますけれど

も、特許の審査というようなものは実質上二段階

に分けて行われるということの表れなんですよ。

第一段階では先行技術調査というのをやるんで

す。第二段階では実体審査というようなものをや

ると。

第一番目の先行技術調査というのは、正に先行

している技術があるかどうかの調査なんですよ。

これは、特許でいう新規性のものかどうかという

ことをチェックするんですね。今は随分科学技術

あるいはコンピューターも進んでいますから、検

索システムは簡単なんですよ。

ければ、簡単に先行技術があるかどうか、逆から

いえば、新規があるかどうかということはるい

に掛けられるはずなんです。その上で、ふるいに

掛けた上で、その実体これは進歩性の審査とい

うのをよく言われるんですけども、新しいんだ

けれども余り意味がないようなやつはやっぱり取

りましようというのは、この二段階でのある意味

での評価の話になつてくるわけです。

だから、第一段階の先行技術調査の方はかなり

機械的にソートを掛けるのは簡単なんですよ。

あるいは、アウトソーシングもその部分で可能

なんですね。だから、そういう具体的な手続があ

るんだから、この先行技術調査というようなもの

を分けて、一定期間内に調査請求がない場合は出

願取下げとみなすなんという制度がこの部分につ

いてむしろ有効的に機能できるんじゃないのかな

と。ある意味で、料金を上げるんではなくて、そ

ういう制度的な工夫というようなものの余地とい

うようなものは十分にあるんじゃないのかな、私

はこう思うんです。

私は、後ろでちょっと苦笑いなさつている方がいらっしゃつて、恐らくその趣旨は、そんなに完全に分

けられるものじゃないよというふうにおっしゃり

たいんでしよう。確かにそういう側面はあるかも

しれない、両方ファイードバックしながらやつてい

くのかもしれないけれども。

私は、それはそれとして、やつぱり先行技術と

それから実体審査というふうなことについての区

分けというようなものが事実上どうも行われて、

そういう流れの中で審査手続やつている、ファイ

ストアクションをやつしているというんだつたら、

その実態をもつとときちつと踏まえた上で、先ほど

言つたように、そんなに手間掛けないでソートで

きるものについてはそこで処理をするというふう

な、料金でそれをやるというんじゃない、そういう

工夫というのはできないのかなと、こういうふ

うにちょっと聞かせていただきたいんですけど

も、これは特許庁長官に。

○政府参考人(太田信一郎君)

お答えいたしました。

審査請求に先立つて、築瀬先生がおっしゃられ

たように、調査請求を行うといういわゆる調査前

置制度というもののというのは、考えられないこと

はないかと思いますが、これは出願人にそういう

ことをまず義務化することの是非というものがあるかと思います。

それから、先ほどそれこそ御説明ありましませんが、私ども、先行技術調査については指定法人、I P C C 、工業所有権協力センターに正にア

ウトソーシングして、特許庁の審査官と一緒に大わらわでやっているわけでございますが、新たに前置主義という形で負担が生じた場合に、今やつてやつておると。そうした場合に、今それで大わらわでやつていているわけでございます。そういう効率化への影響等もございます。

そういうことで、やはり私どもとしては慎重に検討することが必要じゃないかと考えておりますが、産業構造審議会、今議論をしております。そ

ういう総合的な施策の検討の中でも、出願人の適切な先行技術調査をどういう形で実現したらいいかという方策についても十分な議論を行つていただきたいというふうに考えているところでございます。

○篠瀬進君 この議論はこの辺でとどめたいと思

いますけれども、大臣、まだ最終決断までの時間があるだろうと思うんです。

やつぱりこれはアナウンスメント効果というのはあるだろうと思うんですよ。知財基本法を出した

ました、だけれども料金がばつと値上げしました

というふうなことが一般の国民にどういうふうに受け取られるのか、それは考えていただきたい。

それから、アメリカと日本との比較の中で、この料金格差が更にこれによって広まっていくよと。それはアメリカも値上げの努力はしますというの

は、それは役所はそういうふうなお話は三極会議でされるでしょ。だけれども、公聴会で反対になつたらそれは議会は通らないんですから、その結果として格差広がるんです。これ、一般的にどういうふうな受け取られ方されるかはもうお分かりだろうと思いますね。

でありますから、是非この値上げについては撤

回をするのが賢明なんではないかなというこ

とを申し添えさせていただきまして、次の質問に行

かせていただきたいと思います。

先ほど民主党の近藤議員さんからもいろいろな御質問がありました。私も、正に國家戦略という意味は、これ日本の国全体として知財紛争処理能

力をいかにレベルアップしていくのかというふうなことが大変重要な問題です。

そのため、若干、質問で予告はないんですけど、これは前にも大臣におつけたことがありますので、ちょっとまず前提の質問なので、答えづらいかもしれません、質問させていただければと思うんですが。

私は、昨今の日本の土業界のいろんな業法整備が改正でなされておりますけれども、その中に欠けているのは、トータルで日本の広い意味でのリーガルサービスのレベルをいかに上げていくのかという、そういう視点がどうも欠けていてるんで

は、それそれがやつぱりタコつぱ的な、自分の業界だけを考え、例えば弁護士さんは弁護士さん、弁理士さんは弁理士さん、司法書士さんは司法書士さん、こういうふうな方向になつてきてしまって、ユーリーの視点が私は非常に欠落をしている。正にこの点でも、先ほど日本の政策で、一般的に持つてある供給者優位の発想

といふようなものがあるだけれども、サービスを供給している業界のサイドに立つたそういう改正がどんどん行われているような感じがする。

しかし、実際はユーリーからとつてみればどうかなというと、私は使いづらい方向性にどうもなつてないんじやないのかな。その例が、私自身ももう余り実務やつていませんけれども、弁護士です。

例えば、友人の話を聞きますと、東京で大変活躍をしている友人の弁護士がいるけれども、その弁護士の事務所には税理士がいます。だから、例えれば相続の話になると、もうそこであちこち行かずにはいけない回しをすれば必ず税理士がいます。

そういう意味では、リーガルサービスのワントップサービスとして、知財におけるワントップ

サービスとして、知財におけるワントップ

トップサービスが以前は簡単にできていた。しかし、弁護士は弁護士法を改正いたしまして弁護士法人を作る、それから税理士は税理士法を改正して税理士法人を作る。ところが、法人と法人との間のお互いの連携というものについての考慮がそ

れぞれの法律ではありません。でありますから、今までではパートナー的にうまい具合に税の申告なども、これは前にも大臣におつけたことがありますので、ちょっとまず前提の質問なので、答えづらいかもしれません、質問させていただければと思うんですが。

私は、例え弁護士と弁理士の問題もやっぱりそういう問題が出てくる。弁護士法人も弁理士法

も結構でなされども、作つたらいんだけれども、法人化はしたのはいいんだけど、法人ともやつて、むしろ業態を分けなきやならないよう

ないうことできちつと分けられてしまつという形になつて、むしろ業態が生まれる。

も、この件についての大臣の御答弁を求めます。○国務大臣(平沼赳氏) 当然、ユーリー本位でシステムを構築するということは私は大切な視点だと思います。

特許の紛争に関しましても、やっぱり弁護士さんの中ではこういう例えは工業所有権だとかそういう専門的な形でそういう知識が持つておられる方があるという形で、紛争裁判の中に弁護士さんも入つていただくようなそういうことは第一歩として進んできています。ですから、そういうふうなことをやつぱりもつと推し進めてやれるようにしていかなきやいかぬと思ひますけれども、私も地

元に弁護士会の皆様方、税理士会の皆様方がおられますて、これは日本のあれとしてそれをお立場があると、こういうなかなか難しい問題も一つあることは事実ですけれども、やはりこれから検討の中でそういうそれぞれの団体の皆様方の御理解もむしろ我々が働き掛けてユーリー本位のことをやつぱりもつと進めてやれるようにしていかなきやいけないと、こういう基本認識は持つておられます。

と、それが今回の基本法の精神も生かすことにつけるべきで、こういうことで、その努力はしていく

したが、とにかくこの問題、私はライバルはやっぱりアメリカなんだろかと、こういうふうに思っています。特許の申請件数でもアメリカ一位、日本が二位と、随分後れて英独仏が来ると、こういうふうな状況でございます。そういう意味では、アメリカというものは大変ある意味でのパートナーでもあります。ライバルでもあると、こういう状況は二十世紀も続くであろうと思います。

そうした中につつてやっぱり、アメリカの体制と日本の体制を比較しながら、我が国の体制の弱さというようなものを補つていく、こういう観点が是非とも望まれるところだろうと。そういうことで、知財紛争処理能力、特に司法レベルでのことなど三點ほど質問をさせていただきたいと思います。いろんなパターンはありますけれども、主に特許侵害訴訟、随分これアメリカの方に逃げているというような例を、これはもう先輩、同僚、皆さんもよく御存じのところだろうと思うんですが、三点ほど質問させていただきました。

訴訟当事者という形になつてしまりますと、よく専門的な言葉では攻撃防御方略と、こういうことを言うわけですね。攻撃をしつつ防御をするといふのは、これが訴訟の原告でも被告でも双方ともにそういう考慮に立つて審理を進めていかなければならぬ。そうしますと、日米の彼我の攻撃防御方法の格差というようなものが結構目に付くところがございまして、三点の質問も背景にはそのような共通の認識があるわけでございます。

第一点は、これ非常に、特許侵害訴訟という形になりますと、御案内のとおりの大変な先進的な科学技術が焦点になつての大変厳しい争いでありますけれども、非常にそういう意味では証拠方法を集めるのが両当事者ともに苦労するわけであります、原告になると被告になると同じことなりますけれども。そういう中で、例えば侵害者の側からいってもあるいは被告にされた会社の側からいって、科学技術の証拠方法が相手の隨分奥深くに潜んでいる場合にどういうふうにそれを

ぱりアメリカなんだろかと、こういうふうに思っています。特許の申請件数でもアメリカ一位、日本が二位と、随分後れて英独仏が来ると、こういうふうな状況でございます。そういう意味では、アメリカというものは大変ある意味でのパートナーでもあります。ライバルでもあると、こういう状況は二十世紀も続くであろうと思います。

ところで、この特許法百五条の文書提出命令、どうも文言からいうと簡単に拒める、正当な理由入つていけない、証拠集められない。というふうなことになりかねないわけでございまして、そこで、この特許法百五条の文書提出命令を拒める正当な理由と、このと中身というのは一体何なんだろうかと。

これは広過ぎても狭過ぎてもいけないわけでございます。当然、それそれが正当な努力の結果得た科学技術に基づく営業の秘密、これは守つてやらなければならぬし、また逆に、攻撃をする方も、自分のそういう自助努力の中できた科学技術の成果物を侵害された場合は、それは積極的に相手に対して攻撃に出られるようにしておかなければならぬ。

そこで、この文書提出命令にいう拒否理由としての正当な理由というのは一体どういうふうに解釈をすればいいのか、その内容がちょっと、正当な理由という言葉だけを法律がぱんと投げているわけでございまして、判例の集積も今のところ少ないような感じでございますので、この正当な理由の内容について、現在分かり得る範囲での公権的な解釈といいますか、これをお示しいただければなと思ひます。

○政府参考人(太田信一郎君) 御指摘の特許法第一百五条のいわゆる文書提出命令でございますが、その文書提出命令を拒み得る正当な理由について、篠瀬先生おつしやられたように、具体的な判例は限られておりますが、典型的には、火事などあつたよう、民訴法百五条で文書提出命令の必要性を判断する際にインカメラという手続が新しくこれ入つたわけでありますけれども、実は、秘密の場所で見ることができるのは裁判官だけなんです。ここに意外に日米の差というようなものが出るんじゃないのかなと私は心配をいたしておりました。

たゞ、技術的なノウハウ、それから顧客の名簿のよ

うな秘密事項が記載されているなど、提出すべき書類に営業秘密が含まれていることも正当な理由に当たるとされております。

ただし、判例、東京高裁の平成九年五月二十日の判例にも示されておりますが、営業秘密であれば直ちに正当な理由と認められるわけではございませんで、個別具体的な事案に応じて、営業秘密を開示することにより書類の所持者が受ける不利益と書類が提出されないことにより訴訟当事者が受ける不利益とを比較考量し、裁判所が判断することとなります。

なお、民事訴訟法改正に伴い、平成十一年の特

許法改正によりまして、文書提出を拒む正当な理

由があるか否かについては、裁判官のみが文書を

見ることによってその妥当性を判断する手続、い

わゆるインカメラ手続が設けられました。その

後、この手続の下で、営業秘密の保護に十分留意

しつつ、訴訟上必要な証拠が提出されることが期

待されております。この制度は、運用が始まられ

て間もないものであり、正当な理由が不明確な事

態が生じているか、今後の判例の動向をきちんと

注視していくと、かように考えております。

○篠瀬進君 今御答弁の中で、インカメラと、こ

ういう言葉が出ました。カメラと、いわゆる写真を撮るカメラではなくて、イタリア語で

室内というふうな意味でございまして、密室の中

でそれを見るというようなことでございます。

実は質問の第二点は、そのインカメラ手続の日

米の比較というようなことでござります。

アメリカでは、実は、インカメラ、カメラ、室

内、秘密の部屋の中に入ることができるの

代理人も入れるんですよ。日本は、今の御答弁に

あつたように、民訴法百五条で文書提出命令の必

要性を判断する際にインカメラと、いう手続が新しくこれ入つたわけでありますけれども、実は、

秘密を守るという

守秘義務を課した上でのことでありますけれども、

も、そういう意味の方向性を出すのが最も望ましいのではないのかなと思いますけれども、今日法

務省の方がお見えになつておられるだらうと思います

ので、それについての、私の意見を踏まえた上で

御見解、聞かせていただければと思います。

○政府参考人(原田晃治君) 委員御指摘のよう

に、現在、特許法、また民事訴訟法におきましては

一般的な文書の提出命令、特許法におきましては

侵害行為の立証のために必要な文書の提出命令の

制度がございます。

ただ、このような文書というのは、これも御指摘のとおりでございまして、営業の秘密が記載されることが多いために、しかも民事訴訟法におきましては証拠調べが公開の法廷で行われる、これは取りも直さず営業秘密が暴露されてしまうと、

こういう問題点があるところから、いわゆるインカメラ、裁判官だけが文書提出命令を発するかどうかを判断するについて文書を見るための手続が整備されたというのが民事訴訟法のインカメラであり、特許法で同じように採用されているインカメラだと、このように理解しております。

問題は、今も御指摘ありましたとおり、非常に技術的な内容を含む文書でございますので、裁判官が見るだけで本当にそれが判断できるのかといふのは、正にこれまでいろいろ指摘があつたところでございます。問題は、代理人を立ち会わせるという一つの方法がございますが、代理人が立ち会つたときに、そこで当然代理人が営業秘密に触れることがございます。これが後に漏せつされるというようなことをどうしても止めないといけない。問題はそれをどのように担保するかと、これが検討の一一番難しいところであろうと思いま

す。
もちろん、罰則規定、守秘義務を課した上で罰則規定を置くというのが一つの方法でございますが、いつたん罰則規定を置きますと、当然刑事罰になります。そうしますと、刑事罰というのはまたこれ公開の法廷でやらざるを得ない。公開の法廷でそれが本当に営業秘密を漏せつしたことにならぬかどうかを審理する。そこで、本当に営業秘密かどうかがまた刑事の公開の法廷で審理されなければならない。非常にそういう意味で難しい問題が一つあるというふうに考えております。さらにもう一つ、今後考えていかないといけないのは、来年の通常国会に我々は民事訴訟法の改正法案を提出する予定でございますが、そこで専門委員という制度、これ創設しようと思つております。専門委員の方にいろんな形で裁判官を補助

していただくというようなことが検討の対象となっております。このような点も含めて、今後、民事訴訟法における営業秘密の在り方について検討をしてまいりたいと、このように考えております。

○篠瀬進君 今、ある程度積極的な方向で御検討をしているというふうな御答弁であったと思います。しっかりとやっぱりアメリカの裁判所の方がいいんだぞというふうなそういうことが今後とも続かないように、日本の司法も相当頑張つてい

るんだと、ここではちゃんと自分の立場も守りながら攻めることもできると、こういうふうな十分な科学技術についての攻撃、防御ができるようなら、そういう体制というようなものをやっぱり早く急に整えていただきたいなと思います。

それから三点目で、これもやっぱりアメリカの法廷と日本の法廷の比較でございますけれども、これは攻撃、防御、原告も被告も必死になつて争うわけでございます。争う過程で、攻めている方も自分の秘密を守りながら攻めなければならないというふうなことに当然なつてくる。

そうしたときに、アメリカなんかの場合はアトーニー・クライアント・ブリビレッジという制度がございまして、パテントアトーニーに関しては、自ら攻めつつも、自分の持つている情報の中でこれは営業の秘密に当たるから相手の求めに対してそれをガードすることができる、こういうアトーニー・クライアント・ブリビレッジと。ブリビレッジというのは特権という意味でしようか、自分の依頼者の利益を守るために勇敢と守られている部分があるわけです。

日本の場合は、弁護士にはこのようなアトーニー・クライアント・ブリビレッジというのは当然あるわけですよ、依頼者の秘密を守ると。ところが、先ほど近藤議員もお触れになつてのこと

よつて日本の弁理士も弁護士と一緒に共同訴訟代理ができるようにはなつたと。ただ、弁理士には、弁護士であるならばアメリカでも当然認められる特権というようなものがまだまだ日本の弁理士の場合は与えられていないわけです。

という形になりますと、やっぱり双方の比較をいたしますと、日本の弁理士法改正というようなものは一つの大きな一歩だつたと思います、防衛方法がまだまだ全面的には確保されていないんですね。

士の場合は与えられていないわけです。
よつて日本の弁理士も弁護士と一緒に共同訴訟代理ができるようにはなつたと。ただ、弁理士による日本企業が日本の弁理士と通信した文書については、この守秘特権が認められなかつた判例が過去にあり、そのため、日本企業の利益を害するという指摘がなされたことは私どもも承知しております。しかしながら、最近、これ二〇〇〇年の五月三十一日でございますが、マサチューセッツ州の連邦地方裁判所におきまして、弁護士と同等の守秘義務を弁理士に認めていた日本の改正民事訴訟法の規定及び弁理士法上の守秘義務を理由といたしまして、日本の弁理士と依頼者間の通信に守秘特権が認められる決定がなされ、判例が変更されております。

基本的にこの問題はアメリカの裁判所の判例法に関する問題であり、先般の弁理士法改正によって、御指摘のように、弁理士に訴訟代理権が付与されたことは、アメリカの裁判所において上記の判例を定着させるために今後大きく役立つものと考えております。

○篠瀬進君 以上三点ほど御質問させていただきましたが、通告はないんですけども、大臣に、先ほどの同僚議員からの御質問もございましたけれども、今の答弁にあるように、既にアメリカの判例の方が日本の方の改正状況よりも一步先んじているわけですよ。ある意味では、日本の法律でこれらやらないければならないようなことを先付けてアメリカの判例法が認めてくれたと、こういうふうなことでございますので、これはやっぱり更に力を得た形で、極めて限定的なこれは今までの流れがありますので、今度の一步というのは、それはやむを得なかつたかもしれないけれども、もうアメリカの方が更に進んじゃつているんだよということで、国際的なそういう戦いの場面で日本

の攻撃防御方法が限定的であるといつたからこれは早急に直そうじゃないかと、こういうふうにお考へになられて、アメリカの方が先に進んでいるから日本の法律を改正するのもこれはもう早急にやっていいんではないのかなと思いますんで、大臣の御見解と決意を、弁理士の訴訟上の権

場合にこのアトーニー・クライアント・ブリビレッジ等のものを認めるべきなんではないのかなと、そういう意味での早急な法改正が必要なのでないのかなと思うのであります。御見解はちょっと聞かせていただければなと思います。

○政府参考人(太田信一郎君) お答えいたしま

す。
アメリカでは、篠瀬先生おっしゃられたように、民事訴訟での証拠開示、ディスクバリリーにおきまして、弁護士等の代理人、アトーニーと、依頼者、クライアントの間の通信文書の開示を依頼者側が拒絶できるといういわゆる守秘特権が判例上認められております。その趣旨は、依頼者が不利な事実も含めてすべての事実を代理人に明らかにすることによって不利益が生じないようにする点にあります。

利を更に拡大していくことについての御見解、御決意を求めることがあります。

○国務大臣(平沼赳夫君) 先ほど法務省からの答弁の中でも、相当今後いろいろな面で、先ほど篠瀬先生も若干評価されていましたけれども、そういう方向に進んでおりますし、またアメリカの例もございます。

そういうふうなことで、これからますます国際化をして、そしてこういう特許紛争、知的財産のそういう訴訟というものも国境をまたぐというようなことに相なってきますと、日本の方もやっぱりそういう形で体制整備をしていくということは私は将来において必要なことだと、このように思います。

○篠瀬進君 次に、職務発明について伺いたいと思います。

本院の来週に予定をされております本委員会での参考人質問の中で、ノーベル物理学賞を受賞なさった小柴さんが出ていただけたと、これはすばらしいことだと思います。もう一人の、大変いやし系で人気の田中先生、一生懸命お願いをしたようですが、諸般の事情で実現できなかつたわけでござりますけれども、田中さんは言うならば島津製作所というようなところで職務発明をしていただいた方だと思うんですね。それについてノーベル化学賞が決定をしたと。これは恐らく日本でも、企業で働く多くの研究者に対しては大変な励みになるんではないのかなと思います。

ということで、田中さんの場合は会社との関係は良好であるようですが、それ以前に、ここでも私取り上げたことがありますけれども、言うならば青色発光ダイオードで発明をなさいました中村先生に関しては、会社をお辞めになりました。中村先生に関しては、会社をお辞めになりました。中村先生は、なかなかかぶつかり合っている方もいらっしゃるというようなことで、やっぱりそれは、日本の特許法三十五条规定にはその方向性について十分な検討を行い、二

の職務発明についての法のある意味での不備といいますか、更にもう一層改正をするというようなことを必要としているような、そういうふうに私も感じさせていただいているわけです。

ということで、この職務発明を更に活発にさせたいというふうな形でのこの特許法三十五条について、今御検討していらっしゃるというような話を聞いておりますけれども、今後の改正等のお考えあるいはタイムスケジュール等があればお示しをいただければ有り難いと思います。

○政府参考人(太田信一郎君) お答えいたしました。

特許法三十五条の職務発明規定は、発明は発明者の財産であるという原則の下、発明者を保護し、発明意欲を刺激するとともに、一方で、その給与その他の資金的援助をなした使用者との間に利益を調整するための規定であると理解しております。

平成十三年五月に出されました、光ピックアップ装置事件では、使用者が支払った対価が相当額に満たない場合には、従業者は事後的に相当な対価を請求し得るとの最高裁判決が出たことをきっかけに、産業界から、一度定めた対価の額の安定化を図るための規定を設けたのです。そこで、民間企業の研究者と大学等における研究者のそれぞれにアンケートを取つております。

それで、まず民間企業の研究者からどんな必要な方策がありますかというアンケートで一番高かった二九・七%というのが、そういう回答が寄せられたのが民間企業の研究者の大企業等への受入の拡大。これが寄せられたとすることは、当然、民間研究者から言わせれば、大学の受入れ体制が極めて狭いと、こういうふうな印象を持たれているのかなということがこの調査結果の意味付けだと思うんですね。それからもう一つ、大学等の研究者からいってみると、二六%という一番

〇〇三年度中に結論を得ることとしたいと思つております。

○篠瀬進君 いずれにしても、前向きの方向で積極的に進めていただけだと思います。

ところが、大学の研究者と民間企業の研究者の交流というようなものはどうもまだいまいちだなという感じがするわけでございまして、調査室が作成をいたしました資料の四十ページに出でおりますけれども、「产学研連携促進に必要な方策」ということで、民間企業の研究者と大学等の研究者のそれぞれにアンケートを取つております。

それで、まず民間企業の研究者からどんな必要な方策がありますかというアンケートで一番高かった二九・七%というのが、そういう回答が寄せられたのが民間企業の研究者の大企業等への受入の拡大。これが寄せられたとすることは、当然、民間研究者から言わせれば、大学の受入れ体制が極めて狭いと、こういうふうな印象を持たれているのかなということがこの調査結果の意味付けてだと思うんですね。それからもう一つ、大学等の研究者からいってみると、二六%という一番

そういう意味では、大学の研究体制といふようなものがまだまだ日本は窮屈なんだなということが表れていると思うんですけれども、それを改革をするためには何をしたらいいのか、文部省のちょっと御見解を聞かせていただきたい。

○政府参考人(石川明君) 产学研連携との観点から大学の研究体制についてのお尋ねでござります。

产学研連携を進めていくとすることは、もちろん我が国経済の活性化を図る観点からも重要なことです。私は、まだ大学等における研究活動の活性化を進めるために、今、あるいは若手研究者の育成といったような観点からも私も非常に大きな意義を持つものだというふうに理解をしておりますし、そのためには、今、先生から御指摘のありました大学における研究体制といふものを整えていくことも必要だと

いうふうに考えております。

そのような観点から少しく申し上げるといまますと、例えば大学教員につきましては、平成九年の教員等の任期に関する法律というようなものが制定をされまして、それ以来、任期付任用といつたようなことが非常に進んでおりまして、そいつたようなことが非常に進んでおりまして、そ

ういった観点で、大学における人材の、研究者あるいは教員の流動化がかなり進んできておりま

す。

そのほか、例えば、私どもとしては、国立大学における产学研連携の拠点として共同研究センターを積極的に設置いたしますとか、あるいは国立大

学の教員等が自己の研究成果を活用する企業等に

おいて兼業しやすくするための兼業規制の緩和を進めますとか、それからTSCO等の整備促進を通じまして技術移転を進めると、様々な取組を進めてきておるわけでございます。

ささらに、今後、現在検討中でござりますけれども、国立大学について法人化を進めていく、図る

ということによりまして、大学の自主性、自律性

を拡大をいたしまして、产学研連携など、多様な事業を大学の戦略的判断で実施できるようにする

というような方向で今進めておるところでござい

ます。

○篠瀬進君 午前中の質問で、この問題では知的創造の部分にまず最大限の力を注いでほしいと、こういうふうな私の考え方を申し上げたところありますけれども、大学はそういう意味で非常に重要な役割を果たさなければならぬんですね。

ところが、先ごろの本会議でも私質問をさせていただきましたけれども、私もお会いして話を聞くべき、なるほどなと思ったのは、これ東京大学の生命研の所長をしております新井賢一さんという学者がおります。彼はゲノム研究では恐らく日本では有数の方だろうと思うのですが、その方が、これは本会議でも質問させていただきましたけれども、我が国の大学の研究体制、垂直的で終身雇用の階層型と、ヒエラルキーが非常にはつきりしている。まあ言うならば、大学の中に言うならば教授といふ、大変なヒエラルキーの頂点にボスが存在をしていまして、全部そこで牛耳られていくと。だから一種の徒弟制度といいますか、研究者が助手から、最初は講師なんでしょうが、大学では百六十九人、大学が十一あつて適用者が百六十九人ですから、平均十五名。私立、私立も相当頑張っている、大学の数も多いというんですけれども、大学数は八十一で、この任期制が適用者数が千四十九人、平均すると十二名と。

そうしますと、国立、公立、私立となるにつれて任期制の方が下がってくるんですね。私も非常に意外だと。だけれども、よく考えてみるとそうかなと思うのは、私立大学が、八十八の大学の中で、大学が八十八もあって適用者数が各大学一番少ない。だから、任期制採用については私立大学が一番後れていると、こういうふうな数字も出ているんですよ。

ですから、私は、これは任期制が直ちにすべていいとは思わないし、大変良好な研究環境の中ですばらしい成果を上げていらっしゃる皆さんもたくさんいらっしゃるだろうと思うんです。ただ、三十名というのは、やっぱり私はもうごく一部のスター教授だけを採用して任期制をやっているようふうな、言うならばアリバイ作りのための数字なんぢやないのという、こういう意地悪な見方ももしかしたらできるかもしねれない。実態はどうなんですか。

○政府参考人(石川明君) ただいま先生の方から、進んでいるとは言ひながらも大変その実際の数字等を見れば極めてまだ少ないのでないかと申しますが、どうか分かりませんが、今の資料の八十八ページ目に、平成十五年度の概算要求で大学等における知的財産創造の推進、約七千五億円、これが最初の①に競争的研究資金の拡充といふのがございます。これは全省庁のものでございまして、正にこういう競争的資金、いわゆる公募いたしまして、それぞれの研究者が提案いたしまして、そういう提案された中から優秀なテーマを選んでその方に研究費を出していくと、そういう競争的資金でございます。

これは、科学技術基本計画におきましても、正にこの制度をこれからできるだけ伸ばしていくことを思つております。そういう意味では、私ども、この任期制といふふうな答弁にはほど遠いよう

な数字ですよね。苦笑いしていらっしゃるので、そのとおりかなというふうに思つていらっしゃるのかもしれないんですね。

ちょっと挙げてみますと、国立大学で、大学が五百五あつて任期制を採用している適用者数が千六百六十六、平均すると三十名。それから、公立大学では百六十九人、大学が十一あつて適用者が百六十九人ですから、平均十五名。私立、私立も相当頑張っている、大学の数も多いというんですけれども、大学数は八十一で、この任期制が適用者数が千四十九人、平均すると十二名と。

そうしますと、国立、公立、私立となるにつれて任期制の方が下がってくるんですね。私も非常に意外だと。だけれども、よく考えてみるとそうかなと思うのは、私立大学が、八十八の大学の中で、大学等における知的財産創造の推進、三百二億円、「活用の促進」に三百八十八億円と、それぞれの概算要求の数字が出ております。

その中で、一番目の「創造の推進」のところでは、「大学等における知的財産創造の推進」というところにいろいろなお金は入つておるだらうと思うんですが、概算要求では七千五十五億円といふふうなお金が出ております。これ、大変いよいよ見えるんすけれども、お金の実際の配分がだれが決めているのかなとか、だれに行つているんだらうというところについて、しっかりとやつぱりチェックをしなければならないんだろうなど。国民の大切なお金でござりますから、だから無駄なものに行つてはならない。だけれども、

うふうなお話をさせていただきましたが、個人とすることで個人あてに、例えば講座とかそいうのじゃなくて、何々研究活動とかじやなく個人の研究者だれだれにという個人のあてになつて、個人の研究費を出すことになります。

だから、そういう点で、先ほど大変なお金がとくように制度設計をしているというんです。

だから、そういう点で、先ほど大変なお金がとくように制度設計をしているというんです。

うふうなお話をさせていただきましたが、個人とすることで個人あてに、例えば講座とかそいうのじゃなくて、何々研究活動とかじやなく個人の研究者だれだれにという個人のあてになつて、個人の研究費を出すことになります。

この先ほどの新井さんが書いた「東京ゲノム・ペイ計画」という、こういう本があるんですけども、この中でアメリカの例がちよつと出されておりまして、先ほどの任期制の問題は大学の創造力を高める上で人事の問題だと思うんですね。人事体制といいますか、研究体制の中の人事についての問題。

それと同時に、重要なのはお金の問題なんです。アメリカが大変知的創造力を活性化されてい

うものが持つ意味、そういう意味での教員、研究者の流動性の促進ということの重要性を今後とも各大学には訴えてまいりたいと思います。この任期制の積極的な採用、お取組については今後とも促してまいりたいと、こんなふうに考えてお

ります。

○篠瀬進君 大学については、随分予算的な手当でも手厚くされてきてはいるようでござります。

この資料の八十八ページ以下に、平成十五年度の「知的財産関連政策に関する概算要求の概要」というようなものがございまして、「知的財産の創造の推進」というところに七千六百九十五億円、百八十八億円と、それぞれの概算要求の数字が出ております。

その中で、一番目の「創造の推進」のところでは、「大学等における知的財産創造の推進」というところにいろいろなお金は入つておるだらうと思うんですが、概算要求では七千五十五億円といふふうなお金が出ております。これ、大変いよいよ見えるんすけれども、お金の実際の配分がだれが決めているのかなとか、だれに行つているんだらうというところについて、しっかりとやつぱりチェックをしなければならないんだろうなど。国民の大切なお金でござりますから、だから無駄なものに行つてはならない。だけれども、

うふうなお話をさせていただきましたが、個人とすることで個人あてに、例えば講座とかそいうのじゃなくて、何々研究活動とかじやなく個人の研究者だれだれにという個人のあてになつて、個人の研究費を出すことになります。

だから、そういう点で、先ほど大変なお金がとくように制度設計をしているというんです。

うふうなお話をさせていただきましたが、個人とすることで個人あてに、例えば講座とかそいうのじゃなくて、何々研究活動とかじやなく個人の研究者だれだれにという個人のあてになつて、個人の研究費を出すことになります。

この先ほどの新井さんが書いた「東京ゲノム・ペイ計画」という、こういう本があるんですけども、この中でアメリカの例がちよつと出されておりまして、先ほどの任期制の問題は大学の創造力を高める上で人事の問題だと思うんですね。人事体制といいますか、研究体制の中の人事についての問題。

この先ほどの新井さんが書いた「東京ゲノム・ペイ計画」という、こういう本があるんですけども、この中でアメリカの例がちよつと出されておりまして、先ほどの任期制の問題は大学の創造力を高める上で人事の問題だと思うんですね。人事体制といいますか、研究体制の中の人事についての問題。

それと同時に、重要なのはお金の問題なんです。アメリカが大変知的創造力を活性化されてい

るというふうなものはお金の問題も非常に大きい。そのアメリカの例が紹介されてありますけれども、新井さんはゲノムでございますので、当然生命医科学研究ということになるわけです。その個人助成金についてまずアメリカでどうなつているかといいますと、独立機関であるアメリカ国立衛生研究所が、これが配分をするわけです。この東部のメリーランド州というところにあって、百十億ドルを超す連邦政府予算を使って医科学分野の研究者養成に携わっています。その場合に大

切なのは、この研究費用、最終的には研究者個人に行くようなそいうシステムをシステム設計の一番根本に置いています。講座に行くとか研究機関に配分するとか大学に配分するとかといふ、そういうまとめの大きいところにどかんと出すんじやなくて、一人一人の研究者のところに直接行くようになります。

だから、そういう点で、先ほど大変なお金がとくように制度設計をしているというんです。

うふうなお話をさせていただきましたが、個人とすることで個人あてに、例えば講座とかそいうのじゃなくて、何々研究活動とかじやなく個人の研究者だれだれにという個人のあてになつて、個人の研究費を出すことになります。

だから、そういう点で、先ほど大変なお金がとくように制度設計をしているというんです。

うふうなお話をさせていただきましたが、個人とすることで個人あてに、例えば講座とかそいうのじゃなくて、何々研究活動とかじやなく個人の研究者だれだれにという個人のあてになつて、個人の研究費を出すことになります。

この先ほどの新井さんが書いた「東京ゲノム・ペイ計画」という、こういう本があるんですけども、この中でアメリカの例がちよつと出されておりまして、先ほどの任期制の問題は大学の創造力を高める上で人事の問題だと思うんですね。人事体制といいますか、研究体制の中の人事についての問題。

この先ほどの新井さんが書いた「東京ゲノム・ペイ計画」という、こういう本があるんですけども、この中でアメリカの例がちよつと出されておりまして、先ほどの任期制の問題は大学の創造力を高める上で人事の問題だと思うんですね。人事体制といいますか、研究体制の中の人事についての問題。

これは、科学技術基本計画におきましても、正にこの制度をこれからできるだけ伸ばしていくこ

じゃないかという状況にございまして、この関係の予算が各省とも力を入れておるところでござります。

その中で、私ども文部科学省におきましても、平成十五年度、このこういう性格の資金の増に力を入れてございまして、その中でも、特に研究者個人という意識した数字といたしましては、約二千五百億円のお金を計上しているところでござります。

○篠瀬進君 二千五百億円とおつしやいましたけれども、対象人數は何人ぐらいですか。

○政府参考人(山元孝二君) そういう数字でつかんだものはございませんけれども、例えば、この競争的資金制度の中で一番私ども力を入れておるもののが一つといたしまして、大学の研究者たちが自らの発想で行うような研究に出ていく制度として、科学研究費補助金というのがございます。その中にもいろんな各種の制度がございますが、例えばその中の一番大きなものといたしまして基礎研究という制度がございます。その中では、競争的資金制度の中で一番私ども力を入れておるもののが一つといたしまして、大学の研究者たちが自らの発想で行うような研究に出ていく制度として、科学研究費補助金というのがございます。

○篠瀬進君 二千五百億円とおつしやいましたけれども、対象人數は何人ぐらいですか。

○政府参考人(山元孝二君) そういう数字でつかんだものはございませんけれども、例えば、この競争的資金制度の中で一番私ども力を入れておるもののが一つといたしまして、大学の研究者たちが自らの発想で行うような研究に出ていく制度として、科学研究費補助金というのがございます。その中にもいろんな各種の制度がございますが、例えばその中の一番大きなものといたしまして基礎研究という制度がございます。その中では、競争的資金制度の中で一番私ども力を入れておるもののが一つといたしまして、大学の研究者たちが自らの発想で行うような研究に出ていく制度として、科学研究費補助金というのがございます。

○篠瀬進君 二千五百億円とおつしやいましたけれども、対象人數は何人ぐらいですか。

○政府参考人(山元孝二君) 御説明いたします。
競争的資金、今、私はほんの一部の制度の御説明をいたしました。各省におきましてこういう性格の制度を持つた競争的資金制度はもういろいろ強化することにつながつちやうだらうと思うんでですよ。

だから、そこら辺についての懸念をやつぱり今の答弁でもちよつと持たざるを得ないんだけれども、更に何か説明できますか。

○政府参考人(山元孝二君) 御説明いたします。
競争的資金、今、私はほんの一部の制度の御説明をいたしました。各省におきましてこういう性格の制度を持つた競争的資金制度はもういろいろ強化することにつながつちやうだらうと思うんでですよ。

そこで、私どもの方でも、今、科学研究費補助金、こういう大学の研究者が本当に欲している研究に対する制度がございます。あるいは逆に、日本全体として本当に戦略的にやつていくべきような研究テーマ、そういう戦略性を持つた公募をいたしまして、それに研究者の方々に応募していくだけ、そういう戦略的な研究推進制度を別の制度としてやつっていくとかあるいは民間における研究あるいは技術的な課題に対しても出すような制度とか、いろんな形で諸制度がございます。したがいまして、その諸制度の中で、皆さん方いろんな形でお金が使われていつておるわけございません。申し訳ございませんが、トータルの、全体の数字というものは、今ちょっと把握してございません。

○篠瀬進君 更に私も研究を深めさせていただきたいと思いますけれども。

やはり先ほどの機構改革、研究体制の改革と、それから助成をする場合のお金を流すシステムといふのは、もつともとちょっと精緻に考えられた方がよろしいんじゃないのかなと思うんですね。大づかみの金をどんどん下ろして、後は、例えばプロジェクトごとでも、グループとしての研究

います。各大学ごとに配分をされ、配分というか、大学ごとに新聞の記事は整理されておりまして、東京大学がこういう、東工大がどうの、北大がどうのと、こういうふうな整理がされておりました。それは何かのコンテストだったと思うんですけども、ちよつと不正確な質問かもしれません。

ただ、その選ばれたプロジェクトの数を見ながら、ある人がぱつんと、何といいますか、審査員の所属をしている大学のところはちゃんと数は出ているんだよねなんというような話をしていたんですよ。やつぱりコンテストをするにしても、非常に公平かつ適正な判定がされていいんでそれけれども、何となく今までの力関係の中でそればランクを取つてといふ、言うならば日本的な研究の良し悪しというよりも、何となくそういう世間のバランスの中で配分をされるようなことになつたりすると、これは全く意味がないと思ふんですけれども。

○政府参考人(山元孝二君) 御説明いたします。

今、先生おつしやつたのは、今年度から始まつた二十一世紀COEという制度だと思います。あの制度につきましては、日本学術振興会の方で正にその審査の機関を設けまして、厳正、公平に行われたと、こう承知しております。

○篠瀬進君 言い過ぎぐらいでいいんですよ。本当にそれだけで熱心にやつていらつしやるという、

そういうお考へが伝わつてまいります。

今のお話の中にあつたピアレビューシステム、これは新井さんもアメリカの中で大変いい制度であります。おきますボス支配だと、そういういろんな御指摘がございますが、これについてのもう少し審査の流れを少し御説明いたしますと、今言つたいろいろ既にピアレビューのシステムは入つていてるよ

う既にピアレビューのシステムは入つていてるよと、こういうふうな御答弁だったと思ひます。

います。各大学ごとに配分をされ、配分という大型の高額の研究費を要するような制度もございます。こういうことになりますと、その審査過程におきましては、具体的に御本人を呼んでのヒアリングもその審査過程の中において行うと、そういうことがなされております。

さらに、今の小さい研究制度だけじゃなくて、大型の高額の研究費を要するような制度もございます。こういうことになりますと、その審査過程におきましては、具体的に御本人を呼んでのヒアリングもその審査過程の中において行うと、そういうことがなされております。

ささらに、委員会形式で、もちろん委員会形式でございますが複数のいろんな方々が入りまして、その所属をしている大学のところはちゃんと数は出ているんだよねなんというような話をしていたんですよ。やつぱりコンテストをするにしても、非常に公平かつ適正な判定がされていいんでそれけれども、何となく今までの力関係の中でそればランクを取つてといふ、言うならば日本的な研究の良し悪しというよりも、何となくそういう世間のバランスの中で配分をされるようなことになつたりすると、これは全く意味がないと思うんですけれども。

あのプロジェクト、あれは文部省がやつていていたやつだらうと思うんですが、各大学からいろんなプロジェクトを募集して、それで判定をして、これを先ほどのお金を出す対象にしていくという、これについてちよつと質問させていただきたいですが、審査体制みたいなのはどんなような具合になつっているんですか。

○政府参考人(山元孝二君) 御説明いたします。

今、先生おつしやつたのは、今年度から始まつた二十一世紀COEという制度だと思います。あの制度につきましては、日本学術振興会の方で正にその審査の機関を設けまして、厳正、公平に行われたと、こう承知しております。

○篠瀬進君 言い過ぎぐらいでいいんですよ。本当にそれだけで熱心にやつていらつしやるという、

そういうお考へが伝わつてまいります。

今のお話の中にあつたピアレビューシステム、これは新井さんもアメリカの中で大変いい制度であります。おきますボス支配だと、そういういろんな御指

摘要
本文

ただ、やっぱり科学技術というようなものは本当に日進月歩でありまして、牽引車が、もうありますね。だから、そこ辺の日々の移り変わりというようなものをどういうふうに作っていくかということが非常に大切だらうと思うんです。いった、そういう状況が日々続くだらうと思うんですね。だから、そこ辺の日々の移り変わりというふうに作っていくのか、その審査を役所じゃなくて研究者に任せるといふ、これは絶対の、研究者助成のシステムの私は根幹に来るだらうと思うんですけれども、どうかそういう意味で、この日進月歩、分進秒歩の科学技術の進歩に後れないような研究者助成の体制を作つていただきたいなと思っております。

私は、最後に、用意した質問の中で、既に近藤さんが御質問をしたりして、はしょったものもございました。ということは、質問にはないことを最後に大臣に申し上げたいと思っております。これは産業政策の部分に入つてくるかも知れません。

まず、知的財産基本法については、産業法の小さな間口だけでとどめてほしくないと、もう日本の文化全体にかかわっていることだという大きな取組をしていただきたいと、これは冒頭申し上げたところなんですねけれども。それはそれとして、今度は産業政策として考えてみたときに、もととやつぱりめり張りの付いた、そういう戦略というやつぱりめり張りの付いた、そういう戦略といふと、今度は経済産業省のリーダーシップの中でも打ち出してもいいのではないかなど。

ただ、それは大変もう間口は広くなつておりますから、例えば、私は非常に面白いなと思ったのは、新井さんの名前再三出しますけれども、東京ゲノムベイ計画というようなものを出しておりま

す。 東京湾の周りをずっと眺めてみると、いろいろなゲノム関連の研究、大学が非常に取り巻いている。例えば、白金台には東京大学の医科学研究所、それから遺伝子多型研究センターとか先端治療開発機構とか、いろんなものが白金台に集まつてある。それから、お台場には産業技術総合

研究所、これは経産省ですよね、あるわけありますし、それから生命情報科学研究センター。それから、かずさアカデミアパーク、今度は千葉の方に行きますけれども、そこにはかずさDNA研究所、ヘリックス研究所。それから、横浜には横浜サイエンスフロンティアということで、理化学研究所あるいはゲノム科学総合研究センター等のゲノム関連の研究機関がずっとあるわけです。それから、そのほかにゲノムの関連大学もたくさんもちろんあるわけです。さらには、ゲノム関連企業で名立たる企業がこの周辺に集まつていると。

今、ゲノムの分野ではシンガポールが随分頑張つております。あそこににはもう、世界的な学者をシンガポールはもう二十年前から呼んできて、着々とこの分野では努力をしておるわけですが、それでも、確かにゲノムの研究については日本は若干後れていますが、こういうふうな評価もあるようでござりますけれども、いや、それぞれの研究集積は大変あるというふうで、私は、東京湾に集まつているゲノムの研究センターをまとめてゲノムの湾と、そういう意味で東京ゲノムベイといふ、そういう大きな取組をやられたらどうかと、こういうふうな提案もございます。

さらには、今アメリカがある意味では日本に取り残されないようにということで必死になつて追い掛けているのは、これはナノテクノロジーの分野であります。

ナノテクについても、日本はこの分野ではかなりまだ先行している立場があると。という形になりますと、ナノテクもいろいろな間口の広さを持つてゐるわけでありますけれども、やつぱりナノはナノで一つのきちんとした、やつぱり皆さんにインセンティブを高めるようなそういう大きなプロジェクトと、いうようなものをやつぱり作った方がいいのではないのかなと、こういうふうに思つております。

これは、科学技術はもういろんな分野がありますから、だからどれもこれもというふうなことで

O 国務大臣(平沼赳氏君) 特にゲノムとナノと、こういう形で御指摘をいただきました。

ゲノムベイ東京という具体的な名前も出していますが、これは今年の七月二日の市再生本部決定の都市再生プロジェクトにおいて、東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成として、東京ゲノムベイ東京というのはもう位置付けられております。そしてさらに、アクアラインで行けば上総のアカデミアパークというのがあって、そこにはこのゲノムの集積もございまして、御指摘の横浜もございまして、さらには東葛地域にもそ

ういうものが展開しておりますから、総合的にやつぱりめり張りの付いた、そういう意味では非常に広い視野を常に持つていただければと思います。

それと同時に、やっぱり間口が広いと必ず日本は駄目になつていくというのは、やっぱり縦割りで、おいていただきたいことなのかなと。だから、この知財だけで考えて狭苦しくやつてしまいますと、もう本当に効果は出ないと思うんです。だから、そういう意味では非常に広い視野を常に持つていただければと思います。

それから、ナノに関しましては、これは十のマイナス九乗メートルと、いう非常に微小で、日本は物を細かくするのが非常に得意な分野でござりますし、四つの、これから日本が産業競争力を強化するに当たつて四つの重点部門を作りました。その中の一つの大きな柱がナノと、それから材料と、こういうくくりでやらしていただきまして、これもアメリカが御指摘のようにとにかくすごい力で頑張つておりますので、それ負けないように日本もこのナノ、一生懸命頑張つていかなければならない。四つの重点の中に

O 篠瀬進君 残り、若干時間がございます。今日は、特に経済産業大臣あるいは特許庁長官といろんなやり取りをさせていただきました。

本当にこの知財基本法ができたということは、私は、大変すばらしい、歴史的な法律が誕生したというふうに思います。

I P 戰略は車の両輪であると。正にそういう意味で私は、コンピューターというようなものが生まれて、それによつてもう社会全体が変わろうとしている、そういう大きな認識の中でこの知財の問題が生まれてくる。この部分はやっぱり一つ押さえておいていただきたいことなのかなと。だから、この知財だけで考えて狭苦しくやつてしまいまますと、もう本当に効果は出ないと思うんです。だから、そういう意味では非常に広い視野を常に持つていただければと思います。

ただ、先ほども申し上げたように、I T 戰略と本當にこの知財基本法ができたということは、私は、大変すばらしい、歴史的な法律が誕生したなど、このように思います。

I P 戰略は車の両輪であると。正にそういう意味で私は、コンピューターというようなものが生まれて、それによつてもう社会全体が変わろうとしている、そういう大きな認識の中でこの知財の問題が生まれてくる。この部分はやっぱり一つ押さえておいていただきたいことなのかなと。だから、この知財だけで考えて狭苦しくやつてしまいまますと、もう本当に効果は出ないと思うんです。だから、そういう意味では非常に広い視野を常に持つていただければと思います。

それと同時に、やっぱり間口が広いと必ず日本は駄目になつていくというのは、やっぱり縦割りで、おいていただきたいことなのかなと。だから、この知財だけで考えて狭苦しくやつてしまいまますと、もう本当に効果は出ないと思うんです。だから、そういう意味では非常に広い視野を常に持つていただければと思います。

それから、ナノに関しましては、これは十のマイナス九乗メートルと、いう非常に微小で、日本は物を細かくするのが非常に得意な分野でござりますし、四つの、これから日本が産業競争力を強化するに当たつて四つの重点部門を作りました。その中の一つの大きな柱がナノと、それから材料と、こういうくくりでやらしていただきまして、これもアメリカが御指摘のようにとにかくすごい力で頑張つておりますので、それ負けないように日本もこのナノ、一生懸命頑張つていかなければならない。四つの重点の中に

どうもありがとうございました。

O 松あきら君 公明党の松あきらでございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

今、大手の音楽レコード会社が軒並みその業績を悪化させております。これはもちろん、今は不況でございますから買い控えあるいはヒット作に

恵まれない、こういった要因もあると思います。しかし、やはり私は、パソコンあるいは高速インターネットの普及によりまして高い音質を保つたままCDのコピーが簡単にできるようになったと、ここに大きな原因があるのではないかなどと、うふうに思うわけでございます。

例えば、業界最大手のエイベックスの直近の中間決算、これを見ましても、売上高は浜崎あゆみさんのコンサートの収入などに支えられまして前年同期比は7%増となつたものの、コピーCDの広がりで三年間に一千億円の市場を失つたということなんですね。営業利益は前年同期よりも二十三億円悪化して十六億円の赤字になつちゃつたと

いうことなんですね。コピーワードを放置すれば音楽市場の先細りが懸念されることから、レコード各社はパソコンのハードディスクドライブに複製できないCDを発売するなど、そのコピー対策を進めておりますけれども、コピー対策あるいはコピーとのイタチごっこが繰り返される、これが予想されまして、各企業の努力だけではもういかんともし難いといふふうに思ふわけござります。このままでは音楽業界に多大の影響を生じるだけではなくて、文化の普及発展という観点からも、私は看過できな問題となるのではないかというふうに思ひます。

○政府参考人(錢谷眞美君) デジタル化時代の音楽著作権の問題についてお尋ねがございました。お話をございましたように、デジタル技術の発達は音楽を始めとして様々なコンテンツの流通、活用の範囲を大きく拡大する一方で、違法な利用の蔓延といった問題を引き起こしているわけでございます。こうした問題に対処するためには、権利者が対策を講じることを前提としつつ、政府としてもそのような権利者の努力を支援するた

めの法整備を行うことが重要であると考えております。

そのような法整備の一つとして、我が国は権利者が用いるいわゆるコピープロテクションの解除を禁止するための法整備を既に行つているところでございます。これは、先進国の中では日本とアメリカとオーストラリアのみが実施をしている制度でございます。これを受けて、レコード業界などにおきましてはコピープロテクションの活用が図られておりますが、まだその普及が十分ではないということがございまして、更にその普及を図る必要があると考えております。

また、音楽CDが現在採用しておりますプロテクション技術は必ずしも十分ではないということも言われております。DVDで採用されているような強力なプロテクション技術を早急に導入するということも併せて検討していると承知をいたしております。

また、我が国の著作権法では、国際条約上の義務を超えておりまして、DVDで採用されているための補償金制度と賠償するための、補償するための補償金制度というものを採用しております。これは、デジタル録音に用いられますMDとか音楽用のCD-Rなどの記録媒体や録音機器の販売価格に補償金を上乗せして、利用者から補償金を徴収をして権利者に配分をするという制度でござります。この制度の運用改善等についても更に検討する必要があると思っております。

加えまして、長くなつて恐縮でございますが、多くの人々が優れたデジタルコンテンツを活用できるようにするためには、違法な利用を防止するだけではなくて、安全で円滑な流通を促進するということも文化の側面から大変大事だと思っております。

例えば、日本発の新しいビジネスとして国際的に注目をされております着メロのような契約システム、セキュリティ技術、自動課金システムなどを組み合わせた新しいビジネスモデル、流通システムの開発、普及が重要でございます。これが海外における海賊版の流通、製造を防ぐためには、我が国の権利者が自ら侵害発生地における民事、刑事のシステムを活用いたしまして、迅速に対抗措置を講ずるための環境整備を行なうことでございましても、大変深刻な問題であるという認識を持っております。

最後に、何といつてもやっぱり国民の間に著作権というものに対する認識を深めていくことが大事でございますので、著作権教育の充実により一層努めてまいりたいと考えているところでございます。

○松あきら君 東アジアにおいて海賊版CD、これが広く流通するなど、著作権侵害が顕著になつております。先ほど午前中の質疑で高市副大臣

が、中国の模倣品には手を焼いているというふうなお話もございましたけれども、とりわけ中国における海賊版被害はもう深刻なんですね。中国ではレコード、CDの市場規模が約一千億円ありますけれども、その正規品の市場はわずか一〇%、一割なんです。九〇%、九割が海賊版で占められているわけでございます。

海賊版を具体的に見ますと、例えば宇多田ヒカルさんとかあるいは浜崎あゆみさんとか、所属会社の異なる有名な歌手のヒット曲を集めたベストアルバムなんかが二百円ぐらいで売られているんですね。もうたまたまんじやありませんけれども、こうした侵害行為を放置することは、やはり広大な市場を失うばかりでなく、我が国音楽関係者の創意工夫をも減退させかねません。

海外における海賊版被害に對してどのような対策を講じてきたのか、今、先ほど種々お話をしましたけれども、やはりこの海賊版被害対策の実効性を高めるために今後どのような対策に力を入れていくおつもりなのか、これは文化庁と経産省、両方にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(錢谷眞美君) 海賊版対策につきましては、実は先般、権利者や企業が共同して、

民間の組織としてコンテンツ海外流通促進機構と権機関、いわゆるWIPPOとの共同によりましてアジア諸国における民事、刑事上の手続をより効果的に活用するための手引書を作つて民間の方に御利用いただくとか、あるいは世界知的所有権機関、いわゆるWIPOとの共同によりまして、アジア地域を対象とした著作権法及び管理体制の整備を支援するためのシンポジウムの開催等々の事業を実施をしてまいつたところでございました。

今後は、実は先般、権利者や企業が共同して、民間の組織としてコンテンツ海外流通促進機構と権機関、いわゆるWIPOとの共同によりまして、アジア地域を対象とした著作権法及び管理体制の整備を支援するためのシンポジウムの開催等々の事業を実施をしてまいつたところでございました。

このため、我が省いたしましてはこれまで、まずアシアナ諸国における民事、刑事上の手続をより効果的に活用するための手引書を作つて民間の方に御利用いただくとか、あるいは世界知的所有権機関、いわゆるWIPOとの共同によりまして、アジア地域を対象とした著作権法及び管理体制の整備を支援するためのシンポジウムの開催等々の事業を実施をしてまいつたところでございました。

このため、我が省いたしましてはこれまで、まずアシアナ諸国における民事、刑事上の手続をより効果的に活用するための手引書を作つて民間の方に御利用いただくとか、あるいは世界知的所有権機関、いわゆるWIPOとの共同によりまして、アジア地域を対象とした著作権法及び管理体制の整備を支援するためのシンポジウムの開催等々の事業を実施をしてまいつたところでございました。

このため、我が省いたしましてはこれまで、まずアシアナ諸国における民事、刑事上の手続をより効果的に活用するための手引書を作つて民間の方に御利用いただくとか、あるいは世界知的所有権機関、いわゆるWIPOとの共同によりまして、アジア地域を対象とした著作権法及び管理体制の整備を支援するためのシンポジウムの開催等々の事業を実施をしてまいつたところでございました。

このため、我が省いたしましてはこれまで、まずアシアナ諸国における民事、刑事上の手続をより効果的に活用するための手引書を作つて民間の方に御利用いただくとか、あるいは世界知的所有権機関、いわゆるWIPOとの共同によりまして、アジア地域を対象とした著作権法及び管理体制の整備を支援するためのシンポジウムの開催等々の事業を実施をしてまいつたところでございました。

○政府参考人(太田信一郎君) 経済産業省としての取組でございますが、従来から文部科学省さんと連携を取りまして、WTOあるいは二国間協議等の各種機会を利用してしまして、中国を始めとする侵害国政府に対して権利保護、取締り強化の働き掛け等を行つてまいりました。

さらに、来月初旬には、民間の反模倣品・海賊版対策団体であります国際知的財産保護フォーラム、松下電器の森下会長が座長をされておりますが、が政府関係者とともに中国に模倣品・海賊版対策ミッションを派遣する予定でございます。このミッションの中には、ゲーム産業やあるいはソフトウエア産業の代表者も含まれる予定であると聞いております。このミッションにおきましては、我が省としても、文部科学省さんあるいはほかの省庁さんとも連携を取りながら、官民一体となつて、中国の中央政府、地方政府に対する知的財産の制度あるいは運用の改善、侵害品取締りの強化などについて申し入れる予定でございます。

さらに、国全体の課題として、国境措置、水際措置についても今後大きな課題として取り組んでいかなければならぬと思っております。これは現在、財務省さん等とも相談しているところでございます。
○松あきら君 自らが対策を講じるための環境整備ということもおっしゃいましたけれども、やはりこれは文化と産業を守るという点で、是非国を挙げて対策を取つていただきたいということをお願いいたします。

次に参ります。

研究開発あるいは産学連携などの知的財産の育成、発掘、活用のための制度に関しましては、例えば科学技術基本法に基づく科学技術基本計画の策定、大学等技術移転促進法によるTSCOの整備など、様々な施策が講じられて、制度としてはおおむね整つてきたのかなというふうに思いました。今後はこれらの制度をどのように活用していくかが重要になつていくというふうに思いますが。とりわけ、研究開発にかかる人材の確保が

ポイントになるというふうに思います。

先ほど築瀬さんも、いらっしゃいませんね、お

触れになりましたけれども、大学や研究開発機関では、研究開発の成果を上げるために、五年程度を一区切りとした任期制雇用制度が導入されるわけでございます。そのまま導入制度、状況はどうなつてあるのか伺わせてください。

○政府参考人(山元孝二君) 御説明いたします。

我が国の研究環境、個々に柔軟で競争的な研究環境を作ついくために一つの研究者の流動性、これは非常に大きな課題だと思ってございます。これは御本人自身が視野の広いものを持つというだけじゃございませんで、研究機関そのものの、いろんな多様な人たちが集まつてくるということでも、その活性化にもつながつていくことでも重要なことだと思います。そのためにも、研究者の流動性のために任期制の導入ということは科学研究基本計画においても指摘されておるところでございます。

本件につきましては、特に平成九年に国立の試験研究機関とか大学において任期付雇用を可能とする法律が成立いたしました。それ以来、この関係の人数が増えてきたわけでございます。現在、機関、ここにおきましては平成十三年の四月現在で十八機関、約三百十四名の方々が任期付きといふことになつてございます。それから大学、これは国公私立合併させてでございます、それと大学の共同利用機関、ここにおきまして、平成十三年八月現在で百五十四機関、二千九百十三名の方が任期付雇用になつておると、そういう数字を把握しておるところでございます。

○松あきら君 任期制導入は、活性化あるいは流動性ということもおっしゃいましたけれども、やはり研究者に競争的で多様な研究環境の中で能力を發揮できる機会を与える、創造性、独創性豊かで広い視野を有する研究者を養成する、こういうふうに私どもも認識してございます。もう少し博士課程修了者が企業等においても本当に活躍していくだけ、そういう状況を更に広めていく、こ

しかし、研究開発をする学生から、一方、博士課程に進むことによって就職先が限定されちゃつて、かつ任期制雇用の対象となり、将来に見通し

おきましてもそういう人材面での、今、先生の御

指摘になつたところも含めましていろんな、本当に立たないから修士課程でやめておこう、こんな話を出でているわけでありまして、やはりそう

いう現実もあるわけでございまして、マイナスの影響も無視できないかなと。やはり任期制のプラス面、マイナス面を総合的に評価して、研究開発を促進する上でどのような研究者の雇用形態が最

もふさわしいのか検討、研究する必要があると思

いますけれども、これについてはいかがでございましょうか。

○政府参考人(山元孝二君) 先ほどの築瀬先生の御質問のときにも私どもの研究振興局長の方から説明がございましたように、競争的な環境、これを支えていきます任期付雇用制度というのはまだまだ制度的には成熟してきてございません。先ほど

の数字も、全体の中のほんの数%の状況だと思つてございます。したがいまして、基本的にまだ

まだ、この制度の定着を図つていく、その努力を進めさせてくださいと思ってございます。

そのためにも、いろんなそれぞれの機関におきまして、任期制についての適用方針を明示したような計画を是非それぞれの機関で作つてくれといふふうなことでお願いをしてございます。あるいはこの任期付教員を始めとしたいろんな評価の中ではこの任期付教員を始めとしたいろんな評価の中で、きちんと待遇にもつながつたようなきちっとした待遇を、評価をしてやると、これも重要な話かと思います。また、いろんな研究者がいろんな経験を積むためにも流動性を高めるためにも、産学官の交流とか国際交流、こういう面での施策を充実していく、こういうものも重要なかと思いま

す。

また、近年、女性の社会進出、これは目覚ましいものがござりますけれども、研究の分野もやはりこれは例外でないわけでございまして、特に理系の修士課程、若しくは博士課程に進学する女性も増加しつつあるというふうに聞いております。

修士課程、博士課程への女性の進学の推移と今後の見通しについてお伺いをいたします。それから、また併せまして、研究職への進出の状況は

どうなつてているのか、お聞かせください。

○政府参考人(山元孝二君) 御説明いたします。

私ども文部科学省の方で学校基本調査というものをしてございます。そのデータを見ますと、理科系、これは理学、工学、農学、保健、こういう分野でございますが、この修士課程への入学者に占める女性の割合、これが平成三年度が七・四%に対しまして、平成十三年度が一七・一%と非常に大きく伸びてございます。うれしくございます。それから、博士課程への入学者に占める女性の割合、これも平成三年度一二・〇%が、平成十三年度二一一・五%と、こういう状況でござい

ういう必要性もあろうかと思ってございます。

私ども、科学技術・学术審議会の人材委員会に

おきましてもそういう人材面での、今、先生の御指摘になつたところも含めましていろんな、本当により具体的な課題としてはどういうものがあるか、更にこういうものを広めていくためにはどうしていつたらいいか、それを更に検討その他を進めてまいりたい、こう思つておるところでございまます。

○松あきら君 ありがとうございます。

やはり日本はまだまだ博士課程あるいは修士も

そうですけれども、外国に比べて非常に人數的に

いますと少ないわけですね。やはりこれも是非皆さんのが修習あるいは博士課程を取れるような状況に持つていていただきたいというふうに思ひます。

また、近年、女性の社会進出、これは目覚ましいものがござりますけれども、研究の分野もやはりこれは例外でないわけでございまして、特に理系の修士課程、若しくは博士課程に進学する女性も増加しつつあるというふうに聞いております。

修士課程、博士課程への女性の進学の推移と今後の見通しについてお伺いをいたします。それから、また併せまして、研究職への進出の状況は

どうなつてているのか、お聞かせください。

○政府参考人(山元孝二君) 御説明いたします。

私ども文部科学省の方で学校基本調査というものをしてございます。そのデータを見ますと、理科系、これは理学、工学、農学、保健、こういう分野でございますが、この修士課程への入学者に占める女性の割合、これが平成三年度が七・四%に対しまして、平成十三年度が一七・一%と非常に大きく伸びてございます。うれしくございます。それから、博士課程への入学者に占める女性の割合、これも平成三年度一二・〇%が、平成十三年度二一一・五%と、こういう状況でござい

ます。

それから、我が国全体の研究者、これは人文社会科学も含めてでござりますけれども、それに占める女性の割合、これは総務省統計でござります、これによりますと、平成三年度が全体の七・六%、約四・四万人でございますが、それに比べまして平成十三年度は七・四万人、一〇・八%というふうに、近年着実に増加しておると、こういう状況でございます。

○松あきら君 私もその数字を伺つて大変うれしくうござります。そうした女性の研究者の数はもうどんどん増えてきて、しかも理工系も多いということで、非常に私は心強いというふうに思つております。

しかし、女性が研究職であるいは研究分野で大成していくためには、男性ではないやはりいろいろな障害といいましょうか困難もやはりあるわけございます。例えば実験に取り掛かつて徹夜になることもあります、また例え研究結果を上げるために連日忙しくして育児休暇などもなかなか取れない、そういった家庭と研究という、これはもう今に始まつたことではないわけで、これからももちろん続くというふうに思いますけれども、やはりこの両立といふことはやはり大きなハードルかなと。その中で女性の研究者が増え、あるいは活躍していただくことが私は非常に大きな喜びであり、是非そなつていただきたいというふうに思つておりますけれども。

例え、研究機関の立地を見ますと、やはり首都圏に近い神奈川、埼玉、千葉、茨城など、そういうところに点在をしているというふうに思うんですね。各々の研究機関にお勤めなさる、通われる方々は、仮に御結婚して子供さんもいる方であれば御近所の託児所に預けるとかそういうことで行つていらつしやるんだと思ひますけれども、例え、私はこれは特区を利用してもいいと思っていますけれども、正に、中関村の話ではありませんけれども、研究機関のある程度集積して集める、筑波の、第一の筑波ですね、こういうような

構想もあつてもいいんじゃないかなと。そうする

と、そういうところに保育園や幼稚園あるいは託児所なんかも設けられる。そういうことになる

と、やはり女性の研究者の研究開発整備、非常に進むというふうに私は思ひまして、託児所の問題だけではなく、全般的な女性の研究者の研究環境整備、それから研究施設の立地、この両方をお伺いしたいというふうに思ひます。

○政府参考人(山元孝二君) 御説明いたします。

女性研究者の活躍の促進、これは私ども単なる男女共同参画の促進、この視点だけじゃないと思つてございます。研究者、非常に多様な研究者が研究環境で切磋琢磨してやつていくと。そういう中で、女性もいれば外国人もいる、あるいは若い研究者もいる、そういう多様性という観点から

この女性研究者の活躍を望んでいるところでござります。

そのためいろいろな形が考えられるわけでございますが、正直言いまして、私ども、女性といふことを今まで意識して施策等を講じたことは余り私自身もございませんでした。これはやはり、正に教育におきましても、男女を問わず、やはり科学技術教育、そういうものに頑張つていただきたいと思つてございますし、研究環境におきましても正に男女同権そのものだと思つてございます。

ただ、大学等におきましては、既に保育施設の整備など女性の教職員が働きやすい環境の整備を自発的に取り組んでいるというところも承知しておりますし、そういう動きは当然のことながら

促していく必要があろうかと思つております。

さらに、実は私ども文部科学省におきまして女性の多様なキャリアを支援するための懇談会といふものを発足いたしました。ちょうど今日の午後、その第一回目の会議を開くところでござります。この関係につきましても、テーマの中ではも

す。

また、アメリカで博士号を取得した外国人に対する、その後米国に、アメリカに残留する予定者の割合の調査でも、日本はインド、中国などと比べてその割合はまだ低いものの、特に自然科学系

については一九九四年を境に増加傾向にあります。このような海外での研究活動希望が増加してしまったので、少し間引いて質問をさせていただきま

いる背景には、やはりより満足できる研究環境を求める研究者の姿、これが想像できるわけでございます。

先ほどN I Hの話もございました。私も実はN I Hには何年か前に夫の友達がおりまして参りましたけれども、本当にすばらしいんですよ。事実、日米の国立研究所等における研究者の満足度を比較した調査によりますと、我が国研究者は研

究支援体制に対する満足度が低いわけですね。我が国の研究環境をより魅力的にすることが頭も進めていただけますように、私どもも是非、どこかの端っこでもいいですから参加をさせていただきたまに、女性議員も、なんというような意見も私の意見として聞いておいてください。

○松あきら君 何かタイムリーな御答弁いただい

て、非常に私も心強く感じました。是非その会議も進めていただけますように、私どもも是非、どこの端っこでもいいですから参加をさせていただきたまに、女性議員も、なんというような意見も私の意見として聞いておいてください。

○政府参考人(山元孝二君) 我が国の研究環境、これを内外の研究者にとって魅力ある研究環境にしていく、これはもう非常に大事な課題と認識します。

不可欠な世界一流の研究設備、こういうものを整備していくとか、あるいは施設もそうございまして、ふうに思いますけれども、今後どのような取組を行つていくおつもりか、お伺いしたい。ちょっと

手短にお願いいたします。

○政府参考人(山元孝二君) 我が国の研究環境、これを内外の研究者にとって魅力ある研究環境にしていく、これはもう非常に大事な課題と認識します。

不可欠な世界一流的研究設備、こういうものを整備していくとか、あるいは施設もそうございまして、ふうに思いますけれども、今後どのような取組を行つていくおつもりか、お伺いしたい。ちょっと

手短にお願いいたします。

で、ちょっと飛ばさせていただきますけれども。

平成七年に施行されました科学技術基本法に基づまして、平成八年七月に第一期科学技術基本計画が閣議決定をされたわけでございます。その

当時、科学技術をめぐる課題といたしましては、長引く不況の影響によって我が国の研究開発投資が平成五年度、六年度と二年連続して減少したこと、また研究開発投資が対GDP比において

欧米主要国との水準を下回っていたこと、ちょっとこれ付け加えて言いますと、対GDP比、高等教育、日本はOECD中最下位なんです。ちょっとこれも覚えておいていただきたいんです。それから、研究開発システムにおきましても、柔軟性、競争性が低いこと等が指摘をされておりました。

そこで、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成八年度から二年までの五年間の科学技術政策を具体化するものとして第一期科学技術基本計画が策定されました。この計画は既に実施期間が終了しておりますけれども、その効果についてどのような、十七兆円ですね、評価を行っているのか、まず手短によろしくお願ひいたします。

○政府参考人（大熊健司君）　御説明をいたしました。先生今おっしゃられました第一期の科学技術基本計画でござりますけれども、平成八年度からの五か年間の計画でございまして、この中で十七兆円という意欲的な目標も策定しておったところでござりますけれども、これにつきましては、期間中の科学技術関係経費、目標を上回る十七・六兆円、これを達成させていただきました。これ以外にも、ポストドクター等一万人支援計画の実現、これは若手研究者の層を厚くするといったような点から非常に大事な制度だったと思っております。また、先ほど来ちょっと御議論のございました任期付任用につきましてこの計画中の目標でございまして、任期付任用制度に関する法律、平成九年にこれも作成したというところがございました。またもう一つ、各省で行われている研究評

価、これをきちっと評価をしてもらおうというこ

とで、各省で進めるべき研究評価の基準ともなる大綱的指針、これの制定ということもこの期間中にしておるところでございます。

こうしたようなことで、我が国の研究開発環境水準に着実に改善を見たと、こういうふうに評価をしております。

以上でございます。

○松あきら君　第二期の科学技術基本計画が二十世紀の科学技術の在り方を視野に置きまして、科学技術と社会との新しい関係の構築を重視しつつ、政府の科学技術政策を総合的に推進するための計画として策定されたものであります。具体的にはライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー、材料など、各分野に研究開発投資の重点化を図る。また、平成十三年度から十七年度までの政府研究開発投資の総額を、今度は約四兆円と増えました。

第二期科学技術基本計画において多大の成果を上げるために、五年間の期間の間に絶えずこれは進捗状況を評価し、問題点を分析し、計画を修正していくことが必要だと考えますけれども、どのように実施する予定なのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人（大熊健司君）　御説明をいたしました。

第二期の科学技術基本計画につきましては、第一期で先ほど申し上げましたような人の流動性、評価等のいろんな問題につきまして改めて評価をし直しまして、目標を出しております。そのうちの一つが、先ほど先生がおっしゃられました政府の目標を達成する上での重要な指標になります。現

在、十三年度、十四年度の政府研究開発投資につきましては補正予算などを含めまして八兆六千三百五十六億円、こういうことで、進捗率三六%、要求につきましては現在要求中でござりますけれども、これにつきましても対前年度比一一・七%

増の三兆九千五百三十五億円、こういう状況でござります。

現在、総合科学技術会議としましては、第二期の基本計画につきましてきちっとそのフォローをしながら、特にこの予算の問題も非常に大事でござりますので、政府予算案作成に際しまして、実

は優先順位付けも行って、この予算の問題について達成すべく努力をしているところでございま

す。S、A、B、Cの四段階の評価をいたしまして、総合科学技術会議の中の大臣と有識者の先生方、有識者の先生方は七人おりますが、そのうちのお二人は女性の議員でございまして、現役の早稲田と東大の先生でございますが、こういう先生方を含めて総合的に評価をしているところでございます。

また、十一月十一日に総理出席の下に総合科学技術会議、これが開かれておりますけれども、この優先順位付けを踏まえたり張りのある科学技術関係予算とするとともに、基本計画の三年度目として、科学技術創造立国実現のための科学技術関係予算の充実に努めようということの意見を取りまとめたということをございまして、それ以外の課題につきましても現在総合科学技術会議で総合的に今取り上げて検討しております。フォローをきちんととしていきたいと思つております。

以上でございます。

○松あきら君　急がせて済みません。

これまで政府は、科学技術分野におきまして様々な計画が作成されまして実行されてきております。ところが、その中には、例えば対がん十か年総合戦略あるいはがん克服新十年戦略のように、検査・治療成績の向上に向けた積極的な取組がなされてきているものの、やはりいまだにがん患者が減少しないといった、なかなかその計画の成果が見えにくいものもあるわけでござります。

こうした計画は、なかなかもちろん思いどおりに取組が進めにくく、そうした困難な課題を有していることはこれは理解をいたしますけれども、それでもやはり絶えずフォローアップして計画を

見直しつつ最適な目標設定を行つていかないといけないか、計画そのものが意味をなさなくなるのではないかというふうに思います。

今回、知的財産戦略本部によつて知的財産推進計画が策定をされまして実施をされますのが、我が国の大綱的財産戦略が大きな成果を上げますように

絶えずフォローアップを行い、達成度をチェックして見直すことが重要だと考えます。この点につきまして、大臣より御答弁をお願いいたします。

○国務大臣（平沼赳氏君）　今お願いをしております。

この基本法、これが成立をさせていただきますと、今おっしゃいましたように知的財産本部、これが結成をされ、そして知的財産の創造、保護、活用、さらには人材の育成等々、あらゆる関連のことを盛り込んで知的財産推進計画が策定されるわけです。

やつぱり計画だけでは駄目で、しっかりとそれをフォローアップしようと、こういうことで、それは当然でございまして、スピードをもつて旨としては当然でございませんけれども、私どもいたしましたのは、まず原則として、この推進計画に具体的な目標と、それからがんのことで十年とおっしゃいましたけれども、しっかりと達成時期を定めることにいたしております。その本部は、不断に各省庁の個々の知的財産に関する施策の達成状況というものを調査しまして、その達成状況もただ調査するだけじゃなくてやつぱり公表をしていく、こういう基本方針を取らせていただきま

す。

また、知的財産を取り巻く状況の変化を勘案いたしまして、計画を立てつ放しということじやなくて、少なくとも毎年一回、推進計画に検討を加える、こういうことをやって、やはりきめ細かく対応していく、そしてしっかりとフォローアップをして、私どもは知的財産施策の実効性の確保とそしてその迅速な達成、これを図つていかなければならぬ、このように思つております。

○松あきら君　ありがとうございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

若者よ、特許を目指せということで、文科省と特許庁は高校生と大学生を対象に、独創的な発明を手掛け、その特許を取るコンテストを来年度からスタートさせるそうございます。子供たちの理科離れを食い止めて、そして創造力と新しい発想を持つた人材育成にもつながる私はすばらしい試みであるというふうに思うわけでございま

す。このブレコンテストというのが、十四年度、行わされたそうでございますけれども、今年十月十日に締め切られているんですか、この応募状況、その状況と今後の取組につきましてお聞かせいただきたいと思います。

○副大臣(高市早苗君) このパテントコンテストにお目を付けていただきまして、本当にありがとうございます。

これは来年度の事業で文部科学省との連携なんですが、学生が自らの研究成果を利用して特許出願から権利取得までの過程を体験して、実践的に学ぶものでございます。ちなみにこれはお金は参加者に負担が掛からなくて、出願費用、審査請求料、特許料については文部科学省が負担してくださる予定ですので、私ども経済産業省の方も精一杯その手続等、実務的な部分で頑張っているところです。

プレコンテストでございますが、ただいま実施中の過程でございます。広島市立広島工業高校十七件、参加校と応募してくださった件数ですね。それから、長崎県立大村工業高校が五件、国立徳山高等専門学校が十九件、東海大学四十四件と、非常に多く皆さん挑戦をしてくださっているような状況でございます。

ありがとうございます。松あきら君やはり副大臣がおつしやつたように、知的財産あるいは知的財産権というものを実感できる正に私は夢のある非常にすばらしい試みであるというふうに思います。

国際競争の中で日本が生き残るのは、何遍も言いますけれども、たくみの技を含めた、私は知的

財産であることは間違いないというふうに思いますが、もう国策として、国を挙げて万全な知的財産立国を目指して取り組んでいただきたいというごとをお願いいたしまして、質問を終わります。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でござります。

まず最初に、この知的財産基本法という基本法でございますので、今日はちょっと条文に沿ってお伺いをしていきたいと思います。

まず、この基本法の目的についてお聞きしたいと思います。基本法ですから、知的財産をどのように使い、またどういう社会の発展に貢献するか、どのような社会の構築を目指すのかというこ

と、とりわけ国民生活に何がもたらされるのかと、いうようなことが私はきちっと盛り込まれる必要があるというふうに思つております。

ところが、「目的」のところを見ますと、第一条のつけから、「この法律は」、全部読みませんけれども、「我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による附加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし」云々とこうあります。そして、最後に「知的財産戦略本部を設置する」とあります。そして、「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的」にした基本法だと、こういうふうになつておりまして、何度も読みましても、基本法がどのような社会、また国民にどのようなものをもたらすのかということが明確に述べられていない。その点について、大臣。

○國務大臣(平沼赳氏君) 西山先生にお答えさせていただきます。

本法案の第一条には、今この法律が必要とされる直接的な理由でございます我が国を取り巻く近年の社会経済情勢について規定をしているところ

でございます。そして、この基本法案によりどの

ような社会を作るべきか、国民生活をどのようにすべきか、こういった点につきましては、本法の基本理念として第三条に規定をさせていただいております。すなわち、本法による知的財産に関する施策の推進を通じて、広く国民が知的財産の恵みを享受できる社会を実現をしまして、国民経済の健全な発展及び豊かな文化的創造に寄与すべき

であり、これに向けて努力をしてまい、こういう形で、確かに第一条ということは、今申し上げたそういう今のこの法律が必要とされる直接的な理由を書かせていただいて、そして三条においてそういう国民、そして文化に触れさせていただいている、こういうことでござります。

○西山登紀子君 三条で少し触れてあるということも、この法案の提案理由説明をもう一度見てみますと、やはりこういうふうに書いてありますね。

かつてない、我が国はこれまでかつてない経済の繁栄とともに豊かで文化的な生活を享受できる社会を実現してきましたが、近年は低廉な労働コストや生産技術の向上等を背景にしたアジア諸国が急速な追い上げを受けて厳しい経済状況にある、だからこの知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより、産業の国際競争力を強化し、活力ある経済社会の実現を図る、いわゆる知的財産立国を目指していくと。

言わば、これが今度の基本法の目的なんです。私が、今、調査会、国民生活、経済調査会に属しています。十九条、二十一条では思想・表現の自由というものが盛り込まれ、二十三条では学問の自由がきちんと保障され、二十五条では文化的に生活する最低限度のというものですけれども権利が保障されております。これは侵してはならない永久の権利として国民に付与されたものでござります。

例えば、第十三条では幸福追求権というものがあります。十九条、二十一条では思想・表現の自由というものが盛り込まれ、二十三条では学問の自由がきちんと保障され、二十五条では文化的に生活する最低限度のというものですけれども権利が保障されております。これは侵してはならない永久の権利として国民に付与されたものでござります。

基本法である以上、こういった国民の権利についてもきちんと明記をする必要があるんじゃないかと思います。

なぜ日本国憲法がこのようにいろんな権利を国民に付与しているかといえば、私はやっぱり戦前の富国強兵だと、あるいは海外に膨張政策を取つていつたと、あるいは軍国主義の下で本当に自由がなかつた、こういう反省の下にやっぱり文化や芸術や学問の発展にはこういう国民の権利としての明記が必要だというふうになつたんじゃないかな。これが私どもが思つてゐる思いなんですが、与党の皆さんもそう思つていらっしゃつて、この三年間、それをテーマに研究してみましょうね、こういうことになつております。

ですから、今回の場合も三条に確かに知的財産の恵沢を享受できる社会の実現というのをうつ

ているんですけれども、よく見ますと、前の方にはやっぱり知的財産を経済活動に積極的に活用して必要な環境の整備を行うという、その結果としてこういうものだというふうなことになつていて、なかなか国民の権利としてそれをどう使うかということが明記されていないじゃないかと思つて問題を感じております。

この知的財産、せつかく知的財産基本法を作るわけですけれども、国民の権利としてのこの知的財産、この点についてはどのようにお考えでしょ

うか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 豊かな、そういう豊かさを真に実感できる、そういうことを追求するということは私は非常に大切なことだと思っております。そして、戦後、日本は一生懸命努力をして、そして世界が瞠目する発展を遂げ経済的繁栄を享受したことは事実であります。

その中で、更に眞の豊かさはどうかと、こういうことでありますけれども、近年、特にアジア圏の追い上げ等によって日本の経済というのは非常に厳しい状況になつてきてる。そういう中で、やはり日本の大きな潜在力である知的財産を活用して、この経済を活性化をし、そして国民経済生貢献をする。こういう中で、知的財産というものが非常に大切だと、それで基本法を作らうと、こ

ういう形に相なりました。

そういう背景の中で、先ほど来、私、述べさせていただいておりますけれども、第一条ではそういうことをうたわせていただき、そして繰り返しになりますけれども、国民の文化とかあるいは創造とか、そういうものに関しては第三条に規定をさせていただきました。

今御指摘の国民の権利としての文化の享受でござりますとか、あるいは創作活動の保護等、これも非常に重要なことで御指摘のとおりだと思います。しかし、これはより普遍的な私どもは価値だと思います。しかしながら、それは違うということを申しますので、本法に定めるその施策のいかんに

もかかわらず憲法上で規定されていることでござりますので、その実現に向けた努力は当然のこととしてやつていかなければいけない、こういう私は考え方でございます。

○西山登紀子君

もう少し進んで、四条で、より

この法律の動機が率直に語られているように思

ますので、進みたいと思います。

四条を見ますと、これも基本理念の一つだということなんですか、「我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展」ということで四条があるわけです。この四条を読んでいきますと、「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り」と書かれています。非常に私は率直だと思いますね。企業化を図るんだと。そ

れから、「知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらし、もつて我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行わなければならない」。

非常に、今読み上げましたけれども、私の印象に残りますのはこの企業化という言葉と国際競争力の強化、この二つが非常に印象的に目に飛び込んでまいります。ですから、この基本法の制定の動機というのは、正に非常に直接的な動機という

ところがひいては経済の基盤を拡大をして、そ

れは日本だけではなくて世界にも貢献することにつながる、こういうことでございまして、私どもとしては、特定の企業を優遇する、そういうよ

うなことでこの基本法を作つていいわけではない

ということは御理解をいただければと思っており

ます。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

知的財産の戦略的な活用によりまして、我が国産業の国際競争力の強化と持続的な発展というのは、この法律の、御指摘のように、重要な目的の一つだと私思つております。したがつて、そういう形で規定をさせていただいていることでござい

ます。

○西山登紀子君

今の大臣の御答弁は典型的なト

リカルダウン論といいますか、大企業榮えれば民

榮えるということなので、これは全然違つんですね。関係はございません。むしろ、大企業榮えて

今、日本の民は滅びるみたいなことになつてい

ているわけですから、それは違うということを申

し上げておきたいと思うんですが。

結局、第四条というのは、もちろん私たちも研

究的財産の保護・活用政策というのは、大企業だけではなくて、個人企業でございますとかあるいは中小企業を助けることにも相なりますし、個人企業家に対しても大変大きな意味があります。これはひいていえば雇用の増大にも私はつながることだと思っております。

○西山登紀子君

もう少し進んで、四条で、より

この法律の動機が率直に語られているように思

ますので、進みたいと思います。

四条を見ますと、これがひいていえば雇用の増大にも私はつながることだと思っております。

この法律の動機が率直に語られているように思

ますので、進みたいと思います。

四条を見ますと、これも基本理念の一つだとい

うことなんですか、「我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展」ということで四条があるわけです。この四条を読んでいきますと、「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り」と書かれています。非常に私は率直だと思いますね。企業化を図るんだと。そ

れから、「知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらし、もつて我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行わなければならない」。

非常に、今読み上げましたけれども、私の印象に残りますのはこの企業化という言葉と国際競争力の強化、この二つが非常に印象的に目に飛び込んでまいります。ですから、この基本法のもう一つの理念規定であります、先ほど述べさせていただきました第三条に規定している、こういうことでございまして、やつぱり私は、経済社会の中で、今、日本は自由主義経済政策を選択しております。そうすると、やつぱり企業というのも、それは中小企業、零細企業であっても、個人の企業家であっても、そういうところに競争力を付けさせる、そういうことがひいては経済の基盤を拡大をして、そしてそれは日本だけではなくて世界にも貢献することにつながる、こういうことでございまして、私どもとしては、特定の企業を優遇する、そういうよ

うなことでこの基本法を作つていいわけではない

ということは御理解をいただければと思っており

ます。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただき

ます。

知的財産の戦略的な活用によりまして、我が国産業の国際競争力の強化と持続的な発展というの

は、この法律の、御指摘のように、重要な目的

の一つだと私思つております。したがつて、そういう形で規定をさせていただいていることでござい

ます。

○西山登紀子君

今の大臣の御答弁は典型的なト

リカルダウン論といいますか、大企業榮えれば民

榮えるということなので、これは全然違つんですね。関係はございません。むしろ、大企業榮えて

今、日本の民は滅びるみたいなことになつてい

ているわけですから、それは違うということを申

し上げておきたいと思うんですが。

結局、第四条というのは、もちろん私たちも研

究開発が不要なものだと言つてゐるわけでもありませんし、それの企業化が必要でないと言つてゐるわけではありません。適切なルールの下でそもは考え方でございます。

○西山登紀子君

もう少し進んで、四条で、より

この法律の動機が率直に語られているように思

ますので、進みたいと思います。

四条を見ますと、これがひいていえば雇用の増大にも私はつながることだと思っております。

この法律の動機が率直に語られているように思

ますので、進みたいと思います。

四条を見ますと、これも基本理念の一つだとい

うことなんですか、「我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展」ということで四条があるわけです。この四条を読んでいきますと、「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り」と書かれています。非常に私は率直だと思いますね。企業化を図るんだと。そ

れから、「知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらし、もつて我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行わなければならない」。

非常に、今読み上げましたけれども、私の印象に残りますのはこの企業化という言葉と国際競争力の強化、この二つが非常に印象的に目に飛び込んでまいります。ですから、この基本法のもう一つの理念規定であります、先ほど述べさせていただきました第三条に規定している、こういうことでございまして、やつぱり私は、経済社会の中で、今、日本は自由主義経済政策を選択しております。そうすると、やつぱり企業というのも、それは中小企業、零細企業であっても、個人の企業家であっても、そういうところに競争力を付けさせる、そういうことがひいては経済の基盤を拡大をして、そしてそれは日本だけではなくて世界にも貢献することにつながる、こういうことでございまして、私どもとしては、特定の企業を優遇する、そういうよ

うなことでこの基本法を作つていいわけではない

ということは御理解をいただければと思っており

ます。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただき

ます。

知的財産の戦略的な活用によりまして、我が国産業の国際競争力の強化と持続的な発展というの

は、この法律の、御指摘のように、重要な目的

の一つだと私思つております。したがつて、そういう形で規定をさせていただいていることでござい

ます。

○西山登紀子君

今の大臣の御答弁は典型的なト

リカルダウン論といいますか、大企業榮えれば民

榮えるということなので、これは全然違つんですね。関係はございません。むしろ、大企業榮えて

今、日本の民は滅びるみたいなことになつてい

ているわけですから、それは違うということを申

し上げておきたいと思うんですが。

結局、第四条というのは、もちろん私たちも研

○政府参考人(平井敏文君) 御指摘のとおり、本法案におきましては、我が国産業の国際競争力の強化、活力ある経済社会の実現を図るため、研究開発の主たる担い手でもあります大学等、あるいはその活用に関する主たる担い手でもあります事業者、企業等々でございますが、つきまして、国、地方公共団体と並び責務規定を置かせていただいております。

ただし、御指摘のとおり、大学等の責務を規定しております第七条でござりますが、御承知のように、憲法で学問の自由が保障されているといふ、あるいはそこでの研究を本法案に基本理念にそのままのつとるという形で規定しますことは、本来自主的であるべき大学の研究活動が阻害されるのではないか等々の觀点もございます。また、法文の規定の仕方でも、人材の育成等々、広く大学に期待することを書いてございますので、ここには、この「基本理念にのつとり」という文言を置かないこととしたわけでございます。

○西山登紀子君 私、今非常に重要なことを言われたと思うんですね。おっしゃるとおりです。憲法というのは学問の自由もきちっと明記をしているわけですから、それをこんなところにずっといるのではないか等々の觀点もございます。また、法文の規定の仕方でも、人材の育成等々、広く大学に期待することを書いてございますので、ここには、この「基本理念にのつとり」という文言を置かないこととしたわけでございます。

○西山登紀子君 私、今非常に重要なことを言われたと思うんですね。おっしゃるとおりです。憲法というのは学問の自由もきちっと明記をしているわけですから、それをこんなところにずっといるのではないか等々の觀点もございます。また、法文の規定の仕方でも、人材の育成等々、広く大学に期待することを書いてございますので、ここには、この「基本理念にのつとり」という文言を置かないこととしたわけでございます。

○政府参考人(平井敏文君) 日本に基本法と称する、あるいはそれに準ずる法律が二十数本、今現在ござります。それ理念を規定しておる規定が様々な用例がございまして、国、地方公共団体、あるいは大学、事業者、個人、国民一般等々、責務を書いているのでございますが、それぞれ基本理念にのつとりという規定をすべてに書いているものがあれば、書き分けているものも

等々ございます。

本法におきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、大学等におきましては、学問の自由という、憲法の学問の自由、保障等の規定の觀点も加味いたしまして、できるだけ自主性を尊重する上でも、しかしながらこの基本法の精神で努力をしていただきたい旨を規定した次第でございま

す。○西山登紀子君 当然のことながら、憲法は基本法に従属するものではございませんよね。ですから、この基本法というのは非常に問題のある、憲法上の重要な、抵触するような中身になつてゐると思いますよ。

しかも、この点は非常に問題だというふうに思ふので、とりわけ、更にお伺いしたいんですけれども、七条に三項というものがございます。この作りよりも非常に私は問題だと思うんですね。大學の責務というものが第七条でずっと書かれております、一項、二項。ところが三項になりますと、急に、「国及び地方公共団体は」ということで、主語は国及び地方公共団体になつております。

「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であつて、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関に係るものを作成し、そして、「これを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重そ

りというふうなことで基本理念をここに入れた場合には、重要なこれは憲法上の問題が起つてくると、だから外したんじゃないですか。これは非常に大事な問題だと思います。

もう一度お伺いします。やっぱりこれは意図的に除いたんですか。

○政府参考人(平井敏文君) 日本に基本法と称する、あるいはそれに準ずる法律が二十数本、今現在ござります。それ理念を規定しておる規定が様々な用例がございまして、国、地方公共団体、あるいは大学、事業者、個人、国民一般等々、責務を書いているのでございますが、それぞれ基本理念にのつとりという規定をすべてに書いているものがあれば、書き分けているものも

うな性格でございます。また、今し方もお話を出ておりますように、憲法二十三条の学問の自由

というような観点からも、大学等におきます研究の外部からの干渉を受けることなく自由かつ自主的に行われるということが必要であると考へております。

本法案の第七条第三項の規定につきましては、このような大学等におきます研究の特性にかんがみまして、国及び地方公共団体が大学等に係る施策を策定し、実施するに当たりましては、研究者の自主性の尊重などの配慮をしなければならないというようなことを定めたものであるというふうに理解をしているところでござります。

私ども文部科学省といたしましては、従来より研究者の自主性を尊重してこれを支援するというようなことを学術政策の基本としてきたところでございまして、今後ともこれを旨として大学等における学術研究振興のための施策の充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

○西山登紀子君 この基本法をずっと見てゐるところ、三条、四条、基本理念がありまして、そしてその四条のところには研究開発を企業化すると、我が国産業の国際競争力を強化を図るというふうなことで、目的は非常にはつきりしているわけですね。財界の要望にもこたえたものです。それに大学の責務を従属させるわけにはいかないというふうに、この法律そのものがもう介入しているというふうに思うんですけども、御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(石川明君) 大学の基礎研究について、国及び地方公共団体というものが介入をしていくというふうに、この法律そのものがもう介入しているというふうに思うんですけども、御説明をいただきたいと思います。

これは、正に大学の自由、学問の自由に対しても、国及び地方公共団体というものが介入をしていくというふうに、この法律そのものがもう介入しているというふうに思うんですけども、御説明をいただきたいと思います。

私は問題の基本法じゃないかなというふうに思います。さらに、次に行きたいんですけども、こういうふうに、結局、国及び地方公共団体が、先ほど言いましたように、この基本理念にのつとり作成したその方向、それを実施をしなきゃいけないというのが大学の責務になつてくるとなれば、これはもう大学の、日本の今の大規模研究、今まで少ないと、二〇〇二年度版の科学技術白書を見ましても、日本の大学の基礎研究の割合というのは五二・二%しかなくて、ドイツでは七三・五%，フランスが八六・五%，アメリカは六八・五%。主要国の中でも少ないんですけども、今、第七条といふうような大学の責務が加わりますと、今でも低い基礎的な研究が更にないがしろにされるんじやないか、地位が低くならないか、予算が下がるんじゃないかと心配を持つんですかとも、どうでしようか。

○政府参考人(石川明君) 大学の基礎研究についての御心配でございますけれども、大学におきましては、基礎研究から応用研究まで幅広い分野にわたりまして、先ほど申し上げましたように、研究者の自由な発想に基づく研究が行われているところでございます。特に、大学に対しましては質の高い基礎研究を行うことが強く期待をされているというふうに私どもも認識しております。

科学技術基本計画におきましても、基礎研究の重視とその幅広く着実な推進というようなものが強調されているところでござりますし、我が省いたしましても、科学研究費補助金等の競争的資金の拡充あるいは大学の研究施設設備の整備等、基礎研究推進のための施策を積極的に講じているところでございます。

また、知的財産、この知的財産基本法におきましても、大学等における研究開発の推進に必要な施策を講ずるというようなことが基本的な施策の

一つとされておりましす、また大学等に係る施設の実施に当たりましては、先ほど來お話しありますように、研究者の自主性の尊重、その他大学等における研究の特性に配慮しなければならないといふようなことも明記されているところでございまして、本法の成立によりまして大学の基礎研究がないがしろにされるというようなことは私どもはないと思つておりますし、先ほども申し上げましたけれども、私ども文部科学省としましては、今後とも科学技術基本計画等を踏まえまして、独創的な知的財産をどんどん創出していくための糧として大学の基礎研究の充実に努めてまいりたいと、目的から基本理念からずつと見てまいりまして、このように考えております。

○西山登紀子君 この基本法の全体を今までずっと、私が問題にしているような心配というの起きるし、現にまた起こっているんですね。

九五年に科学技術基本法というのが議員立法で制定されましたけれども、それでこの五年間のい

ろんな基本計画、二期目の五年間の計画というう

とで、一期目は十七兆、二期目は二十四兆とい

う形で予算を付けていこうという、予算じゃない、

そういう取組をしていこうということになってしま

ているんですけども、結局、その中でどんな変化が起こっているかと見てみると、例えば七四

年から二〇〇〇年、じや日本の研究、大学の基礎

研究の率がどれぐらい減っているかというと、七

四年は七五・四%あったのが、二〇〇〇年は三割

減つて五二・二%、比率ですが、応用研究はどう

くらいになつてているかというと、七四年は一八・

五%だったのが、二〇〇〇年には倍増、三八・

五%という形で倍増をしているわけです。

言わば大学が、この基本法の最初からずつと見

てみますと、やはり産業技術に直結する、とりわけ商品として、あるいは製品化して、うまく国際競争力を使ってうまくいけいけどんでもうかっていくというか、そういうところに、自らの利益というか、そういうところに特化して、日本

の大学などの予算などが付けられていくんじやないか。

そうなりますと、国民生活に必要な基礎的な学術研究の費用なり、その位置付けというものに対する心配を持つていてるんですけれども、どうで

して非常に大きな格差が生まれるんじゃないかと

いう心配を持っています。私は、むしろここに事業者の責務というのを書くのであれば、むしろ事業者という人々は社会の発展に寄与していく方向で、むしろ自分たちの事業活動の成績を国民に返すということを事業者の責務にす

で、この「事業者の責務」を見ますと、本当に、

ということをいたたつもりでございます。

○西山登紀子君 終わります。
○広野ただし君 国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の広野ただしです。
今日もしんがりになりますと、重要な基本法で、是非よろしくお願ひをしたいと思います。

先ほども、午前の議論でもありましたが、日本は資源も何もない国で、正に人間が財産、こういう国であります。そういう中で、今まで製造業等が非常に頑張つてしまいましたが、この重要性は変わりませんけれども、ますます知的活動といいますか、そういうことで日本が立国を

していくことがやはり非常に大切なことだと、このように思つております。

私はちょうど、昔、技術者の端くれだったものですから、無から有を生み出す、無有会といふ秘密の管理が不十分であつたり、ノウハウを始めとした技術の海外への意図せざる移転が発生しております。

これを、結局、こういう知的財産をきちっと守つて企業も自主的な努力をすることによって新しい産業が生まれ、そしてまた、今ある企業の競争力が確保されるということも、私は、またこれは雇用を守つたり、それによつて生み出される製品を国民が使えるといった意味ではかなり広く国民にメリットをもたらすものではないかと考えております。

ですから、これは今後、今年度まず知的財産の取得管理とか、それからノウハウなどの営業秘密の管理、それから海外への意図せざる技術進出の防止という三つの指針の策定と普及策について検討を進めておりまして、来年度中に知的財産に関する情報開示の指針を策定するべく検討を開始する。

しかし、これも知的活動でまたそれを、また文化活動も正にそういうことでありまして、それで知的活動を大いにやつていかなないと駄目なんだ、こういうことからこの基本法には基本的に賛成であります。

そういう中で、今日は命の問題、生命科学、バイオテクノロジー、こういうところのことをまず取り上げさせていただきたいと思います。

ボストンコンサルティングが指摘しているんすけれども、日本のこの五十年で寿命が二十数年延びたということであります。この二十数年寿命が伸びたそのおよそ半分は薬によるものである

研究との関連での御心配の御質問というふうに受け止めておりますけれども、先ほども申し上げましたように、大学における研究につきましては、基礎研究の推進ということが特に大きく期待されているということは私どもも強く意識をしておりますし、大学における研究につきましては、実用化や応用研究というようなものののみにとらわれることなく、研究者の自由な発想に基づく創造的な基礎研究にまことにしっかりと力点を置きながら、基礎研究と応用研究のバランスの取れた推進を図つていくということが重要であると私ども考えております。

こういった観点をしつかり踏まえまして、研究費助成を始めたとする各種の予算的な面も含めました施設の充実にこれからも努めてまいりたいと、このように考えております。

○西山登紀子君 最後に、大臣にお伺いしたいと思ひます。

第八条で「事業者の責務」ということが規定をされているわけですが、非常に、ずっと読んでみると、ここでも基本理念にのつとて活力ある

事業活動を通じた生産性の向上、事業基盤の強化を図ることができるよう努めなきやいけないと

か、それから当該事業者若しくは他の事業者が創造した知的財産又は大学等で創造された知的財産の適切な管轄に努めるものとするというよ

うなことで、ほかの事業者の創造的な知的財産も活用しなさいよと。大学で創造された知的財産も活用しなさいよと。そして、自分の持つてゐる知的財産は適切に管理しなさいよというようなこと

で資金調達もできますように、また今と違つた形で資金調達もできますように、特許などの証券化などのモデル事業の立ち上げですか、それから

あと、また企業が自分の技術、知的財産をもつて資料を開示の指針を策定するべく検討を開始する。

ですから、これは今後、今年度まず知的財産の取得管理とか、それからノウハウなどの営業秘密の管理、それから海外への意図せざる技術進出の防止という三つの指針の策定と普及策について検討を進めておりまして、来年度中に知的財産に関する情報開示の指針を策定するべく検討を開始する。

しかし、これも知的活動でまたそれを、また文

化活動も正にそういうことでありまして、それで

知的活動を大いにやつていかなないと駄目なんだ、

こういうことからこの基本法には基本的に賛成であります。

そういう中で、今日は命の問題、生命科学、バイ

オテクノロジー、こういうところのことをまず

取り上げさせていただきたいと思います。

ボストンコンサルティングが指摘しているんす

けれども、日本のこの五十年で寿命が二十数年

延びたということであります。この二十数年寿命

が伸びたそのおよそ半分は薬によるものである

という指摘を、薬のおかげであるんだという指摘をしております。

私は、やはり今、高齢化社会でありますけれども、この高齢化社会の中でいろんな障害関係の病が、疾病があります。それを克服していくといふことは、患者が新しい薬を待っているということころがあると思うんですね。そういうときに的確にやはり審査を速く、迅速にして、そして患者が使える、そういうことにしていかないと、審査がだらだらだら長引いておっては、これほどうにもならないんじやないかと。特に日本の場合は、審査があつて、FDA、アメリカの方で審査をしてもらつて、それでこちらへ持ってくるというふうなことまで言われているわけで、厚生労働省さん、少し改善はされました。昔は審査三十数か月だったものが十五か月ないし十八か月に縮まつたということです。しかし、アメリカは十二か月、十一、三か月で、しかも場合によつては七、八か月で審査が終わるということもあります。

ただ、確かに根つこのところの臨床試験のところは非常に大切な話で、こここのところは今日新聞にも発表されたようありますけれども、五年ないし七年の臨床試験期間を二年くらい短縮するんだけど、こういう話がありますけれども、そのことについて厚生労働省政務官からお願いします。

○大臣政務官(渡辺具能君) 薬の有用性につきましても、非常に難く存ずるところがあります。無から有を生ずるというお話をありましたけれども、正に無から命を生ずるわけでございまして、大変重要な問題だと認識をいたしております。

そういう中で、新薬の審査期間が長過ぎるのではないか、あるいは審査期間の以前の問題も含めています。確かに、従来はそういう御指摘だったと思います。確かに、従来はそういうことが言えたというふうに思いますが、近年は大変日本におきましても改善をされております。

医薬品のまず承認審査につきましては、平成九年四月以降に申請されました新薬につきましては、それまでは、委員御指摘だつた三十何か月とおつしやつたのはいつのことかよく分かりませんが、直前ですと十八か月ぐらい掛かっておつたわがでございますけれども、審査体制の強化を図りまして、昨年あるいは一昨年では欧米並みの十二か月 標準的な審査で欧米並みの十二か月に短縮いたしたところであります。

また、あわせまして、承認申請前の研究開発段階におきます治験相談体制も整備いたしておりまして、また日米あるいはEU間で承認審査に関するデータの相互受入れを積極的に推進するとか、そういうことを行いまして、開発から承認申請までの期間も今可能な限り短縮いたしておるところでございます。

○広野ただし君 命の関係の話は非常に長時間を要します。成功率、普通、千に三つとかいう話がありますけれども、薬の場合は一万分の一です。しかも十五、六年掛かることであります。そして、しかし今、二〇一〇年ごろに、ヒトゲノムだとかなんかの解析が終わりましたから、ゲノム創薬といふことで新薬の黄金時代が来るであろう、こう言われているわけです。

しかし、そのところ、日本の薬メーカー、トップメーカーの武田でも世界からいいますと十五位ぐらいなんですね。研究開発にいきますと、アメリカの大体一企業を取りましても五分の一ぐらいだと。これで一万分の一、千に三つよりもっとひどい研究開発の中で成功していくためには、なかなかこれは大変なことをやつていかなきやいけない。そのことを政府としてもよく考えて、これはまた寿命にかかることがありますし、また命を助けることにもなるわけですから、この点、ひとつ見解を伺いたいと思います。

○大臣政務官(渡辺具能君) おつしやるとおり、

新薬の開発は大変厳しいわけでありますけれども、それだけにこれを進めていかなければならぬわけでありまして、そのことに対しまして国が助成をする、あるいは支援できるものを探して支援するということが大切だというふうに思つておられます。画期的な、独創的な医薬品の開発を推進するためには、具体的には、まず企業が中心になりますして医薬品の研究開発を行つてありますけれども、国としても研究開発の環境を整備してあげるとか、いろんな積極的な支援に取り組む必要があると考えております。

そこで、厚生労働省といたしましては、メデイカル・フロンティア戦略と称しまして、そういう戦略の下に、特に高齢者に多い病気がありますがん、心筋梗塞、脳卒中、痴呆等の画期的な新薬の開発に協力をしているところであります。共同研究をするとか研究者を派遣するとか、そういうことを行つております。また、先端技術を活用した民間におきます医薬品の研究開発に対しまして出資をする、あるいは融資をするなどの支援を行つてきたところであります。

また、その重要性について更に私どもも認識いたしまして、今年の八月でございますけれども、医薬品産業ビジョンというものをまとめまして、この中で新薬の研究開発の支援策を今後強化することにいたしております。その強化の内容としては、新薬開発につながる重要な疾患関連のたんぱく質の解析の研究をやろうということであります。また、新薬の開発から認可までの一つの障害として、いわゆる治験をどうやっていくかということが大変問題になつておりますので、大規模な治験ネットワークを国が中心になりまして皆さんに問い合わせまして、そういう環境整備もしております。

あるいは、企業のインセンティブにつながるような、いわゆるバイ・ドール方式による委託研究をやるとか、もう委員御承知のとおりでありますが、それとか、国で開発した成果を民間に移転する機関を設置するとか、そういうことを踏まえま

して、今後とも一生懸命に取り組んでいきたい、こういうふうに考えております。

○広野ただし君 それともう一つ、新薬開発と薬価制度、この問題があつて、今の日本の算定方式は類似品比較算定方式というものになつてゐるんですね。新薬なのに類似品というのは、これはありますように新薬についての算定方式を直前ですと十八か月ぐらい掛かっておつたわがでございますけれども、審査体制の強化を図りまして、昨年あるいは一昨年では欧米並みの十二か月 標準的な審査で欧米並みの十二か月に短縮いたしたところであります。

また、あわせまして、承認申請前の研究開発段階におきます治験相談体制も整備いたしておりまして、また日米あるいはEU間で承認審査に関するデータの相互受入れを積極的に推進するとか、そういうことを行いまして、開発から承認申請までの期間も今可能な限り短縮いたしておるところでございます。

○大臣政務官(渡辺具能君) 委員御指摘のとおりでございます。インセンティブになるような薬価方式を昨今取り入れております。

これまでには、薬価算定に当たつての加算を、これまでの方式はもう説明いたしませんけれども、その加算を、従来は最高で四〇%であつたわけですから、それがども、新薬の画期性だと有用性のレベルに合わせて四〇%から一〇〇%に引き上げるなど、一層の充実を図つたところでございます。

○広野ただし君 今まで画期加算方式というのはあつたんですが、十年の間にわざか二件しか適用になつたことがないということでありますから、それを大いに拡大をしていただきたい、このように思います。

ところで、やつぱり特許法関係の審査のことは非常に大切で、発明を促すということも非常に大切ですが、発明ができたらそれを権利を確定して早く使えるようにする、そういうことでは審査の迅速化、今日午前中も出ましたけれども、このところが非常に大切なことだと思います。

審査体制充実の問題が重要なわけですが、なぜか知らないけれども、先ほども出ましたけれども、も、すぐ料金の問題になつてきていると。経済原則でもつていろいろとやるといふのは分からぬではないですけれども、やはりまず審査制度の充実をどうやってやつていくかと。今までも確かにアトソーシングをやるということでいろいろと充実を図つてきておられる、これはもう評価をいたしますけれども、私は、更に大事なのは審査官の

補助といいますか、審査官を正に契約社員のように、言葉は悪いですけれども、契約審査官という形で大いに弁理士等を活用して、そして充実を図る。こういうことがやはり非常に大切だと思います。

そうしませんと、何か料金値上げで、下げていく、受け付けないという、ハードルを高くすると、いう考え方より、まず審査体制充実を何かやることがないのかということで求めることの方が重要なだと思いますが、その点いかがでしょうか。

○副大臣(西川太一郎君) 今、先生のお言葉どおり特許は大変重要なことでございまして、マンパワーを必要といたしております。特に、その背景は、近時、出願内容の高度化と複雑化、あわせて、審査請求期間を七年から三年に短縮する、これがオーバーラップする時期が今来ておりまして、非常に審査請求件数が増えております。そして、そういう中で、審査期間の長期化ということはいろんな意味でますいことでございますから、これを効率的に短縮をしていくという意味では、ただいま先生が評価をしていただきましたアウトソーシング方式を私ども取り入れていきたい、こう思つております。

そういう中で、弁理士の先生方にお力を拝借する、こういう問題でございますけれども、弁理士の方々は、今更私が申し上げるまでもなく、明細書でございますとか翻訳文でありますとか補正書でございますとか、そういうものの作成、それから特許を求める際の先行技術との対比、審査官、審判官との面接時における技術説明、また企業の知的財産戦略に向けた助言など、大変重要なお仕事をしていただいていると承知をいたしておりまして、今後もこうした弁理士の先生方の一層の貢献を私どもとしてはお願いをしたい、こう思つているわけでございますが。

経済産業省いたしましては、こうした弁理士の皆様の積極的な御貢献を得ながら、国際的に遼

に努めていきたい、こう思つております。
○広野ただし君 今日午前中も出ましたけれども、調査請求を前もってやる制度ですね、審査期間中に。いきなり審査請求をするんじゃなくて、その前に調査請求をして、そして報告書をもらつて、それで審査をするかどうかということを出願者が決める、こういう制度をしっかりと入れるというのを検討してもらいたいと思うんですね。それによって、何と言ふですかね、先ほど二割は出てこないんだ、何の音さたもないんだと、こう言うんですけれども、そういう調査請求によってかなり防げるということがあろうと思ひますが、その点、いかがでしようか。

○政府参考人(太田信一郎君) 調査を前置する制度というのは考え方としてないことはないと思つております。ただ、義務付けをすることの是非、それから、私ども、正に大車輪で審査官とアウトソーシングの検索者、サーチャーが一緒にになってやつております。その上で調査を前置したときに、かえつて審査の方が全体のマンパワーの関係で遅れかねないという問題もあります。

ただ、いずれにしても、午前中にもお答えいたしましたけれども、産構審で全体の姿を現在議論をしているところです。そういう中で、出願者の先行技術調査の実現のための方策という観点からきちんと議論を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○広野ただし君 それと、特許特会というのがあるわけですから、特許特会、八百億円ぐらいいの剩余金があるということですから、今すぐ何か審査料を値上げをすると。こういう非常に大切なときには、先ほど御祝儀相場だからという話がありましたけれども、やはり基本法でスタートしているときに何か値上げをしていくというのは、やはりエンジンをやりながらまたアクセサルを吹かすという、何かそういう感じになりますから、やはりここは大臣、プロパテント政策をかつちりとやるんだということ是非再検討をお願いしたいと思ひますし、また、よく関係者と議論をしていただ

いて、何かアンチパテント政策になるようなことではないようになつかりした制度を作つていただきたいたいと思いますので、大臣の見解を伺います。
○國務大臣(平沼赳氏君) 午前中でもこの問題が出まして、特許局長官等から御答弁をさせていただき、私からも答弁をさせていただきました。いずれにしても、いろいろな問題点もありますし、あるいは制度的なアプローチもありますし、総合的にいろいろ検討しなければならないと、このように思つておるところです。

○広野ただし君 終わります。

○委員長(田浦直君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)以下「通則法」という)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本貿易振興機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という)は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もつてこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができます。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

第一条 総則(第一条~第五条)

第二章 役員及び職員(第六条~第十二条)

第三章 業務等(第十二条~第十三条)

第四章 雑則(第十四条~第十七条)

第五章 罰則(第十八条~第十九条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人日本貿易振興

<p>2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理する。</p> <p>3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。</p> <p>4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。</p>	<p>第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。</p> <p>二 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行ふこと。</p> <p>三 貿易取引のあつせんを行うこと。</p> <p>四 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他</p>
<p>五 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあつせんを行うこと。</p> <p>六 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。</p>	<p>第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 第十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。</p> <p>二 第十二条第一項の規定により經濟産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。</p> <p>三 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
	<p>第五章 罰則</p> <p>第十八条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は濫用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。</p> <p>二 第十二条第一項の規定により經濟産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。</p> <p>三 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>(理事の欠格条項の特例)</p> <p>第九条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、理事となることができる。</p> <p>2 機構の理事の解任に関する通則法第二十三条规定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本貿易振興機構法第九条第一項」とする。</p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>第十条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第十二条第一号から第五号までに掲げる業務及び同条第十号に掲げる業務(同条第一号から第五号までに掲げる業務に附帯するものに限る。)に係る職務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。</p> <p>(役員及び職員の地位)</p> <p>第十二条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第二章 業務等</p>	<p>第十四条 經濟産業大臣は、國際経済事情の急激な変化その他の事情により我が国及び國際経済社会の健全な発展が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合において、機構の業務を貿易の振興に関する政府の方針と整合的なものとするため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む)に關し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 機構は、經濟産業大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p> <p>(主務大臣等)</p> <p>第十五条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ經濟産業大臣、經濟産業省及び經濟産業省令とする。</p> <p>(國家公務員宿舎法の適用除外)</p> <p>第十六条 國家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。</p> <p>(國家公務員共済組合法の適用に関する特例)</p> <p>第十七条 機構の役員及び職員は、國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項の規定による中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところ</p>

利益及び損失の処理については、なお従前の例による。

第一項の規定により機構が振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第一項の規定により振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(業務の特例)

第三条 機構は、附則第五条の規定による廃止前の日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)第二十一条第一項第六号の規定により経済産業大臣の委託を受けて貸し付けられた資金(次条第一項において「貸付金」という)に係る債権(前条第一項の規定により機構が承継したものに限る。)の回収が終了するまでの間、第十二条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行う。

前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十九条第一号中「第十二条」とあるのは、「第十二条及び附則第三条第一項」とする。(機構の納付金等)

第四条 機構は、前条第一項の債権の回収が終了するまでの間において、経済産業大臣が、償還された貸付金の金額のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めることにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

機構は、平成二十年三月三十一日までの間ににおいて、経済産業大臣が、返還された預託金(輸入の促進を目的とした展示場その他の政令

で定める施設を運営するため平成五年一月二十五日から平成十三年三月三十日までに振興会が民間事業者に預託した金銭附則第二条第一項の規定により機構が承継した権利に係るものに限る。)をいう。の金額のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

経済産業大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

機構は、第一項又は第二項の規定により納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

(日本貿易振興会法の廃止)

第五条 日本貿易振興会法は、廃止する。(日本貿易振興会法の廃止に伴う経過措置)

第六条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本貿易振興会法(第十条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

農林漁業金融公庫は、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金については、第十三条の規定による出資の額に相当する金額(次条第一項の規定による組入金の額がある場合には、その金額)同条第二項の規定により使用した金額があるときは、その金額を控除した金額)を加算した金額。以下この条において「出資相当額」という。)を下らない金額(農林漁業金融公庫が主務大臣の承認を受けた年度内における資金繰りのために当該現金を繰替使用する場合においては、出資相当額からその繰替使用中の金額を控除した金額を下らない金額)を、財政融資資金に預託して管理しなければならない。

第十三条中「第十二条第一項第一号に規定する貸付」を「第十二条第一項に規定する貸付け」に改める。(基金の取崩しの制限等)

第十四条 農林漁業金融公庫の非補助小団地等

第一条中「及び別に法律で定めるところにより設立される日本貿易振興会」を削る。

「第三章 公庫等の基金」を「第三章 農林漁業金融公庫の基金」に改める。

第十条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のようにより改正する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第四条第一項中「第十条第一号」を「第十条に、「第十二条第一項第一号に掲げる」を「第十一条第一項に規定する」に改める。

第十一条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のようにより改正する。

第十二条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二号)の一部を次のようにより改正する。

別表第一 日本貿易振興会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第十二条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二号)の一部を次のようにより改正する。

別表日本貿易振興会の項を削る。

(情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案)

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

六十九条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

土地改良事業助成基金は、取り崩してはならない。ただし、前条第二項の規定により当該基金に属する現金を使用する場合は、この限りでない。

<p>第三節 業務等(第二十条—第二十三条)</p> <p>第四節 雜則(第二十四条—第二十八条)</p> <p>第四章 罰則(第二十九条・第三十条)</p> <p>附則</p> <p>第三章及び第四章を次のように改める。</p> <p>第三章 独立行政法人情報処理推進機構</p> <p>第一節 総則</p> <p>(この章の目的)</p> <p>第八条 独立行政法人情報処理推進機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。</p> <p>(名称)</p> <p>第九条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第十一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人情報処理推進機構とする。</p> <p>(機構の目的)</p> <p>第十条 独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。</p> <p>(事務所)</p> <p>第十一条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。</p> <p>(資本金)</p> <p>第十二条 機構の資本金は、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第号。以下「改正法」という。)附則第二条第六項及び第九項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。</p> <p>2 政府は、第二十条第一項第一号及び第二二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第二十三条第一項の信金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内</p>	<p>において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第二十条第一項第一号及び第二二号に掲げる業務に必要な資金又は第二十三条第一項の信金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。</p> <p>3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。</p> <p>(持分の払戻し等の禁止)</p> <p>第十三条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。</p> <p>(持分の譲渡等)</p> <p>第十四条 出資者は、その持分を譲渡することができる。ただし、第二十三条第一項の信金に係る出資に係る政府の持分については、この限りでない。</p> <p>2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。</p> <p>第二節 役員及び職員</p> <p>第十五条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。</p> <p>2 機構に、役員として、理事一人以内を置くことができる。</p> <p>(役員)</p> <p>第十六条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。</p> <p>2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。</p> <p>3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。</p> <p>(役員の任期)</p>	<p>第十七条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>(役員及び職員の秘密保持義務)</p> <p>第十八条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。</p> <p>第三節 業務等</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第二十条 機構は、第十条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラム(事業活動に広く用いられるものに限る。)であつて、その開発を特に促進する必要があり、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。</p> <p>二 前号に掲げる業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。</p> <p>三 情報処理サービス業者等(情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。)が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借り入れに係る債務を保証すること。</p> <p>四 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行つう者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借り入れに係る債務を保証すること。</p> <p>五 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システム(電子計算機</p>
---	--	--

独立行政法人評議委員会の意見を聽くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第一号に掲げる業務に係る勘定(次項において「第一号勘定」という)における通則法第十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使用に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使用に充てる場合」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、第一号勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十一条第一項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(信用基金)

第二十三条 機構は、第二十条第一項第三号及び第四号に規定する資金の借入れに係る債務の保証並びにこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、改正法附則第九条第一項の規定により政府及び政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出資されたものとされた金額、同条第三項の規定により政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出資されたものとされた金額並びに第十二条第二項の規定により政府から信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前項の信用基金は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

第四節 雜則

(出資者原簿)

第二十四条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

2 出資者原簿には、第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る出資並びに前条第一項の信用基金に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十五条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第二十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を国庫に納付し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を第二十条第一号及び第二号に掲げる業務(これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものと除く。)に係る各出資者並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとす

る。

2 前項の規定により第二十三条第一項の信用基

金に係る各出資者に分配するものとす

る。

3 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十七条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法

律第一百七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十八条 機構の役員及び職員は、国家公務員

共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。

この場合において必要な事項は、政令で定められた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章 罰則

第二十九条 第十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第二十二条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

三 第六条第一項中「行なう」を「行つ」に改め、同条第一項中「行なう」を「行つ」に改め、同条第一項及び第二号に掲げる業務(これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものと除く。)に係る各出資者並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者に對し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとす

る。

4 第二十九条第一項第一号及び第二号に規定する事項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

5 経済産業大臣は、不正の手段によつて情報処理技術者試験を受け、又は受けようとした者に對しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

6 第六条第七項中「及び指定試験機関」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 独立行政法人情報処理推進機構は、試験事務の実施に關し前項に規定する経済産業大臣の権限(情報処理技術者試験を受けることを禁止することに限る)を有する。

8 独立行政法人情報処理推進機構が行つて試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又はその不作為に對しては、経済産業大臣に對し行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

9 第二章中第六条を第七条とする。

10 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第三条の二を第四条とする。

11 第二章中第六条を第七条とする。

12 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

13 第二章中第六条を第七条とする。

14 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

15 第二章中第六条を第七条とする。

16 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

17 第二章中第六条を第七条とする。

18 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

19 第二章中第六条を第七条とする。

20 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

21 第二章中第六条を第七条とする。

22 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

23 第二章中第六条を第七条とする。

24 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

25 第二章中第六条を第七条とする。

26 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

27 第二章中第六条を第七条とする。

28 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

29 第二章中第六条を第七条とする。

30 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

31 第二章中第六条を第七条とする。

32 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

33 第二章中第六条を第七条とする。

34 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

35 第二章中第六条を第七条とする。

36 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

37 第二章中第六条を第七条とする。

38 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

39 第二章中第六条を第七条とする。

40 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

41 第二章中第六条を第七条とする。

42 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

43 第二章中第六条を第七条とする。

44 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

45 第二章中第六条を第七条とする。

46 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

47 第二章中第六条を第七条とする。

48 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

49 第二章中第六条を第七条とする。

50 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

51 第二章中第六条を第七条とする。

52 第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「當たつて」に改め、同条を第五条とし、第六十号による審査請求をすることができる。

は、政令で定める。

4 協会の解散の日の前日を含む事業年度は、そ

の日に終わるものとする。

5 協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。

6 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、機構が承継する資産(次に掲げる業務に係るものと除く。)の価額(この法律による改正前の情報処理の促進に関する法

律(以下「旧情報処理促進法」という。)第三十条第一項の協会が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額に相当する金額を除く。)から負債(次に掲げる業務に係るものと除く。)の金額を差し引いた額に相当する金額は、機構の設立に際し政府及び政府以外の者から機構に出資されたものとする。

一 旧情報処理促進法第二十八条第一項第一号

から第三号までに掲げる業務(これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。)

二 旧情報処理促進法第二十八条第一項第四号

から第六号までに掲げる業務

三 新事業創出促進法附則第九条の規定による廃止前の地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第六十号。以下「旧地域ソフトウェア法」という。)第七条第二号の教材を開発する業務(これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。)

四 新事業創出促進法附則第十五条の規定により、その経理についてなお従前の例によることとされた旧地域ソフトウェア法第七条第一号の規定による出資の業務

前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、同項の規定による協会の解散の時(以下「解散時」という。)までに政府及び政府以外の者から協会に対しても第六項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された額は、それぞれ、機構の設立に際し政府及び政府以外の者から機構に出資されたものとする。

10 協会の解散については、旧情報処理促進法第四十条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

11 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(旧特別勘定の清算)

12 第三条、前条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧情報処理促進法第三十四条の二に規定する特別の勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額は、機構の成립に際し、機構が同条に規定するプログラム作成効率化業務に係る各出資者に支払うべき負債として整理するものとする。

13 機構は、前項の規定により負債として整理するものとされた額を同項の各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

(協会の資産の承継に伴う出資金の取扱い)

第四条 附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、解散時までに政府から協会に対して同条第六項第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された出資金のうち、政令で定める日(以下「特定日」という。)前に出資されたものについては、附則第六条第一項に規定する特定プログラム開発承継勘定に整理するものとし、特定日以後に出資されたものについては、その金額に相当する金額がこの法律による改正後の情報処理の促進に関する法律(以下「新法」とい

う。)第二十一条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

2 附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、解散時までに政府から協会に対しても同条第六項第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された出資金は、附則第七条第一項に規定するものとする。

(承継業務)

第五条 機構は、附則第二条第一項の規定による協会の解散の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新法第二十条に規定する業務のほか、旧情報処理促進法第二十八条第一項第一号に掲げる業務(これに要する費用を特定日前に政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。)により開発された同号の特定プログラムの提供の対価の回収に係る業務(以下「特定プログラム開発承継業務」という。)を行う。

2 機構は、附則第二条第一項の規定による協会の解散の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新法第二十条に規定する業務のほか、旧地域ソフトウェア法第七条第二号の教材の提供の対価の回収に係る業務(以下「地域ソフトウェア教材開発承継業務」という。)を行う。

3 機構は、前項の規定により特定プログラム開発承継勘定を廃止したときは、その廃止の際特定プログラム開発承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

(地域ソフトウェア教材開発承継勘定)

第七条 附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継した資産及び負債のうち同条第六項第三号に掲げる業務に係るもの並びに地域ソフトウェア教材開発承継業務に関する経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「地域ソフトウェア教材開発承継勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 機構は、地域ソフトウェア教材開発承継業務を終えたときは、地域ソフトウェア教材開発承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際地域ソフトウェア教材開発承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該

残余財産の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

3 機構は、前項の規定により地域ソフトウェア教材開発承継勘定を廃止したときは、その廃止の際地域ソフトウェア教材開発承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

4 第二項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新法第三十三条第一号中「第二十条」とあるのは、「第二十条及び改正法附則第五条第一項」とする。

(特定プログラム開発承継勘定)

第六条 附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継

(地域事業出資業務勘定)

第八条 附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、附則第十五条の規定による改正前の新事業創出促進法附則第十五条の規定によりその経理についてなお従前の例によることとされた旧地域ソフトウェア法第七条第一号の規定による出資に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(次項において「地域事業出資業務勘定」という)を設けて整理しなければならない。

前項の規定により機構が地域事業出資業務勘定の経理を行う場合には、新法第二十二条第四項中「前条第一号に掲げる業務に係る勘定(次項において「第一号勘定」という。)」とあるのは「前条第一号に掲げる業務に係る勘定(次項において「第一号勘定」という。)」及び改正法附則第八条第一項に規定する地域事業出資業務勘定」と、同条第五項中「第一号勘定」とあるのは「第一号勘定及び改正法附則第八条第一項に規定する地域事業出資業務勘定」と、「第四項」とあるのは「改正法附則第八条第二項の規定により読み替えられた第四項」とする。

(信用基金の承継)

第九条 附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、機構が承継した旧情報処理促進法第三十条第一項の信用基金に係る資産の価額(旧情報処理促進法第三十条第一項の協会が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出された金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額(以下「信用基金純資産額」という。)に相当する金額は、機構の設立に際し政府及び政府以外の者から機構に新法第二十三条第一項の規定により国が承継する資産(旧情報処理促進法第三十条第一項の信用基金に係るものに限る)の価額の合

計額に、旧情報処理促進法第三十条第一項の信

用基金に充てるべきものとして政府及び政府以外の者から出資された金額に対する政府以外の者の持分の割合を乗じて得た額に相当する金額(その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額)は、当該政府以外の者から機構に対し出資されたものとする。

3 附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、協会が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額は、機構の設立に際し当該政府以外の者から機構に、新法第二十三条第一項の信用基金に充てるべきものと

して出えんされたものとする。

4 附則第二条第七項及び第八項の規定は、第二項の資産の価額について準用する。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)
第十条 新法第二十三条第一項の信用基金に係る政府以外の出資者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、同項の信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、新法第十三条第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する機構の成立の日にお

ける信用基金純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額)により

払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(日本情報処理開発協会からの引継ぎ)
第十二条 昭和四十二年十一月二十日に設立された財團法人日本情報処理開発協会以下「開発協会」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構の成立の時において現に開発協会が有する権利及び義務のうち、平成十四年十月一日現在における開発協会の寄附

行為第四条第八号に掲げる事業及び第十一号に掲げる事業であつて旧情報処理促進法第六条第二項に規定する試験事務に係るもの(以下「引継事業」という。)の遂行に伴い開発協会に属する

に至つたものを機構において承継すべき旨を申し出しができる。

第二十二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、情報処理促進法第十二条第二項中「又は第二十三条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは「第二十三条第一項の信用基金に充てるため又は新事業創出促進法第二十二条第一項第一号イに掲げる業務以下「教材開発業務」という。)に必要な資金に充てるため」と、「又は第二十三条第一項の信用基金の」とあるのは「第二十三条第一項の信用基金に充てるため又は教材開発業務に必要な資金」と、情報処理促進法第二十四条第二項中「並びに教材開発業務」という。)に必要な資金に充てるため」と、

「前条第一項の信用基金に係る出資」とあるのは「第二十三条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、情報処理促進法第二十五条第一項中「並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは「第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者」とする。

3 第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、情報処理促進法第二十六条の規定の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとする事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十四条 この附則に規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他のこの法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(新事業創出促進法の一改正)
第十五条 新事業創出促進法の一部を次のように改正する。

第一項の見出しを「(独立行政法人情報処理推進機構の業務)」に改め、同条第一項中「情報処理振興事業協会」を「独立行政法人情報処理推進機構」に、「協会」を「機構」に改め、「情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。以下「情報処理促進法」という。)第

二十八条第一項に規定する業務のほか」を削除し、同条第一項及び第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第二项第一項及び第四项、第四十五条第一項ただし書及び第二项ただし書、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第二项ただし書、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項及び第四项、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項及び第二项ただし書若しくは第二项ただし書の規定による認可をし

り、同項第一号中「情報処理促進法」を「情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。以下「情報処理促進法」という。)」に、「同項第二項」を「情報処理促進法第二条第二項」に改める。

第二十二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、情報処理促進法第十二条第二項中「又は第二十三条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは「第二十三条第一項の信用基金に充てるため又は新事業創出促進法第二十二条第一項第一号イに掲げる業務以下「教材開発業務」という。)に必要な資金に充てるため」と、

「前条第一項の信用基金に係る出資」とあるのは「第二十三条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、情報処理促進法第二十五条第一項中「並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは「第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者」とする。

3 第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、情報処理促進法第二十六条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第十九条第五項、第二十一条書及び第二项ただし書、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第二项ただし書、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項及び第四项、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項及び第二项ただし書若しくは第二项ただし書の規定による認可をし

を行うこと。

イ 石油代替エネルギー法第二条第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術

ロ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術(イに掲げるものを除く。)

ハ エネルギー使用合理化のための技術

二 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術(原子力に係るものと除く。以下この条において「鉱工業技術」という。)に関する研究開発を行ふこと(前号に掲げるものを除く。)。

三 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。

四 第一号に掲げる技術の有効性の海外における実証(その技術の普及を図ることが我が国への石油代替エネルギーの安定的な供給の確保のために特に必要である地域において行われる当該技術の実証に限る。)を行うこと。

五 第一号ハに掲げる技術であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

六 エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ハに掲げる技術に関する指導を行うこと。

七 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るために研修を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九 石油代替エネルギー法第十二条に規定する業務を行うこと。

十 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第百六十五号。以下「基盤法」という。)第十二条に規定する業務を行うこと。

十一 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号。以下「福祉用具法」という。)第二十条に規定する業務を行うこと。

十二 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)第十条に規定する業務を行うこと。

二 機構は、前項の業務のほか、アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)第三十一条に規定する業務を行う。

三 前項の規定により機構が業務を行う場合は、通則法第五十条中「これに基づく政令」とあるのは、「アルコール事業法平成十二年法律第三十六号」並びにこれらに基づく政令」とする。

四 第十五条第一項各号(第一号ロ及びハ、第一号から第六号まで、第十号並びに第十一号を除く。)に掲げる業務のうち、電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)第一条第三項に規定する電源多様化対策に関する業務

二 第十五条第一項各号(第一号イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務のうち、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)第一条第二項に規定する石油及びエネルギー需給構造高度化対策に関する業務

三 第十五条第一項第十号に掲げる業務

四 第十五条第二項に規定する業務

五 前各号に掲げる業務以外の業務

六 第十五条第一項第十二号に掲げる業務

七 第十五条第一項第十三号に掲げる業務

八 第十五条第一項第十四号に掲げる業務

九 第十五条第一項第十五号に掲げる業務

一〇 第十五条第一項第十六号に掲げる業務

一一 第十五条第一項第十七号に掲げる業務

一二 第十五条第一項第十八号に掲げる業務

一三 第十五条第一項第十九号に掲げる業務

一四 第十五条第一項第二十号に掲げる業務

一五 第十五条第一項第二十一号に掲げる業務

一六 第十五条第一項第二十二号に掲げる業務

一七 第十五条第一項第二十三号に掲げる業務

一八 第十五条第一項第二十四号に掲げる業務

一九 第十五条第一項第二十五号に掲げる業務

二〇 第十五条第一項第二十六号に掲げる業務

二一 第十五条第一項第二十七号に掲げる業務

二二 第十五条第一項第二十八号に掲げる業務

六 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(区分経理)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに經理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項各号(第一号ロ及びハ、第一号から第六号まで、第十号並びに第十一号を除く。)に掲げる業務のうち、電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)第一条第三項に規定する電源多様化対策に関する業務

二 第十五条第一項各号(第一号イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務のうち、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)第一条第二項に規定する石油及びエネルギー需給構造高度化対策に関する業務

三 第十五条第一項第十号に掲げる業務

四 第十五条第二項に規定する業務

五 前各号に掲げる業務以外の業務

六 第十五条第一項第十二号に掲げる業務

七 第十五条第一項第十三号に掲げる業務

八 第十五条第一項第十四号に掲げる業務

九 第十五条第一項第十五号に掲げる業務

一〇 第十五条第一項第十六号に掲げる業務

一一 第十五条第一項第十七号に掲げる業務

一二 第十五条第一項第十八号に掲げる業務

一三 第十五条第一項第十九号に掲げる業務

一四 第十五条第一項第二十号に掲げる業務

一五 第十五条第一項第二十一号に掲げる業務

一六 第十五条第一項第二十二号に掲げる業務

一七 第十五条第一項第二十三号に掲げる業務

一八 第十五条第一項第二十四号に掲げる業務

一九 第十五条第一項第二十五号に掲げる業務

二〇 第十五条第一項第二十六号に掲げる業務

二一 第十五条第一項第二十七号に掲げる業務

二二 第十五条第一項第二十八号に掲げる業務

条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第十九条 機構は、第十七条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の大額を、前項の規定による承認をし、中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができることとする。

第二条 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

第三条 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第四条 第十七条第三号に掲げる業務に係る勘定(以下「第三号勘定」という。)における通則法第四十条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

第五条 第一项から第三項までの規定は、第三号勘定について準用する。この場合において、第一項

中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えた通則法第四十一条第一項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(主務大臣等)

第二十条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十一条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十二条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十三条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(他の法令の準用)

第二十四条 不動産登記法(明治三十一年法律第二十四号)その他の政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第五章 罰則

第二十五条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十六条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

場合には、その違反行為をした受託金融機関等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十五条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十九条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十五条から第十九条まで、第二十六条及び第二十七条並びに附則第六条から第三十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(新エネルギー・産業技術総合開発機構の解散等)

第二条 新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「旧機構」という。)は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 旧機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧機構の解散日の前日に終わるものとする。

5 旧機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧機構の解散並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。ただし、附則第二十条の規定による改正前の石

油代替エネルギー法(以下「旧石油代替エネルギー法」という。)第二十一条第一項の規定は、適用しない。

6 第一条の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、次に掲げる金額の合計額に相当する金額は、機構の設立に際し政府から機構に対して出資されたものとする。

一 機構が承継する資産(次のイからハまでに掲げる勘定に属するものを除く。)の価額(政府以外の者から旧機構に対して出資された金額に相当する金額を除く)から負債(次のイからハまでに掲げる勘定に属するものを除く。)の金額を差し引いた額

イ 附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律(昭和六十三年法律第三十三号。以下「旧研究開発体制整備法」という。)第六条第一項に規定する研究基盤出資業務に係る同項の特別の勘定

ロ 附則第二十二条の規定による改正前の基盤法(以下「旧基盤法」という。)第十三条第一項に規定する基盤技術研究促進勘定

ハ 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十号。以下「基盤法改正法」という。)附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第九条に規定する鉱工業承継勘定(以下「旧鉱工業承継勘定」という。)

二 解散時までに政府以外の者から旧機構に対して出資された金額から前号に掲げる金額を差し引いた金額 第十七条第一号に掲げる業務

三 基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府以外の者から旧機構に対して出資されたものとされた額(基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条に規定により出資された額を含み、同条の規定により出資された額を含み、同条の規定により資本金を増加した場合にあっては同条の規定により出資されたものとされた額を含み、同条の規定により資本金を減少した場合にあっては基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により出資がなされたものとされた額又は次条第二項の規定により払戻しをした持分に係る出資額を除く。) 附則第九条第一項から第三項までに規定する業務

四 旧機構が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けたべき機構の出資証券の上に存在する。

五 旧機構の解散については、旧石油代替エネル

場合にあつては、同条の規定により出資されたものとされた額を含み、同条の規定により出資がなされたものとされた額を除く。)

7 前項第一号の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に必要な事項は、政令で定める。

9 第一条の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額は、それぞれ、機構の設立に際し当該各号の政府以外の者から機構に対して当該各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

一 解散時までに政府以外の者から旧機構に対して出資された金額の二分の一に相当する金額 第十七条第一号に掲げる業務

二 解散時までに政府以外の者から旧機構に対して出資された金額から前号に掲げる金額を差し引いた金額 第十七条第二号に掲げる業務

三 基盤法改正法附則第三条第一項の規定により資本金を減少した場合にあっては基盤法改正法附則第十条の規定により出資されたものとされた額を含み、同条の規定により資本金を増加した場合にあっては同条の規定により出資されたものとされた額を含み、同条の規定により出資された額を含み、同条の規定により資本金を増加した場合にあっては同条の規定により出資されたものとされた額を含み、同条の規定により資本金を減少した場合にあっては基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により出資がなされたものとされた額又は次条第二項の規定により払戻しをした持分に係る出資額を除く。) 附則第九条第一項から第三項までに規定する業務

四 旧機構が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けたべき機構の出資証券の上に存在する。

五 旧機構の解散については、旧石油代替エネル

ギー法第五十五条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

12 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(持分の払戻し)

第三条 基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府以外の者から旧機構に対して出資されたものとされた額(基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により資本金を増加し又は減少した場合にあっては、同条の規定により出資があつたものとされた額を含み、同条の規定により出資があつたものとされた額を含み、同条の規定により出資があつたものとされた額を除く。)については、当該政府以外の者は、旧機構に対し、政令で定める期間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 旧機構は、前項の規定による請求があつたときは、旧石油代替エネルギー法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対する請求をした者に対し、政令で定める日における旧鉱工業承継勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する当該請求をした者の持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、旧機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

3 前条第七項及び第八項の規定は、前項の資産の価額について準用する。この場合において、同条第七項中「機構成立の日」とあるのは、「附則第三条第二項に規定する政令で定める日」と読み替えるものとする。

4 前条第九項(第三号を除く。)の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から一月以内に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

5 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構

は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(事務所に関する経過措置)
に置く。

第四条 機構は、政令で定める日までの間、第五条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

(役員に関する特例)
に置く。

第五条 機構に、役員として、第九条第二項に定めるもののほか、当分の間、理事一人を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、第十二条の規定にかかわらず、理事長が定める期間(二年以内であつて、その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とす

(探鉱貸付経過業務)

第六条 機構は、旧石油代替エネルギー法第三十九条第一項第四号の規定により貸し付けられた資金に係る債権附則第二条第一項の規定により承継したものに限る。の回収が終了するまで

2 機構は、研究基盤出資経過業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「研究基盤出資経過勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

3 第一条の規定により機構が研究基盤出資経過業務を行う場合には、第十九条第一項中「それ

ぞの勘定」とあるのは「それぞれの勘定並びに附則第七条第二項に規定する研究基盤出資経過勘定」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務」である。

4 第一条に規定する研究基盤出資経過業務及び第二項に規定する研究基盤出資経過業務を行なう場合には、第十六条第一項及び第四項中

「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第十七条第二号中「第十五条第一項各号(第一号

イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務

5 第一条に規定する探鉱貸付経過業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第二十七条第一号中「第十五条第一項各号(第一号

イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務

6 第一条に規定する探鉱貸付経過業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とあるのは「第十五条第一項各号(第一号

イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務

7 第一条に規定する探鉱貸付経過業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とあるのは「第十五条第一項各号(第一号

イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務

8 第一条に規定する探鉱貸付経過業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とあるのは「第十五条第一項各号(第一号

イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務」とあるのは「第十五条第一項各号(第一号

六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とする。

(研究基盤出資経過業務)

第七条 機構は、政令で定める日までの間、第五条第一項及び第二項に規定する業務のほか、旧研究開発体制整備法第四条第三号の規定に基づく出資により旧機構が取得した株式で附則第二条第一項及び第二項に規定する業務(以下「研究基盤出資経過業務」という。)を行う。

2 機構は、研究基盤出資経過業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「研究基盤出資経過勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

3 第一条の規定により機構が研究基盤出資経過業務を行う場合には、第十九条第一項中「それ

ぞの勘定」とあるのは「それぞれの勘定並びに附則第七条第二項に規定する研究基盤出資経過勘定」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務」である。

4 第一条に規定する研究基盤出資経過業務及び第二項に規定する研究基盤出資経過業務を行なう場合には、第十六条第一項及び第四項中

「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第十七条第二号中「第十五条第一項各号(第一号

イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務

5 第一条に規定する探鉱貸付経過業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とあるのは「第十五条第一項各号(第一号

イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務

6 第一条に規定する探鉱貸付経過業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とあるのは「第十五条第一項各号(第一号

イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務

7 第一条に規定する探鉱貸付経過業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とあるのは「第十五条第一項各号(第一号

イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務

8 第一条に規定する探鉱貸付経過業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とあるのは「第十五条第一項各号(第一号

イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務

9 第一条に規定する探鉱貸付経過業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とあるのは「第十五条第一項各号(第一号

イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務

10 第一条に規定する探鉱貸付経過業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とあるのは「第十五条第一項各号(第一号

イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務

11 第一条に規定する探鉱貸付経過業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とあるのは「第十五条第一項各号(第一号

イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務

12 第一条に規定する探鉱貸付経過業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とあるのは「第十五条第一項各号(第一号

イ、第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務

基盤法改正法附則第二条第一項の規定により旧機構が基盤技術研究促進センター(以下「センター」という。)から承継した株式で附則第二条第一項の規定により承継したものに限る。

2 機構は、基盤法改正法第一条の規定による改正前の基盤法第三十条第一号及び基盤法改正法附則第十四条第二項の規定により貸し付けられた資金に係る債権(附則第二条第一項の規定により承継したものに限る。)並びに次項の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間に、第十五条第一項及び第二項に規定する業務のほか、當該債権の管理及び回収並びにこれらに附帯する業務を行なう。

3 機構は、平成十三年三月三十一日までに基盤法改正法第一条の規定による改正前の基盤法第三十一条第一号及び基盤法改正法附則第二条第一項の規定によりセントナーが締結した貸付契約(基盤法改正法附則第二条第一項の規定により旧機構が承継したものに限る。)のうち附則第二条第一項の規定による旧機構の解散の時ににおいて、まだ、その履行を完了していないものがあるときは、基盤法改正法附則第二条第一項の規定によるセントナーの解散の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項に規定する業務のほか、當該貸付契約に係る貸付け及びこれに附帯する業務を行なうことができる。

4 機構は、前三項に規定する業務(以下「鉱工業承継業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「鉱工業承継勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

5 第一条から第三項までの規定により機構が鉱工業承継業務を行う場合には、第十九条第一項中「それぞの勘定」とあるのは「それぞの勘定並びに附則第九条第四項に規定する鉱工業承

なければならない。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合 整備法附則第三条第四項の規定によりその償還についてなおその効力を有することとされる旧構造調整法第二十五条第一項第八号、第九号、第十号から第十三号まで、第十六号の二及び第十六号の四の規定による貸付金並びに整備法附則第五条第三項の規定によりその償還についてなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第二号及び第三号の規定による貸付金(以下この条において「貸付金」と総称する)の償還金で平成十五事業年度から平成十七事業年度までに償還されたものの合計額に当該積立金の額に相当する金額を加えた金額(以降金のいすれもない場合を含む) 貸付金の償還金で平成十五事業年度から平成十七事業年度までに償還されたものの合計額に当該積立金の額に相当する金額を加えた金額

二 通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合(同条第一項の規定による積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいすれもない場合を含む) 貸付金の償還金で平成十五事業年度から平成十七事業年度までに償還されたものの合計額に当該積立金の額に相当する金額を加えた金額

三 経済産業大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

4 機構は、第一項又は第二項の規定により納付金を納付したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、それぞれ資本金を減少するものとする。

一 第一項第一号又は第二項第一号に掲げる場合に、納付金の納付額から第一項第一号又は第二項第一号の積立金の額に相当する金額を差し引いた金額

二 第一項第二号又は第二項第一号に掲げる場合に、納付金の納付額に第一項第二号又は第二項第二号の繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額(繰越欠損金がない場合にあっては、納付金の納付額)

三 第一項第一号又は第二項第一号に、納付金の納付額に第一項第二号又は第二項第一号の積立金及び貸付金の償還金の処分に

関し必要な事項は、政令で定める。(産業技術に関する法律の廃止)

六 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構第十九条第三項の規定による納付金であつて、この会計に帰属するものは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合 貸付金の償還金で当該中期目標の期間中に償還されたものの合計額(機構の成立後最初の中期目標の期間にあっては、平成十五事業年度から平成十七事業年度までに償還された金額を除く。)に当該積立金に相当する金額を加えた金額

二 通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合(同条第一項の規定による

積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいすれもない場合を含む) 貸付金の償還金で当該中期目標の期間中に償還されたもの

の合計額(機構の成立後最初の中期目標の期間にあっては、平成十五事業年度から平成

十七事業年度までに償還された金額を除く。)の

期間にあっては、平成十五事業年度から平成

十七事業年度までに償還された金額を除く。)の

正する。

第二十四条第二項中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を削る。

会計法の一部改正

策特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号トを次のように改める。

ト 独立行政法人新エネルギー・産業技術

総合開発機構に対する出資金の出資(石

油代替エネルギーの開発及び利用の促進

に関する業務で政令で定めるものに係る

出資に限る。)又は交付金の交付

第一条第二項第二号リを次のように改める。

リ 独立行政法人新エネルギー・産業技術

総合開発機構(平成十四年法律第

号)第十五条第一項第一号ロ及びハ、

第四号並びに第五号並びに石油代替エネ

ルギーの開発及び導入の促進に関する法

律(昭和五十五年法律第七十一号)第十一

条第一号ロ、第四号及び第五号の規定に

基づき行う事業に係る補助

第三条第一項中第七号を第八号とし、第六号

を第七号とし、第五号の次に次の一号を加え

る。

附則に次の二項を加える。

25 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構附則第十二条第一項の規定により独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が石炭経過業務を行う間、第三条第一項の規定にかかるらず、同法附則第十三条第二項の規定による納付金であつてこの会計に帰属するものは、この会計の歳入とする。

第十八条 電源開発促進対策特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号を次のように改める。

一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資(電源の

多様化を促進するための業務で政令で定めるものに係る出資に限る。)又は交付金の交

付

第一条第三項第三号中「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五

十五年法律第七十一号)第十三号第一項第一

号イ及び第三号」を「独立行政法人新エネル

ギー・産業技術総合開発機構(平成十四年法

律第

号)第十五条第一項第一号イ及び石

油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第十一

条第三号」に改める。

第三条の二中「の収入」の下に、「独立行政法

人新エネルギー・産業技術総合開発機構第十

九条第三項の規定による納付金であつてこの勘

定に帰属するものを」を加え、「出資金」の下に、「

同項第一号の交付金」を加える。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一

部改正)

第十九条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 新エネルギー・産業技

術総合開発機構のエネルギーの使用の合理化の

業務(第二十一条の二・第二十二条の三)」を削

る。

第四章の二を削る。
（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正）

第二十条 石油代替エネルギーの開発及び導人の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第一章 総則」、「第二章 石油代替エネルギーの供給目標等」及び「第三章 新エネルギー・産業技術総合開発機構」を削る。

第三章第一節から第三節までを削る。

第四節 業務

第三十九条の見出しを「（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）」に改め、同一条第一項中「機構は、第十一条第一項の目的を達成するため」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するため」に改める。

第三十九条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一次に掲げる技術（原子力に係るもの）を除く。以下「石油代替エネルギー技術」とい

う。あつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるた

めの補助金の交付を行うこと。

イ 第二条第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若

しくは同条第四号に掲げる石油代替エネ

ルギーを発生させる技術又はこれらの技

術に係る電気を利用するための技術

ロ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

二 石油代替エネルギーに関する情報の収集及び提供並びに石油代替エネルギー技術に関する指導（第五号に掲げるものを除く。）を行うこと。

第三十九条第一項中第四号及び第五号を削

り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号から第十号までを削り、第十一号を第六号とし、第十二号を削る。

第三章第五節から第七節まで及び第四章を削る。

第四十条及び第四十一条を削る。

第三章第五節から第七節まで及び第四章を削る。

第四十一条とする。

（石油代替エネルギー法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 前条の規定の施行前に旧石油代替エネルギー法（第三十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律、通則法又は前条の規定による改正後の石油代替エネルギー法中の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

2 旧石油代替エネルギー法第四十七条の規定により旧機構がした長期借入金で附則第二条第一項の規定により機構が承継したものについて

は、旧石油代替エネルギー法第四十九条、第五十六条第一号に係る部分に限る。及び第五十九条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、前

条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

この場合において、旧石油代替エネルギー法第四十九条及び第五十九条中「機構」とあるのは、

「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

（基盤技術研究円滑化法の一部改正）

第二十二条 基盤技術研究円滑化法の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）」に改め、同条中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。）第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか」を削る。

第二十三条 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）第十条第一項に規定する産業技術に関する国際共同研究を除く。）」を削る。

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正）

第二十四条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

（第四章 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）を「第四章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務」に改め

（基盤技術研究円滑化法の一部改正）

第二十二条 基盤技術研究円滑化法の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）」に改め、同条中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、「石油代替エネルギー法の一部改正」

第二十五条 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）」に改め、同条中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、「石油代替エネルギー法の一部改正」

第十条の見出しを「（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）」に改め、「石油代替エネルギー法の一部改正」

第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか」を削る。

（次条において「機構」という。）を「独立行政法

第十二条から第十四条までを削る。

第十五条中「第十一条」を「前条」に改め、同条を第十二条とする。

（研究交流促進法の一部改正）

第二十三条 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）第十条第一項に規定する産業技術に関する国際共同研究を除く。）」を削る。

（福利用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正）

第二十四条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

（第四章 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）を「第四章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務」に改め

（基盤技術研究円滑化法の一部改正）

第二十二条 基盤技術研究円滑化法の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）」に改め、同条中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、「石油代替エネルギー法の一部改正」

第二十五条 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）」に改め、「石油代替エネルギー法の一部改正」

第十条の見出しを「（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）」に改め、「石油代替エネルギー法の一部改正」

第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか」を削る。

（次条において「機構」という。）を「独立行政法

人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、「石油代替エネルギー法第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか」を削る。

第二十六条 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十三条 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）の一部を次のように改める。

第三条中「（産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）第十条第一項に規定する産業技術に関する国際共同研究を除く。）」を削る。

（福利用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正）

第二十四条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

（第四章 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）を「第四章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務」に改め

（基盤技術研究円滑化法の一部改正）

第二十二条 基盤技術研究円滑化法の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）」に改め、同条中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、「石油代替エネルギー法の一部改正」

第二十五条 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）」に改め、「石油代替エネルギー法の一部改正」

第十条の見出しを「（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）」に改め、「石油代替エネルギー法の一部改正」

第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか」を削る。

（次条において「機構」という。）を「独立行政法

二条第二項、第六十八条第一項、第六十九条から第七十二条まで、第七十三条第二項から第六項まで、第七十四条第一項、第三項、第四項、第六項及び第七項、第九十四条から第十九条まで並びに第九十八条の二第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第二条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧構造調整法の規定中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあり、及び「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第二条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧復旧法の規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第二条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧復旧法第五十五条及び第五十六条第四項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第二条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧構造調整臨時措置法(以下「旧構造調整法」という)の規定中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第二条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧構造調整臨時措置法による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法(以下「旧構造調整法」という)の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法(以下「旧構造調整法」という)の規定中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とす

る。

附則第三条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧構造調整法第二十五条第一項中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第三条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧構造調整法第二十六条第二項中前項の業務の方法には」とあるのは、「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十八条第二項の規定にかかるらず、同条第一項の業務方法書には」と、旧構造調整法第三十六条の六から第三十六条の九まで、第三十六条の十一、第三十六条の十三第三項及び第二項、第三十六条の十五第一項、第三十六条の十六第一項、第三十六条の十七、第三十六条の十八、第三十六条の十九第一項及び第一項並びに第三十六条の二十中「機構」とあるのは独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とす

る。

附則第三条第十項を次のように改める。

10 前項の規定により採掘権が取り消されたものとのみなされた採掘権についての鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二十六条第一項の規定については、同項中「鉱業権者であつた者に対し、その者が鉱業を実施したことにより」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に対し、当該採掘権の消滅の時における鉱区において鉱業が実施されたことにより」とする。

附則第五条第一項中「第十三条、第十四条」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧賠償法第十二条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、旧賠償法第十二条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧構造調整法の規定中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧賠償法の規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第九項中「機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め

る。

この場合において、旧構造調整法第三十七条第一項、第二項及び第四項並びに第三十七条第二項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第五項中「第十四条」及び「第二十二条」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧賠償法第十二条第一項及び第十五条中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第四項中「機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、「第十四条」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧構造調整法の規定中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項、第二項及び第四項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項、第二項及び第五条第一項、第六条第五項、第十一條及び第十二条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧賠償法の規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第九項中「機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め

る。

この場合において、旧賠償法附則第十一条第四項及び第十二条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第十項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧賠償法附則第十一条第四項及び第十二条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第十一項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧賠償法附則第十二条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第十三項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧賠償法附則第十三条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第十四項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧賠償法附則第十四条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第十五項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧賠償法附則第十五条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第十六項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧賠償法附則第十六条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第十七項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧賠償法附則第十七条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第十八項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧賠償法附則第十八条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第十九項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧賠償法附則第十九条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

この場合において、旧賠償法附則第十一条第四項及び第十二条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第九項中「機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め

る。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧復旧法及び旧賠償法の規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー

ギー・産業技術総合開発機構」とする。
(整備法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の整備法附則第二条、第三条又は第五条の規定によりなおその効力を有することとされ、又はなお従前の例によることとされる整備法第二条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号。以下「旧復旧法」という)、旧構造調整法又は旧賠償法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律、通則法又は前条の規定による改正後の整備法附則第二条、第三条若しくは第五条の規定によりなおその効力を有することとされ、若しくはなお従前の例によることとされる旧復旧法、旧構造調整法若しくは旧賠償法中の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

(アルコール事業法の一改正)

第二十八条 アルコール事業法の一部を次のよう

に改正する。

第二条第四項中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第三十一条中「石油代替エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第三十二条第一項及び第二項に規定する業務のはか」を削る。

第三十三条の見出しを「(国庫納付金)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とす

る。第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

附則第二条中「石油代替エネルギー法第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のは

か」を削る。

附則第四条を削り、附則第三条第一項中「前条を「附則第二条」に改め、同条を附則第四条」とし、附則第二条の次に次の二条を加える。

(投資)

第三条 機構は、前条の規定によりその業務を行う場合において、アルコール製造業務の運営の効率化を図るために必要があるときは、経済産業大臣の認可を受けて、アルコール製造業務を行う事業に投資をすることがで

きる。

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

附則第二十九条中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・

産業技術総合開発機構」に改める。

第二十九条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前のアルコール事業法の規定によりした処分、手續その他の行為は、この法律、通則法又は同条の規定による改正後のアルコール事

業法中の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

(産業技術力強化法の一改正)

第三十条 産業技術力強化法平成十二年法律第

四十四号の一部を次のように改正する。

第十八条及び第十九条を削る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一改正)

第三十一条 独立行政法人等の保有する情報の公

開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一新エネルギー・産業技術総合開発機

構の項を削る。

(石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に

関する法律の一部改正)

第三十二条 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条中石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第三条の改正規定を次のように改める。

第三条第一項 第五号中「石油公団法第二十

四条第三項」を「独立行政法人石油天然ガス・

金属鉱物資源機構法第十三条第三項」に改め、同項第七号中「次項」を「次項第五号」に改め、同条第二項第十号を同項第十一号とし、同項第四号から第九号までを「一号ずつ繰り下

げ、同項第三号を削り、同項第二号中「第一

条第二項第二号イ及びチ」を「第一条第二項第

二号チ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第一条第二項第二号イの出資金、交付

金及び補助金

附則第十八条中石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法附則に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の一項を加える。

26 廃止法附則第二条第一項の規定により国

がこの会計において石油公団の貸付金を承継する場合においては、当分の間、第三条

第一項の規定にかかるわらず、当該貸付金の償還金及び利子は、この会計の歳入とす

る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一改正)

第三十三条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第

五十六号)

(地域振興整備公団法の一改正)

第二条 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第

十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 この附則に規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(政令への委任)

中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案

中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案

第一項 次に掲げる法律は、廃止する。

一 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第百

十九号)

二 機械類信用保険法(昭和三十六年法律第百

十九号)

三 第二十二条の二」を「第二十二条」に改める。

(地域振興整備公団法の一改正)

第二条 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第

十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条第二項並びに第十条第一項及び第二項中「及び経済産業大臣」を削る。

第三条第二項、第四条第二項並びに第十四条第一項及び第二項中「及び経済産業大臣」を削る。

第十二条第一項中「及び経済産業大臣」を削り、「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同条第二項中「各号の一」を「各号のいすれか」に改める。

別表新エネルギー・産業技術総合開発機構の項を削る。

(罰則の経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この附則において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされ

る事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同一条第二項第二号及び第三号中「特定」を「及び特定」に改め、「及び工業の再配置の促進」を削り、同項第四項中「第一項第四号」を「第一項第二号」に改める。

第十九条の三第一項中「第三号及び第四号」を「及び第二号」に改め、同条第二項中「の業務、同項第三号の業務で同項第一号の業務と併せて行うもの及び同項第四号」を「及び第一号」に改める。

第十九条の四第二項中「及び同項第三号の業務で同項第一号の業務と併せて行うもの」及び「(同項第三号の業務で同項第一号の業務と併せて行うものにあつては、国土交通大臣及び経済産業大臣。次項において同じ。)」を削る。

第二十条第一項を削り、同条第二項中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とび「第十九条第一項第二号の業務を除く。」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項の」を「前項の」に、「前二項に」を「同項に」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第二十三条中「及び経済産業大臣」を削る。

第二十四条第一項及び第二項中「及び経済産業大臣」を削り、「国土交通省令・経済産業省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十五条第一項中「(工業再配置業務に係る勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額)」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第二十六条第一項、第二項及び第六項、第十二条の三、第二十七条第一号並びに第二十八条中「及び経済産業大臣」を削る。

第二十九条(見出しを含む。)中「国土交通省令・経済産業省令」を「国土交通省令」に改める。

第三十一条第一項中「若しくは受託金融機関」を削り、ただし書を削る。

第三十二条の二中「及び経済産業大臣」を削り、「第三十三条の二第一項第一号から第三号まで」を削り、同項第四号中「第十九条第一項第四号」を削り、同項第一号を「主務大臣」の三條の二第一項第一号に改め、「主務大臣」の下に「(国土交通大臣を除く。)」を加え、同条第四号中「国土交通省令・経済産業省令」を「国土交通省令」に改める。

第三十二条の三中「主務大臣は」を「主務大臣(国土交通大臣を除く。)」に改め、「及び経済産業大臣が国土交通大臣である場合にあつては経済産業大臣、主務大臣が経済産業大臣である場合にあつては国土交通大臣」を削る。

第三十三条中「及び経済産業大臣、国土交通大臣」を削り、同条第一号中「第一十条第一項若しくは第二項」を「第二十条第一項」に改め、同

条第三号中「国土交通省令・経済産業省令」を「国土交通省令」に改める。

第三十三条の二第一項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「第十九条第一項第四号」を削り、同項第一号を「主務大臣」の三條の二第一項第一号に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の「号を加える。

二 その他の事項については、国土交通大臣を「第十九条第一項第二号」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の「号を加える。

第三十五条中「又は受託金融機関」を削る。

附則第十条から第十二条までを次のように改める。

第十条から第十二条まで 削除

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第三条 第二十二条の規定、附則第十八条

二 第一条(第二号に係る部分に限る。)並びに附則第八条から第十七条まで、第十九条、第二十二条、第二十三条、第三十三条及び第三十九条の規定、附則第五十条中経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)第四条第一項

二十九条、第二十二条、第二十三条及び第三十九条の規定、附則第五十二条の規定、公表の日

二 第一条(第二号に係る部分に限る。)並びに附則第八条から第十七条まで、第十九条、第二十二条、第二十三条及び第三十九条の規定、附則第五十二条の規定、公表の日

第一条 この法律は、附則第三条に規定する法律の施行の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められたときは、行為者を罰するほか、その行為をしたときは、行為者を罰するほか、その行為又は人に對して、同条の刑を科する。

附則第九条を削る。

前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の國への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該各号に定めるところによる。

一 中小企業金融公庫又は公庫承継法人 第一条(第一号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の中小企業総合事業団法(以下「旧事業団法」という。)第三十二条第一項第一号に掲げる業務、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第二百五十一号)第七条の業務及び附則第九条に規定する機械保険経過業務に係る権利及び義務

二 機構 事業団が有する権利及び義務のうち前号に定めるもの以外のもの

5 前項の規定にかかわらず、事業団は、経済産業大臣が事業団の中小企業総合事業団法(以下「事業団法」という。)第二十一条第一項第二号から第九号までに掲げる業務の状況等を勘案して、財務大臣と協議の上、前項第二号の規定により機構が承継するものとされる権利に係る資産のうち中小企業金融公庫又は公庫承継法人に承継させらるべきものを定めたときは、当該資産を中小企業金融公庫又は公庫承継法人に承継させるものとする。

6 第一項の承継計画書は、事業団が、政令で定める基準に従って作成して経済産業大臣の認可を受けたものでなければならない。

7 事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

8 事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構及び中小企業金融公庫又は公庫承継法人が従前の例により行うものとする。

9 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に

規定する承継計画書において定めるところに従い、機構が承継する資産の価額(第十四項及び第十五項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額及び政令で定めるところにより

積立金として整理すべきものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額の合計額を控除した金額とし、旧事業団法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に充てるべきもの

として政府から事業団に対し出資されたものとみなすものとしてそれぞれの業務ごとに経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額をい

う。)の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額(第十二項において「差額」という。)を加算した金額とする。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

10 前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

11 前項の評価委員その他評価に必要な事項は、政令で定める。

12 差額は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第号。以下「機構法」という。)第十八条第一項第四号及び第五号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における繰越欠損金として整理するものとする。

13 第九項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされる金額のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ、機構の成立に際し、当該各号に定める基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

14 第一項の規定により事業団が解散した場合にかかる解散の登記については、政令で定める。

15 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける旧事業団法附則第七条第七項の規定により積み立てられている積立金に相当する金額は、政府以外の者から機構に対し機構法第十八条第一項第一号に掲げる業務に充てるべきものとして出えんされたものとする。

16 第一項の規定により事業団が解散した場合にかかる解散の登記については、政令で定める。

17 第一項の規定により事業団が解散した場合にかかる解散の登記については、政令で定める。

18 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際ににおける旧事業団法附則第十九条第一項の織維信用基金の総額に相当する金額から次項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額を控除した金

額 機構法附則第十条第一項の織維信用基金

二 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際ににおける旧事業団法附則第一項の織維人材育成基金

三 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際ににおける旧事業団法附則第二十一条第一項の織維人材育成基金の総額に相当する金額から次項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額を控除した金額 機構法附則第十二条第一項の織維振興基金

四 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる

者から事業団に対し旧事業団法附則第六条第六項の規定により同表の中欄に掲げる基金に充てるべきものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から機構に対し同表の下欄に掲げる基金に充てるべきものと

るべきものとして出えんされたものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から機構に対し同表の下欄に掲げる基金に充てるべきものと

るべきものとして出えんされたものとする。

14 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる

者から事業団に対し旧事業団法附則第六条第六項の規定により同表の中欄に掲げる基金に充てるべきものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から機構に対し同表の下欄に掲げる基金に充てるべきものと

るべきものとして出えんされたものとする。

15 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる

者から事業団に対し旧事業団法附則第六条第六項の規定により同表の中欄に掲げる基金に充てるべきものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から機構に対し同表の下欄に掲げる基金に充てるべきものと

るべきものとして出えんされたものとする。

16 第一項の規定により事業団が解散した場合にかかる解散の登記については、政令で定める。

17 第一項の規定により事業団が解散した場合にかかる解散の登記については、政令で定める。

18 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際ににおける旧事業団法附則第十九条第一項の織維信用基金の総額に相当する金額から次項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額を控除した金

額 機構法附則第十一条第一項の織維信用基金

19 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる

者から事業団に対し旧事業団法附則第六条第六項の規定により同表の中欄に掲げる基金に充てるべきものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から機構に対し同表の下欄に掲げる基金に充てるべきものと

るべきものとして出えんされたものとする。

20 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる

者から事業団に対し旧事業団法附則第六条第六項の規定により同表の中欄に掲げる基金に充てるべきものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から機構に対し同表の下欄に掲げる基金に充てるべきものと

るべきものとして出えんされたものとする。

21 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる

者から事業団に対し旧事業団法附則第六条第六項の規定により同表の中欄に掲げる基金に充てるべきものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から機構に対し同表の下欄に掲げる基金に充てるべきものと

るべきものとして出えんされたものとする。

22 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる

者から事業団に対し旧事業団法附則第六条第六項の規定により同表の中欄に掲げる基金に充てるべきものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から機構に対し同表の下欄に掲げる基金に充てるべきものと

るべきものとして出えんされたものとする。

23 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる

者から事業団に対し旧事業団法附則第六条第六項の規定により同表の中欄に掲げる基金に充てるべきものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から機構に対し同表の下欄に掲げる基金に充てるべきものと

るべきものとして出えんされたものとする。

24 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる

者から事業団に対し旧事業団法附則第六条第六項の規定により同表の中欄に掲げる基金に充てるべきものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から機構に対し同表の下欄に掲げる基金に充てるべきものと

政府以外の者	織維事業者又はその組織する団体	旧事業団法附則第十九条第一項の織維信用基金	機構法附則第十条第一項の織維信用基金
		第一項の織維振興基金	織維人材育成基金

15 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける旧事業団法附則第七条第七項の規定により積み立てられている積立金に相当する金額は、政府以外の者から機構に対し機構法第十八条第一項第一号に掲げる業務に充てるべきものとして出えんされたものとする。
16 第一項の規定により事業団が解散した場合にかかる解散の登記については、政令で定める。
17 第一項の規定により事業団が解散した場合にかかる解散の登記については、政令で定める。
18 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際ににおける旧事業団法附則第十九条第一項の織維信用基金の総額に相当する金額から次項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額を控除した金
額 機構法附則第十一条第一項の織維信用基金

第一項(附則第三十六条の規定による改正前の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号。以下「改正前特定商業集積整備法」という。)第十三条第一項、附則第三十七条の規定による改正前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号。以下「改正前輸入・対内投資法」という。)第十二条第一項、附則第四十二条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号。以下「改正前中心市街地整備改善活性化法」という。)第二十四条及び附則第四十四条の規定による改正前の新事業創出促進法(平成十年法律百五十二条。以下「改正前新事業創出促進法」という。)第二十五条の規定により読み替えられて適用される場合を含む。)の規定にかかるらず、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、そ

4 基金の解散の日の前日を含む事業年度に係るの日に終わるものとする。

5 基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。

6 第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に次の各号に掲げる勘定ごとにそれぞれ基金に属する資産の価額(第二項の規定により国が承継する資産の価額を含み、第十三項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額を控除した金額とする。)から負債の金額を差し引いた額は、そ

に、それぞれ当該勘定ごとに政府以外の者から基金に対し出資されている金額(出資があつたものとされたものを含む。以下この項及び次項において同じ。)が政府及び政府以外の者から基金に対し出資されている金額に占める割合を乗じて得た額は、機構の成立に際し、機構が政府以外の者に弁済すべき負債として整理するものとする。

一 改正前特定商業集積整備法第十二条第一項(改正前中心市街地整備改善活性化法第二十一条)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する特別勘定

二 改正前新事業創出促進法第三十三条第一項に規定する債務保証特別勘定

三 前二号に掲げる勘定、改正前輸入・対内投資法第十条第一項に規定する特別勘定及び改正前新事業創出促進法第三十四条の二第一項に規定する出資特別勘定(第十四条において「出資第十条第一項に規定する一般的勘定」という。)以外の一般的勘定

7 前項の規定により機構が政府以外の者に弁済すべき負債として整理する金額は、当該政府以外の者から基金に対し出資されている金額を限度とする。

8 機構は、その成立後速やかに、政府以外の者に対し、第六項の規定により負債として整理した金額を弁済するものとする。

9 第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第六項各号に掲げる勘定及び改正前輸入・対内投資法第十条第一項に規定する特別勘定ごとに基金に属する資産の価額(第二項の規定により国が承継する資産の価額、第十三項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額及び政令で定める金額を差し引いた額とする。)から

10 第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び政府以外の者に弁済すべき負債として整理するものとされたものとされたものを含む。以下この項において同じ。)は、それぞれ、機構の成立に際し、当該政府以外の者から基金に対し出資されている金額に占める割合を乗じて得た額は、機構の成立に際し、機構が政府以外の者に弁済すべき負債として整理するものとする。

11 第九項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされる金額のうち次の各号に掲げられるものは、それぞれ、機構の成立に際し、当該各号に定める基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

12 第九項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされる金額のうち次の各号に掲げられるものは、それぞれ、機構の成立に際し、当該各号に定める基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

13 第九項第六項第一号に掲げる勘定に係る部分に限る。)の規定により出資されたものとされる金額

イ 第九項第六項第一号に掲げる勘定に係る部分に限る。)の規定により出資されたものとされる金額

ロ 第九項第六項第三号に掲げる勘定に係る部分に限る。)の規定により出資されたものとされる金額のうち第一種信用基金に充てるべきものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額

二 第九項(第六項第三号に掲げる勘定に係る部分に限る。)の規定により出資されたものとされる金額(前号ロに掲げる金額を除く。) 機構法第二十一条第一項に規定する第二種信用基金

14 第二項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(地域振興整備公団の権利及び義務の承継等)

第五条 機構の成立の時において現に地域振興整備公団(以下「公団」という。)が有する権利及び義務であつて次に掲げる業務に係るものは、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において機構が承継する。

一 第二条の規定による改正前の地域振興整備公団法(以下「改正前公団法」という。)第二十条の二に規定する工業再配置業務

二 次に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。) 機構法第二十一条第一項に規定する第二種信用基金

イ 附則第三十八条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の替えて適用される改正前公団法第二十四条の二に規定する工業再配置等業務

ロ 附則第四十条の規定による改正前の特定

産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)第十二条の規定により読み替えて適用される改正前公団法第二十四条の二に規定する工業再配置等業務

ハ 改正前中心市街地整備改善活性化法第九条の規定により読み替えて適用される改正前公団法第二十四条の二に規定する工業再配置等業務

二 改正前新事業創出促進法第二十七条の規定により読み替えて適用される改正前公団法第二十四条の二に規定する工業再配置等業務

ホ 改正前新事業創出促進法附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用される改正前公団法第二十四条の二に規定する工業再配置等業務

ヘ 改正前新事業創出促進法附則第九条(第二号に係る部分に限る)の規定による廃止

四 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十号)附則第三十六条の規定による改正前地域振興整備公団法(以下「平成十一年改正前の公団法」という。)第十九条第一項第二号及び第七号に掲げる業務

五 改正前公団法附則第十条第一項から第三項までの業務

六 附則第二十八条の規定による改正前の旧炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)附則第四項前段の業務

七 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法

律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)第六条の規定による改正前の地域振興整備公団法第二十四条の二に規定する産炭地域振興業務(第四号及び第五号に掲げるものを除く。)

二 機構の成立の際に公団が有する前項各号に掲げる業務に係る権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 機構の成立の時において現に公団が発行している債券に係る債務のうち第一項の規定により機構が承継するものの範囲は、経済産業大臣が国土交通大臣と協議して定める。

5 第一項の承継計画書は、公団が、政令で定めた基準に従つて作成して経済産業大臣の認可を受けたものでなければならない。

6 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額(同項第一号から第三号までに掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務(平成十一年改正前の公団法第十九条第一項第二号に掲げるものに限る。)(以下この項及び次項において「旧工業再配置等業務」という。)に係るものを控除した金額とし、改正前公団法附則第十条第五項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する金額(第九項において「差額」という。)を加算した金額とする。)から負債の金額を計算した金額とする。)及び旧工業再配置等出資金額の合計額を差し引いた額は、政令で定めることにより積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

8 附則第二条第十項及び第十一項の規定は、前二項の資産の価額について準用する。

9 差額は、機構法附則第六条第五項に規定する特別の勘定における繰越欠損金として整理するものとする。

10 公団は、第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継した時に、第一項各号に掲げる業務に必要な資金に充てるため政府から公団に対し出資された額として経済産業大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。

11 経済産業大臣は、第五項の認可をしようとするとき、又は前項の額を定めようとするときは、国土交通大臣に協議しなければならない。

12 公団のこの法律の施行の日を含む事業年度の第一項各号に掲げる業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第六条 附則第二条第一項又は前項第一項の規定により機構が承継する次の各号に掲げる長期借入金又は債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

一 旧事業団法第三十七条第一項の長期借入金

ものとみなすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に対し出資されたものとし、現に改正前公団法第二十四条の二に規定する工業再配置業務に係る勘定に属する資産の価額(第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に実施するためには必要な資産以外の資産を加算した金額とする。)から負債の金額を計算した金額とする。)及び旧工業再配置等出資金額の合計額を差し引いた額は、政令で定めることにより積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

2 機械類信用保険法の廃止に伴う経過措置

第七条 旧事業団法(第十二条及び第十八条を除く。)改正前公団法(第十一条を除く。)又は改正前特定施設整備法(第三十一条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)又は機構法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(機械類信用保険法の廃止に伴う経過措置)

第八条 第一条(第二号に係る部分に限る。)の規定の施行前に成立している同条の規定による廃止前の機械類信用保険法(以下「旧機械類信用保険法」という。)第三条第二項又は第三条の二第二項(附則第三十九条の規定による改正前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)第八条の二第二項又は第八条の三第二項の規定においてそれぞれ準用する場合を含む。)の保険関係については、なお従前の例による。

2 機械類信用保険法の廃止の日の前日を含む事業年度に係る旧機械類信用保険法第十二条の業務に関する決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、なお従前の例による。

(機械類信用保険法の廃止に伴う経過措置)

第九条 事業団は、事業団法第二十二条第一項の業務のほか、前項第一項の規定によりなお従前

は、経済産業大臣及び財務大臣」と、事業団法第二十六条第一項から第八項まで、第十一項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十三項まで、第二十七条、第二十八条第一条、第二項、第六項、第七項及び第九項、第二十九条、第三十一条(第三項、第六項及び第七項を除く)、第四十条第七項、第四十一条並びに第四十三条中「特定保険等業務」とあるのは「特定保険等業務及び機械保険経過業務」と、事業団法第二十六条第一項、第十一項、第十四項、第十七項、第十九項及び第二十一項、第二十二条第四項、第七項及び第八項、第三十一条第一項及び第四項、第三十七条第四項並びに第四十一条中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(機械保険経過業務に係るものについては、経済産業大臣及び財務大臣)」と、事業団法第二十六条第二項第一号中「財産目録」とあるのは「財産目録(機械保険経過業務に係る平成十五年度の予算については平成十三年度の旧機械保険法第十一条に規定する業務(以下この号及び次号において「旧機械保険業務」という)、平成十六年度の予算については平成十四年度の旧機械保険業務に関するそれぞれの損益計算書、貸借対照表及び財産目録」と、同項第三号中「予定貸借対照表」とあるのは「予定貸借対照表(機械保険経過業務に係る平成十五年度の予算については、平成十四年度の旧機械保険業務及び平成十五年度の機械保険経過業務に関する予算については、事業団は、第一条(第二号に係る部分に限る)の規定の施行前においても前条の規定により読み替えて適用される事業団法第二十六条の規定によることができる。」)と、事業団法第三十一条第二項及び第六項中「主務省令」とあるのは「主務省令(機械保険経過業務に係るものについては、経済産業省令・財務省令)」と、事業団法第三十七条第四項中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに機械保険経過業務」と、同項第五項中「区分された額」とあるのは「区分された額(機械保険経過業務に係るものについては、廃止附則第十一条第一項に規定する機械保険経過業務運営基金の金額)」と、事業団法第四十条第一項及び第

二項中「業務に係る勘定」とあるのは「業務に係る勘定及び廃止附則第十一項に規定する特別の勘定」と、事業団法第四十三条中「この法律」とあるのは「この法律及び廃止附則第八条から第十八条まで」と、事業団法第四十四条及び第四十五条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(機械保険経過業務に係る事項については、経済産業大臣)」と、事業団法第四十四条第二項及び第四十五条第一項中「又は中小企業倒産防止共済法又は廃止法附則第八条までの規定」と、事業団法第五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は廃止法附則第十二条若しくは廃止法附則第十七条の規定により読み替えて適用される第二十三条第一項、第二十五条第二項、第二十六条规定の特例」と、事業団法第五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は廃止法附則第八条第一項、第二項若しくは第七項、第三十二条第一項若しくは第三十七条第四項」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣(機械保険経過業務に係る平成十五年度の予算については平成十三年度の旧機械保険法第十一条に規定する業務(以下この号及び次号において「旧機械保険業務」という)、平成十六年度の予算については平成十四年度の旧機械保険業務に関するそれぞれの損益計算書、貸借対照表及び財産目録」と、同項第三号中「予定貸借対照表」とあるのは「予定貸借対照表(機械保険経過業務に係る平成十五年度の予算については、平成十四年度の旧機械保険業務及び平成十五年度の機械保険経過業務に関する予算については、事業団は、第一条(第二号に係る部分に限る)の規定の施行前においても前条の規定により読み替えて適用される事業団法第二十六条の規定によることができる。」)と、事業団法第三十一条第二項及び第六項中「主務省令」とあるのは「主務省令(機械保険経過業務に係るものについては、経済産業省令・財務省令)」と、事業団法第三十七条第四項中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに機械保険経過業務」と、同項第五項中「区分された額」とあるのは「区分された額(機械保険経過業務に係るものについては、廃止附則第十一条第一項に規定する機械保険経過業務運営基金の金額)」と、事業団法第四十条第一項及び第

二項中「業務に係る勘定」とあるのは「業務に係る勘定及び廃止附則第十一項に規定する特別の勘定」と、事業団法第四十三条中「この法律」とあるのは「この法律及び廃止附則第八条から第十八条まで」と、事業団法第四十四条及び第四十五条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(機械保険経過業務に係る事項については、経済産業大臣)」と、事業団法第四十四条第二項及び第四十五条第一項中「又は中小企業倒産防止共済法又は廃止法附則第八条までの規定」と、事業団法第五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は廃止法附則第十二条若しくは廃止法附則第十七条の規定により読み替えて適用される第二十三条第一項、第二十五条第二項、第二十六条规定の特例」と、事業団法第五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は廃止法附則第八条第一項、第二項若しくは第七項、第三十二条第一項若しくは第三十七条第四項」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣(機械保険経過業務に係る平成十五年度の予算については平成十三年度の旧機械保険法第十一条に規定する業務(以下この号及び次号において「旧機械保険業務」という)、平成十六年度の予算については平成十四年度の旧機械保険業務に関するそれぞれの損益計算書、貸借対照表及び財産目録」と、同項第三号中「予定貸借対照表」とあるのは「予定貸借対照表(機械保険経過業務に係る平成十五年度の予算については、平成十四年度の旧機械保険業務及び平成十五年度の機械保険経過業務に関する予算については、事業団は、第一条(第二号に係る部分に限る)の規定の施行前においても前条の規定により読み替えて適用される事業団法第二十六条の規定によることができる。」)と、事業団法第三十一条第二項及び第六項中「主務省令」とあるのは「主務省令(機械保険経過業務に係るものについては、経済産業省令・財務省令)」と、事業団法第三十七条第四項中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに機械保険経過業務」と、同項第五項中「区分された額」とあるのは「区分された額(機械保険経過業務に係るものについては、廃止附則第十一条第一項に規定する機械保険経過業務運営基金の金額)」と、事業団法第四十条第一項及び第

二項中「業務に係る勘定」とあるのは「業務に係る勘定及び廃止附則第十一項に規定する特別の勘定」と、事業団法第四十三条中「この法律」とあるのは「この法律及び廃止附則第八条から第十八条まで」と、事業団法第四十四条及び第四十五条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(機械保険経過業務に係る事項については、経済産業大臣)」と、事業団法第四十四条第二項及び第四十五条第一項中「又は中小企業倒産防止共済法又は廃止法附則第八条までの規定」と、事業団法第五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は廃止法附則第十二条若しくは廃止法附則第十七条の規定により読み替えて適用される第二十三条第一項、第二十五条第二項、第二十六条规定の特例」と、事業団法第五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は廃止法附則第八条第一項、第二項若しくは第七項、第三十二条第一項若しくは第三十七条第四項」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣(機械保険経過業務に係る平成十五年度の予算については平成十三年度の旧機械保険法第十一条に規定する業務(以下この号及び次号において「旧機械保険業務」という)、平成十六年度の予算については平成十四年度の旧機械保険業務に関するそれぞれの損益計算書、貸借対照表及び財産目録」と、同項第三号中「予定貸借対照表」とあるのは「予定貸借対照表(機械保険経過業務に係る平成十五年度の予算については、平成十四年度の旧機械保険業務及び平成十五年度の機械保険経過業務に関する予算については、事業団は、第一条(第二号に係る部分に限る)の規定の施行前においても前条の規定により読み替えて適用される事業団法第二十六条の規定によることができる。」)と、事業団法第三十一条第二項及び第六項中「主務省令」とあるのは「主務省令(機械保険経過業務に係るものについては、経済産業省令・財務省令)」と、事業団法第三十七条第四項中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに機械保険経過業務」と、同項第五項中「区分された額」とあるのは「区分された額(機械保険経過業務に係るものについては、廃止附則第十一条第一項に規定する機械保険経過業務運営基金の金額)」と、事業団法第四十条第一項及び第

改正する。

を削る。

立行政法人中小企業基盤整備機構に、二事業団」を「機構」に、「事業団」を「機構」に改める。

(都市計画法の一部改正)
第三十三条 都市計画法 昭和四十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

正) 本邦企業者等諸領導人資金取扱の一部改

第二十七条 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第二百五十五号）の一部を次のよう
に改正する。

十一年法律第十九號)第二十一条第一項第二号

第十六条の三中「事業団が中小企業総合事業団法第二十一条第一項第十二号」を「機構が独立

行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第六号に、「事業団」を「機構」に改め

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)
第三十四条 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

(小規模企業共済法の一部改正に伴う経過措置) る。

第三十一条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の小規模企業共済法の規定によつて

した共済契約の申込み、掛金月額の増加又は減少の申込みその他の手続は、同条の規定による

改正後的小規模企業共済法の規定によつてしたものとみなす。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第三十二条 流通業務市街地の整備に関する法律
(昭和四二) 一年法律第二百四〇号の一部を次のよう

(昭和四十一年法律第百十号)の一部を次のとおり改正する。

目次中「第五章 流通業務効率化基盤整備事業（第四十七条の二—第四十七条の六）」を削

り、「第六章 雜則（第四十七條の七）」を第五章 雜則（第四十七條の二）に、「第七章」を第

六章」に改める。
第三条第一項中「及び第四十七条の二」を削除する。

第五章を削る。 る。

第四十七条の七中「及び前章」を削り、第六章中同条を第四十七条の二とし、第四十七条の八

を第四十七条の三とする。

第三章 第二回

(都市計画法の一部改正)
第三十三条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第五号中「中小企業総合事業團」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に、「中小企業の事業の共同化又は工場・店舗等の集団化」を「中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化」に改める。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)
第三十四条 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条第二項を除く。)中「事業團」を「機構」に改める。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正に伴う経過措置)
第三十五条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の中小企業倒産防止共済法の規定によつてした共済契約の申込み、掛金月額の増加又は減少の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の中小企業倒産防止共済法の規定によつてしたものとみなす。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)
第三十六条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部を次のように改める。

第九条を次のように改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う特定商業集積整備促進業務)
第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定商業集積の整備を促進するため、同意基本構想に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業を行ふ者(その施設の全部又は一部が設置する特定施設整備法第二条第一項第十三号に掲げ

特定施設である施設を設置する事業を行なう者であつて、当該特定施設を設置する事業に関する計画について特定施設整備法第四条第一項の認定を受けたものに限る。)に対し、当該施設を設置する事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

第十条から第十四条までを削り、第十五条を第十条とし、第十六条から第十九条までを五条をずつ繰り上げる。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第三十七条 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「産業基盤整備基金」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、輸入を促進し、及び対内投資事業の実施を円滑化に進めるため、次に掲げる業務を行う。

第八条第七号及び第九条から第十二条までを削る。

第十三条第一項の表第三条第一項の項中「第十三条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第九条とし、第十四条から第二十条までを四条をずつ繰り上げる。

第二十一条第一項第一号中「及び第十二条等三項の規定による協議」を削り、同条を第十七条とする。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第三十八条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十条第二項を削り、同条第三項中「前二項の業務のほか、前二項」を「前項の業務のほか、同項」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「及び産業業務施設の再配置を削り、同号を同項第一号とし、同項第五号中

機構は、前項の業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

第二十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、特定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 特定中心市街地において、次に掲げる施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行った当該者の委託を受けてこれらに掲げる施設にあつては、これと併せて整備される商業施設を含む。)の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

イ 商業基盤施設

口 都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であつて都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のた

二 特定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらに加える。

3 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第十五号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲

げる業務を行うことができる。

一 特定中心市街地における第一項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

二 第一項の規定により機構が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場(以下この号において「工場等」という。)の整備と併せて整備されたべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号に掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助

四 第二十三条から第二十五条までを次のように改める。

第二十三条から第二十五条までを次のように改める。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)

第四十三条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構(新事業創出促進法の一部改正)

第四十四条 新事業創出促進法の一部を次のように改正する。

目次中「産業基盤整備基金の業務の特例」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業創出促進業務」に改める。

第四条から第七条までを次のように改める。

第二十六条及び第二十七条 削除

第二十八条第一項中「同意集積地域」を「同意集積計画(第二十五条第一項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの)に係る高度技術産業集積地域(以下「同意集積地域」という。)」に改める。

第五章を次のようく改める。

第五章 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業創出促進業務

第三十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この章において「機構」という。)は、同意集積地域及び基本構想に定められた高度

研究機能集積地区(以下「特定高度研究機能集積地区」という。)における高度技術に関する研究開発及びその企業化を行うため、次に掲げる業務を行う。

一 同意集積地域において、工場(高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「工場」という。)、事業場(高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。)又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

二 同意集積地域において、工場用地(高度技術の開発又は利用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下「工場用地」という。)又は業務用地(高度技術の開発又は利用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下「業務用地」という。)の造成、当該工場用地又は当該業務用地の造成、当該工場用地又は当該業務用地の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらに加える。

3 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第十五号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行なうことができる。

一 同意集積地域における工場用地若しくは業務用地(以下「用地等」という。)の造成、又は当該用地等若しくは当該工場等と併せて整備されるべき公共の用に供する施設

又は当該用地等若しくは当該工場等の利用者に供する施設の整備並びにこれらに加える。

二 特定高度研究機能集積地区において、工場事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらに加える。

三 特定高度研究機能集積地区において、工場事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらに加える。

四 特定高度研究機能集積地区において、高度技術に関する研究開発及びその研究成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設(以下「新事業支援施設」という。)の整備及び管理の事業を行うための事業場として

必要な資金の出資を行い、又は出資を行つた当該者の委託を受けてその施設の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

五 機構は、前項の業務のほか、新たな事業の創出を促進するため、創業者(第二条第二項第六号に掲げる会社にあつては、特定会社が第九条第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三条第一項の認定(同法第四条第一項に規定する変更の認定を含む。)を受けた事業再構築計画に従つて設立したものに限る。)がその事業に必要な資金及び認定事業者が認定計画(第十一条の二第四項第一号及び第二号に適合するものとして認定を受けたものに限る。)に従つて行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金を調達するために発行する社債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

六 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第十五号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行なうことができる。

一 同意集積地域における工場用地若しくは

の賃貸その他の管理及び譲渡

一 特定高度研究機能集積地区における工場等若しくは新事業支援施設、当該工場等若しくは当該新事業支援施設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場等若しくは当該新事業支援施設の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれら

賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号に掲げる業務に関連する技術的援助及び高度技術産業集積活性化計画の策定に係る技術的援助

第三十三条から第三十五条まで 削除
附則第十二条及び第十三条を次のように改め

第四十一条 日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条 削除
(日本政策投資銀行法の一部改正)

第四十五条 日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

第三十八条 削除
(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第四十六条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 削除
(独立行政法人中小企業基盤整備機構法を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。)

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再構築を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

第十四条第三号及び第四号を削る。

第十五条を次のように改める。

第二十七条の表中「新事業創出促進法」を「新事業創出促進法(平成十年法律第二百五十二号)」に、「中小企業総合事業団法」を「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第一号)」第一号(第一号)第一項第三十九号を次のように改める。(規定による廃止前の部分に限る。)の規定による廃止前の

中小企業総合事業団法に改める。

第二十八条中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

附則第六条中「旧事業革新法第六条第二項に規定する承認事業革新計画に従つて事業を行う者に関する基金による債務の保証」及び「基金による債務の保証」を削る。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除
(新事業創出促進法の一部を改正する法律の一
部改正)

第四十七条 新事業創出促進法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第三項から第五項までを削る。
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第四十八条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十二年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一産業基盤整備基金の項及び中小企業総合事業団の項を削る。

別表第一中小企業総合事業団の項を削る。
(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第四十九条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

別表産業基盤整備基金の項及び中小企業総合事業団の項を削る。
(経済産業省設置法の一部改正)

第五十条 経済産業省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十二号を次のように改める。

十二 削除
第四条第一項第三十九号を次のように改め

第三十九条 削除
(罰則の適用に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条ただし書各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

目次

第一章 総則(第一条～第六条)
第二章 役員及び職員(第七条～第十四条)
第三章 業務等(第十五条～第二十五条)
第四章 雜則(第二十六条～第三十二条)
第五章 罰則(第三十三条～第三十五条)

附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下
業、運輸業その他の業種次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。に属する事業を主たる事業として営むもの
三 一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の

政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定めた数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

九 会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

十 会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

十一 会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

十二 会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

十三 会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

十四 会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

十五 会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

十六 会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

十七 会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

十八 会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

十九 会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二十 会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二十一 会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

<p>4 この法律において「小規模企業者」とは、小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)第一条第一項に規定する小規模企業者をいう。</p>	<p>3 機構は、前項の規定による政府の出資があり、当該集積の有する機能が強化されることをいう。</p>
<p>4 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)以下「通則法」という。の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人中小企業基盤整備機構とする。</p>	<p>2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事長及び監事三人を置くことができる。 (副理事長及び理事の職務及び権限等)</p>
<p>第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)以下「通則法」という。の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人中小企業基盤整備機構とする。</p>	<p>第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置くことができる。 (役員)</p>
<p>第四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。</p>	<p>2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。 3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていなければ監事とする。</p>
<p>第五条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。</p>	<p>4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。</p>
<p>第六条 機構の資本金は、中小企業総合事業団法(平成十四年法律第二百三号)以下「廃止法」という。附則第二条第九項、第四条第九項及び第十項並びに第五条第六項及び第七項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。</p>	<p>2 理事長及び副理事長の任期は四年とする。 (役員の任期)</p>
<p>第七条 理事長及び副理事長の任期は四年とする。</p>	<p>3 機構は、前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。</p>
<p>第八条 機構の役員若しくは職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>	<p>2 機構の役員及び職員は、刑罰(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>
<p>第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とする。</p>	<p>3 機構は、前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。</p>
<p>第十条 教育公務員で政令で定めるもの(次条各号のいづれかに該当する者を除く。)は、理事となることができる。</p>	<p>4 機構の役員若しくは職員は、刑罰(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>
<p>第十二条 機構の役員及び職員は、刑罰(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>	<p>2 機構の役員及び職員は、刑罰(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>
<p>第十三条 機構の役員若しくは職員は、刑罰(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>	<p>3 機構の役員及び職員は、刑罰(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>
<p>第十四条 機構の役員及び職員は、刑罰(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>	<p>2 機構の役員及び職員は、刑罰(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>
<p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p>	<p>3 機構の役員及び職員は、刑罰(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>
<p>第十六条 都道府県(中小企業支援法(昭和三十八年法律第二百四十七号)第三条第一項に規定する都道府県をいう。次号において同じ。)が行う同項各号に掲げる事業(同法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定支援事業を含む。)の実施に関し必要な協力を行い、及び中小企業者の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。</p>	<p>4 機構の役員及び職員は、刑罰(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>
<p>第十七条 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受け、前号イからニまでに掲げる業務を行うこと。</p>	<p>5 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資(第九号から第十一号までに該当するものを除く。)を行うこと。</p>
<p>第十八条 イ 創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者</p>	<p>6 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資(第九号から第十一号までに該当するものを除く。)を行うこと。</p>
<p>第十九条 中小企業支援担当者(中小企業支援法第三</p>	<p>7 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資(第九号から第十一号までに該当するものを除く。)を行うこと。</p>

る事業を行う者

ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者

六 前号イからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うこと。

七 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)第九条の規定による債務の保証を行うこと。

八 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第六条の規定による債務の保証を行うこと。

九 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一括的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)。以下「中心市街地整備改善活性化法」という。第二十二条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等並びに同条第二項の規定による債務の保証及び出資を行うこと。

十 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第三十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等及び同条第二項の規定による債務の保証を行うこと。

十一 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)第十四条の規定による債務の保証及び出資を行うこと。

十二 小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。

十三 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の規定による中小企業倒産防止共済事業を行なうこと。

十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 共済契約者(小規模企業共済法第二条第一項の共済契約者をいう。以下同じ。)又は共済契約者であつた者のうち同法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金(同法第十二条第一項の解約手当金をいう。)の支給の請求をしていないもの。その事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金

金(同法第十二条第一項の解約手当金をいいう。)の支給の請求をしていないもの。その

事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金

金(同法第十二条第一項の解約手当金をいいう。)の支給の請求をしていないもの。その

事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金

金(同法第十二条第一項の解約手当金をいいう。)の支給の請求をしていないもの。その

事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金

金(同法第十二条第一項の解約手当金をいいう。)の支給の請求をしていないもの。その

事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金

金(同法第十二条第一項の解約手当金をいいう。)の支給の請求をしていないもの。その

事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金

金(同法第十二条第一項の解約手当金をいいう。)の支給の請求をしていないもの。その

事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金

うことができる。

一 事業者(中小企業者を除く。次号において同じ。)の依頼に応じて、その事業活動に関し同一の業務を行うこと。

二 事業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

三 前項第二号に掲げる業務を行うための施設及び当該施設において行う養成又は研修を受ける者のための宿泊施設その他の同号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 委託を受けて、中心市街地整備改善活性化法第二十二条第三項の規定による特定の地域における施設の整備、技術的援助等を行うこと。

五 委託を受けて、新事業創出促進法第三十二条第三項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

六 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

五 小規模企業共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

六 中小企業倒産防止共済事業に係る共済金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務

七 中小企業倒産防止共済事業に係る共済事務の執行の適正化に関する法律(准用)

五 機構は、第一項第九号に掲げる業務(中心市街地整備改善活性化法第二十二条第一項に規定するものに限る。)及び第一項第十号に掲げる業務(新事業創出促進法第三十二条第一項に規定するものに限る。)については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他管理及び譲渡の業務については、この限りで行わなければならない。

六 機構は、第一項第六号に掲げる業務(同項第

三号口及びハに係る部分に限る。)及び同項第五号イ及びハに掲げる業務の範囲は、政令で定める。

団体 その団体の事業に必要な資金

一 第二項第六号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号(同項第

三号口及びハに係る部分に限る。)及び同項第五号イ及びハに掲げる業務の範囲は、政令で定める。

二 第十五条第一項第七号から第十一号までに掲げる業務のうち債務の保証に関するもの(これらに附帯する業務を含む。)

三 第十五条第一項第七号から第十一号までに掲げる業務のうち債務の保証に関するもの(これらに附帯する業務を含む。)

四 小規模企業共済事業に係る掛金及び申込金の支給に関する業務

五 機構は、第一項第六号に掲げる業務(申込金の

六 中小企業倒産防止共済事業に係る共済金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務

七 中小企業倒産防止共済事業に係る共済事務の執行の適正化に関する法律(准用)

五 機構は、第一項第六号に掲げる業務(申込金の

に附帯する業務を含む。)

二 第十五条第一項第五号に掲げる業務及び同項第九号から第十一号までに掲げる業務のうち出資に関するもの(これらに附帯する業務を含む。)

三 第十五条第一項第七号から第十一号までに掲げる業務のうち債務の保証に関するもの(これらに附帯する業務を含む。)

四 第二項第六号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号(同項第

三号口及びハに係る部分に限る。)及び同項第五号イ及びハに係る部分に限る。)

五 機構は、第一項第六号に掲げる業務(申込金の

六 中小企業倒産防止共済事業に係る共済金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務

七 中小企業倒産防止共済事業に係る共済事務の執行の適正化に関する法律(准用)

ならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第九号及び第十号に掲げる業務(それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く)並びにこれらに関連する同項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務

二 第十五条第一項第七号及び第八号に掲げる業務、同項第九号に掲げる業務(中心市街地整備改善活性化法第二十二条第二項に規定するものに限る)、第十五条第一項第十号に掲げる業務(新事業創出促進法第三十二条第二項に規定するものに限る)並びに第十五条第一項第十一号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第九号及び第十号に掲げる業務のうち産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)第一項第一項の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に関するもの並びに第十五条第一項第十号に掲げる業務(新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る)並びにこれらに附帯する第十五条第一項第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する第十五条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項掲げる業務

四 第十五条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項掲げる業務

五 第十五条第一項第十三号に掲げる業務(以下「小規模企業共済勘定」という)からの他の勘定への資金の融通について準用する。

(利益及び損失の処理の特例等)

第十九条 機構は、それぞれ前条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定(以下「一般勘定」という)、同項第二号に掲げる業務に係る勘定、小規

模企業共済勘定及び同項第五号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項において「中期目標の期間」(以下この項において「中期目標の期間」という)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条第一項及び第二項の業務の財源に充てる

ことができる。

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省(前条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業省及び財務省)の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定(以下「施設整備等勘定」という)における通則法第四十四条第一項ただし書の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第一条から第三項までの規定は、施設整備等勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、

「第四項の規定により読み替えるものとする。第四十条第一項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に関する必要な事項は、政令で定める。

(第一種信用基金)

第二十条 機構は、第十五条第一項第七号及び第九号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第一種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十二項の規定により第一種信用基金に充てるべきものと

して政府から出資があつたものとされた金額、同条第十三項の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

前項の第一種信用基金は、経済産業省令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものと

する。

(第二種信用基金)

第二十一条 機構は、第十五条第一項第八号、第十号及び第十一号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十二項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十三項の規定により第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十二項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとす

る。

2 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

(債務保証)

第二十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に準用する。

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第九号に掲げる業務(中心市街地整備改善活性化法第二十二条第二号に掲げるものに限る)、第十五条第一項第十号に掲げる業務(新事業創出促進法第三十二条第一項第一号から第三号までに掲げるものに限る)に

掲げる業務(新事業創出促進法第三十二条第一項第一号から第三号までに掲げるものに限る)に

に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く)について保証することができる。

(償還計画)

第二十四条 機構は、毎事業年度、長期借入金及
び債券の償還計画を立てて、経済産業大臣の認
可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による認可をし
ようとするときは、あらかじめ、経済産業省の
独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければ
ならない。

(余裕金の運用の特例)

第二十五条 機構は、通則法第四十七条の規定に
かかるらず、次の場合により、業務上の余裕金
を運用することができる。

(余裕金の運用の特例)

第二十五条 機構は、通則法第四十七条の規定に
かかるらず、次の場合により、業務上の余裕金
を運用することができる。

一 財政融資資金への預託

2 通則法第四十七条第一号の規定により取得
した有価証券の信託会社又は信託業務を行う
銀行への信託

二 機構は、通則法第四十七条及び前項の規定に
かかるらず、安全かつ効率的なものとして経済
産業大臣の指定する方法により、小規模企業共
済勘定に属する業務上の余裕金を運用すること
ができる。

(報告及び検査)

第二十六条 主務大臣は、この法律を施行するた
め必要があると認めるときは、第十七条第一項
又は第二項の規定により業務の委託を受けた者
(以下「受託者」という)に対し、その委託を受け
た業務に關し報告をさせ、又はその職員に、
受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、そ
の委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは
帳簿、書類その他の物件を検査させることができ
る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合
には、その身分を示す證明書を携帯し、関係人
にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはならな
い。

い。

(財務大臣との協議)

第二十七条 経済産業大臣は、次の場合には、財
務大臣に協議しなければならない。

一 第二十二条第一項若しくは第五項又は第二
十一条第一項の認可をしようとするとき。

二 第十九条第一項の承認(第十八条第一項第
二号に掲げる業務に係るもの)を除く)をしよ
うとするとき。

三 第二十五条第二項の指定をしようとすると
き。(主務大臣等)

第二十八条 この法律及び機構に係る通則法にお
ける主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管
理業務に関する事項については、経済産業大
臣(第十八条第一項第二号に掲げる業務に係
る財務及び会計に関する事項については、經
済産業大臣及び財務大臣)

二 第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する
事項については、経済産業大臣及び財務大
臣

三 機構の行う業務のうち前号に掲げる業務以
外のものに関する事項については、経済産業
大臣

二 第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する
事項については、経済産業大臣及び財務大
臣

三 第二十六条第一項第二号に掲げる業務につ
いては、経済産業大臣及び財務大臣

二 第十八条第一項第二号に掲げる業務につ
いては、経済産業大臣及び財務大臣

三 第二十六条第一項第二号に掲げる業務につ
いては、経済産業大臣及び財務大臣

第二十九条 第十八条第一項第二号に掲げる業務
に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条
第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、
第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十
五项第四項及び第四十八条第二項の規定の適用
については、これらの規定中「評価委員会」とあ
るのは、「評価委員会及び財務省の独立行政法
人評価委員会」とする。

2 経済産業省の独立行政法人評価委員会は、次
の場合には、第十八条第一項第二号に掲げる業
務に關し、財務省の独立行政法人評価委員会の
意見を聽かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第
一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三
十四条第三項において準用する場合を含む。)
の規定による勧告をしようとするとき。

三 第二十五条の規定に違反して業務上の余裕
金を運用したとき。

二 第十五条第一項及び第二項に規定する業務
以外の業務を行つたとき。

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
た場合には、その違反行為をした受託者の役員
又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合
には、その違反行為をした機構の役員は、二十
万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済産業大臣又は主
務大臣の認可又は承認を受けなければならない
場合において、その認可又は承認を受けな
かったとき。

一 この法律の規定により絏済産業大臣又は主
務大臣の認可又は承認を受けなければならない
場合において、その認可又は承認を受けな
かったとき。

規 定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
た場合には、その違反行為をした受託者の役員
又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による

一般の先取特権に次ぐものとする。

(特定産業集積活性化法に係る業務の特例)

第四条 機構は、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)以下「特定産業集積活性化法」という。)第十一項第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等及びこれに附帯する業務を行う。

2 機構は、第十五条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、同条第一項及び前項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、特定産業集積活性化法第十一項第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うことができる。

(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)

第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項並びに前条の業務のかか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の成立の際現に廃止法第二条の規定による改正前の地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)以下「改正前公団法」という。)第十九条第一項第三号の規定により公団が造成、整備又は管理(同項第五号に規定するこれらに附帯する業務を含む。)を行つてある工場用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。

二 機構の成立の際現に廃止法第二条の規定による改正前の地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)以下「改正前公団法」という。)第十九条第一項第三号の規定により公団が造成、整備又は管理(同項第五号に規定するこれらに附帯する業務を含む。)を行つてある工場用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。

二 機構の成立の際現に廃止法第二条の規定による改正前の地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)以下「改正前公団法」という。)第十九条第一項第三号に規定する産業業務施設の再配置の促進法(平成四年法律第七十六号)以下「改正前地方拠点法」という。)第十四条第一項第一号の規定により公団が造成、整備又は管理(同項第三号に規定するこれらに附帯する業務を含む。)を行つてある産業業務施設用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。

二 機構の成立の際現に廃止法第二条の規定による改正前の地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)以下「改正前公団法」という。)第十四条第一項第一号の規定により公団が造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。

三 機構の成立の際現に廃止法附則第四十四条の規定による改正前の新事業創出促進法以下「改正前新事業創出促進法」という。)附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九条第二号に規定する部分に限る。)の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号)以下「旧特定事業集積促進法」という。)第七条第一項第一号の規定により公団が管理している業務用地につき、管理及び譲渡を行うこと。

四 前三号に掲げる業務の円滑な実施を図るために、機構の成立の際現に改正前の新事業創出促進法第二十六条第一項第二号の規定により公団が賃貸その他の管理を行つてある工場用地、産業業務施設用地及び業務用地につき、賃貸その他の管理を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 前三号に掲げる業務の円滑な実施を図るために、機構の成立の際現に改正前の新事業創出促進法第二十六条第一項第二号の規定により公団が賃貸その他の管理を行つてある工場用地、産業業務施設用地及び業務用地につき、賃貸その他の管理を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 前三号に掲げる業務の円滑な実施を図るために、機構の成立の際現に改正前の新事業創出促進法第二十六条第一項第二号の規定により公団が賃貸その他の管理を行つてある工場用地、産業業務施設用地及び業務用地につき、賃貸その他の管理を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前項の規定による第三項に規定する特別の勘定の廃止の時において、廃止法附則第五条第七項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額のうち第一項及び第二項の業務に係る部分として経済産業大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)

第六条 機構は、平成二十二年度の終了の日までに限り、第十五条第一項及び第二項、附則第四条並びに前条第一項及び第二項の業務のほか、旧産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)附則第一項本文の規定にかかるわらず、同項ただし書に規定する地方債に係る利子補給金を支給する業務を行う。

七 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、附則第四条第一項、前条第一項、附則第四条第一項、前条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する地域における鉱工業等の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、平成二十二年改正前の公

二 機構の成立の際現に廃止法附則第四条第一項及び第二項、附則第四条第一項、前条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する地域における鉱工業等の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、平成二十二年改正前の公

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

た貸付けについて、日本政策投資銀行に対し、利子補給金を支給する業務を行うことができる。

3 機構は、前項の政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、附則第四条、前条第一項及び第二項並びに前二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

4 機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

5 機構は、前各項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

6 機構は、第一項から第四項までの業務を終えた場合において、その際前項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより国庫に納付しなければならない。

7 機構は、前項の規定により国庫納付をしたときは（同項に規定する場合において同項に規定する資産の価額が負債の金額を下回るときは、第一項から第四項までの業務を終えた後遅延なく）、第五項に規定する特別の勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとする。

8 前項の規定による第五項に規定する特別の勘定の廃止の時において、廃止法附則第五条第六項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に係る業務の特例）

第七条 機構は、第十五条第一項及び第二項並びに附則第四条並びに第五条第一項及び第二項並びに前条第一項から第四項までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（昭和六十一

年法律第七十七号）第十四条の規定による債務の保証を行うこと。

二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）以下「輸入・対内投資法」という）第八条の規定による債務の保証を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第四条並びに第五条第一項及び第二項並びに前条第一項から第四項まで並びに前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の成立の際現に改正前新事業創出促進法附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定事業集積促進法第九条第一号の規定により産業基盤整備

基金（以下「基金」という。）が行っている債務の保証に係る借入れにつき債務の保証を行うこと。

二 機構の成立の際現に廃止法附則第四十七条の規定による改正前の新事業創出促進法の一

部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十三号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四

条の規定による廃止前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第六条第一号の規定により基金が行っている債務の保証に係る社債又は借入れにつき債務の保証を行うこと。

三 機構の成立の際現に廃止法附則第四十六条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第五条の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成七年法律第六十一号）

第十一条第一号の規定により基金が行っている債務の保証に係る借入れにつき債務の保証を行うこと。

（旧織維法に係る業務の特例）

第八条 機構は、第十五条第一項及び第二項並びに附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに

第六条第一項から第四項まで並びに前条の業務のほか、廃止法第一条（第一号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の中小企業総合事業團法（平成十一年法律第十九号。以下「旧事業團法」という。）の施行前に旧事業團法附則第二十

四条第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の織維産業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号。以下「旧織維法」とい

う。）第三章に規定する織維産業構造改善事業協会（以下「協会」という。）が締結した債務保証契約に係る旧織維法第四十条第一項第一号に掲げ

る業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第四条並びに第五条第一項及び第二項並びに前条第一項から第四項まで並びに前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の成立の際現に改正前新事業創出促進法附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定事業集積促進法第九条第一号の規定により産業基盤整備

並びに第六条第一項から第四項まで、前条並びに前項の業務のほか、旧織維法第四十条第一項第三号から第五号まで及び第七号から第九号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を行ふ。

（出資承継勘定）

第九条 機構は、第十八条第一項の規定にかかるらず、廃止法附則第四条第一項の規定により基金から承継した株式（廃止法附則第三十七条の規定による改正前の輸入・対内投資法第八条第六号の規定による出資に基づいて取得した株式を除く。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「出資承継勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 廃止法附則第四条第十項の規定により政府又は政府以外の者から出資があつたものとされた金額（第六項において「出資金額」という。）に係る経理は、出資承継勘定において行うものとする。

3 機構は、第一項に規定するすべての株式の処分を終えたときは、出資承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際出資承継勘定に属する資産の価額に相当する金額を、政府又は政府以外の者に対し、それぞれ廃止法附則第四条第十項の規定により政府又は政府以外の者から出資があつたものとされた金額に応じて分配するものとする。この場合において、政府に対し分配するものとされた金額は、産業投資特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により政府又は政府以外の者に分配することができる金額は、廃止法附則第四条第十項の規定によりそれぞれ政府又は政府以外の者から出資があつたものとされた金額を限度とする。

5 第三項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、産業投資特別会計に帰属する。

6 機構は、第三項の規定により出資承継勘定を

する金額により資本金を減少するものとする。

（織維信用基金）

第十条 機構は、附則第八条第一項の業務に関する織維信用基金（以下単に「織維信用基金」という。）を設け、廃止法附則第三十三条の規定により織維信用基金に充てるべきものとして政

府から出資があつたものとされた金額及び同条六号の規定による出資に基づいて取得した株式に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

（出資承継勘定）

第九条 機構は、第十八条第一項の規定にかかる

第十四項の規定により織維信用基金に充てるべきものとして織維事業者又はその組織する団体から出えんがあつたものとされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 織維信用基金は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

3 機構は、附則第八条第一項の業務に関する求償権（協会又は事業団が債務保証契約を履行したことにより取得した求償権及び機

構が当該債務保証契約を履行した場合に取得する求償権をいう。）の回収及び償却を終えたとき

は、織維信用基金を廃止するものとする。

4 機構が前項の規定により織維信用基金を廃止する際に、附則第十三条第三項の規定による返還を行った後における当該基金に属する資産の価額が負債の金額を上回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち国の一般会計に納付すべき金額を定めたときは、機構は、当該金額を国的一般会計に納付しなければならない。

5 前項の規定による納付があつたときは、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

（織維振興基金）

第十一条 機構は、附則第八条第二項に規定する旧織維法第四十条第一項第四号及び第七号に掲

げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する
織維振興基金を設け、廃止法附則第二条第十三
項の規定により織維振興基金に充てるべきもの
として政府から出資があったものとされた金額
及び同条第十四項の規定により織維振興基金に
充てるべきものとして織維事業者又はその組織
する団体から出えんがあったものとされた金額
の合計額に相当する金額をもつてこれに充てる
ものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の織維振興基金に
準用する。
(織維人材育成基金)

第十二条 機構は、附則第八条第二項に規定する
旧織維法第四十条第一項第五号に掲げる業務及
びこれに附帯する業務に関する織維人材育成基
金を設け、廃止法附則第二条第十三項の規定に
より織維人材育成基金に充てるべきものとして
政府から出資があつたものとされた金額及び同
条第十四項の規定により織維人材育成基金に充
てるべきものとして政府以外の者から出えんが
あつたものとされた金額の合計額に相当する金
額をもつてこれに充てるものとする。

2 附則第十条第二項の規定は、前項の織維人材
育成基金に準用する。
(出えん金の返還)

第十三条 機構は、廃止法附則第二条第十四項の
規定により織維信用基金に充てるべきものとし
て織維事業者又はその組織する団体から出えん
があつたものとされた金額(以下「出えん金」と
いいう。)について、附則第八条第一項の業務の実

施の状況、織維信用基金の状況等を勘案して、
当該業務に支障がないと認めるときは、経済産
業大臣の認可を受けて、これを当該出えん金を
出えんしたものとされた者に対し、その出えん
金の額を限度として返還することができる。

2 前項の規定により出えん金の返還がなされた
ときは、織維信用基金は、その返還した金額に
より減少するものとする。

3 第一項の規定は、附則第十条第三項の規定に
より織維信用基金を廃止する場合における出え
ん金の返還について準用する。この場合におい
て、第一項中「附則第八条第一項の業務の実施
の状況、織維信用基金の状況等を勘案して、當
該業務に支障がないと認めるときは」とあるの
は、「織維信用基金の廃止の際ににおける當該基
金の状況等を勘案して、當該出えん金を出えん
したものとされた者と協議するところにより」
と読み替えるものとする。

4 前項の規定により出えん金が返還された場合
においては、当該返還によりすべての出えん金
が返還されたものとみなす。

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第四条、第五条第一項及び第二
項、第六条第一項から第四項まで、第七条並び
に第八条の規定により機構が業務を行う場合に
は、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句とするほか、必要な技術的読み替え
は、政令で定める。

第一号	第十八条第一項	第十号に掲げる業務	第十号に掲げる業務並びに附則第四条第一項の業 務	第一号まで並びに附則第七条第一項第一号及び 第二号
第二号	第十九条第一項	第三号までに掲げる業務	第三号までに掲げる業務並びに附則第八条の業務	第一号まで
第三号	第十八条第一項	附帯する業務	附帯する業務並びに附則第七条の業務	第一号まで
第二号	第十九条第一項	業務のうち	業務並びに附則第四条第一項の業務のうち	第一号まで
第三号	第十九条第一項	限る。)並びに	限る。)及び附則第四条第一項の業務特定産業集 積の活性化に関する臨時措置法第十二条第一項第 二号に掲げるものの限る。)並びに	第一号まで
第一号	第十九条第一項	第五号に掲げる業務	第五号に掲げる業務並びに附則第四条第二項の業 務	第一号まで
第二号	第十九条第一項	及び同項第五号の業務に 係る勘定	、同項第五号の業務に係る勘定、附則第五条第三 項に規定する特別の勘定及び出資承継勘定	第一号まで
第三号	第二十一条第一項	第二項の業務	第二項並びに附則第四条、第五条第一項及び第二 項、第六条第一項から第四項まで、第七条並びに 第八条の業務	第一号まで
第四号	第二十一条第一項	第十一号	第十一号並びに附則第七条第一項第一号及び第二 号	第一号まで
第五号	第二十一条第一項	附帯する業務	附帯する業務並びに附則第七条第一項の業務	第一号まで
第六号	第二十一条第一項	第十三号に掲げる業務	第十三号に掲げる業務並びに附則第四条第一項、 第五条第一項、第六条第一項から第三項まで及び 第八条の業務	第一号まで
第七号	第二十一条第一項	附帯する業務	附帯する業務並びに附則第七条第一項及び第二 項、第六条第一項から第四項まで、第七条並びに 第八条の業務	第一号まで
第八号	第二十一条第一項	第二項並びに附則第四条、第五条第一項及び第二 項、第六条第一項から第四項まで、第七条並びに 第八条の業務	第二項並びに附則第四条、第五条第一項及び第二 項、第六条第一項から第四項まで、第七条並びに 第八条の業務	第一号まで

第一号	第二十一条第一項	第十九条第一項	第十九条第一項	第一号
第二号	第二十一条第一項	第十九条第一項	第十九条第一項	第二号
第三号	第二十一条第一項	第十九条第一項	第十九条第一項	第三号
第四号	第二十一条第一項	第十九条第一項	第十九条第一項	第四号
第五号	第二十一条第一項	第十九条第一項	第十九条第一項	第五号
第六号	第二十一条第一項	第十九条第一項	第十九条第一項	第六号
第七号	第二十一条第一項	第十九条第一項	第十九条第一項	第七号
第八号	第二十一条第一項	第十九条第一項	第十九条第一項	第八号

(政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第十六条 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

26 附則第二十一項に規定する石炭勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があると見込まれるときは、当該見込まれる金額を限度として、平成十八年度に限り、附則第十三項の規定にかかわらず、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する補助金(独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二号)。次項において「中小機構法」という。)附則第六条第一項から第四項までの業務に係るものに限る。)は、附則第十二項に規定する石炭勘定の歳出とする。

27 中小機構法附則第六条第五項に規定する特別の勘定が廃止されるまでの間、第三条第一項の規定にかかわらず、中小機構法附則第十四条の規定により読み替えて適用される中小機構法第十九条第三項及び中小機構法附則第六条第六項の規定による納付金であつてこの会計に帰属するものは、この会計の歳入とする。

(石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部改正)

第十七条 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条中石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法附則に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の二項を加える。

28 廃止法附則第二条第一項の規定により国

がこの会計において石油公団の貸付金を承継する場合においては、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、当該貸付金の償還金及び利子は、この会計の歳入とする。

ク ク ク 八 終 ら る 過	四 四 四 行 段 ベ ジ	誤 誤 正	第一号中正誤
L O C A			

平成十四年十一月二十八日印刷

平成十四年十一月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D